

令和3年 第4回

身延町議会定例会会議録

令和3年12月10日 開会

令和3年12月17日 閉会

山梨県身延町議会

令和 3 年

第 4 回身延町議会定例会

12月10日

令和3年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和3年12月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更について
- 日程第20 議案第95号 財産の取得について

日程第21 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

4番	山下利彦	5番	佐野知世
6番	伊藤雄波		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	遠藤 基
会 計 管 理 者		小笠原正人	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		佐藤 成人	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		伊藤 克志	町 民 課 長	穂坂 桂吾
福 祉 保 健 課 長		望月 融	観 光 課 長	佐野 和紀
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	高野 修
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 住 民 サ ー ビ ス 担 当 リ ー ダ ー	伊藤 剛
身 延 支 所 長		千頭 和康樹	学 校 教 育 課 長	深沢 泉
生 涯 学 習 課 長		中山 耕史	施 設 整 備 課 長	羽賀 勝之

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議 会 事 務 局 長 大 村 隆
録 音 係 若 狭 秀 樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

令和3年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を要するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、今回の議会においてタブレット端末を初めて使用するので、不慣れであるため行政職員を同席させていますので、ご了承ください。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

4番 山下利彦君

5番 佐野知世君

6番 伊藤雄波君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、お手元に配布したとおり、報告2件、条例案5件、計画策定1件、補正予算案6件、契約の変更案1件、財産の取得1件、諮問1件の計17件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づいて出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元への配布により報告としますの

でご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに議案の説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和3年第4回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和3年10月24日執行の身延町議会議員選挙におきまして、見事当選の栄を浴された14名の議員の皆さまには、改めまして心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、11月8日の第4回身延町議会臨時会において、上田孝二議長ならびに伊藤達美副議長の選出と各常任委員会等の構成がなされ、本日、新しい議会構成の中での身延町議会定例会の開催であります。

町政を司る私ども執行部といたしましても、議員の皆さま方とともに町民福祉の更なる向上に努めてまいりたいと思う次第であります。

新型コロナウイルス感染状況につきましては、現在、ワクチン接種の効果等により全国的に小康状態を保ち感染者数も少数となり安堵しているところではありますが、新たな変異株、オミクロン株の世界的な感染急拡大を踏まえ、本町におきましても、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3回目の追加接種を行うことで準備を進めているところでもあります。

今回の対象者は、2回目の接種を終えた18歳以上の方で、原則2回目の接種完了から8カ月以上経過した、すべての方が対象となりますが、オミクロン株の感染拡大によっては接種時期が早まることも想定されております。

本町では、まず2回目接種の早かった医療従事者等より今月から始め、その後、高齢者の方へと順次移り、希望する方全員に来年夏ごろまで実施してまいります。

接種するにあたり対象者に接種券等、予診表を郵送いたしますので、希望する方は予約したのち、ご指定の日に接種していただきたいと思っております。

今回もこれまでの1・2回目同様、集団接種を基本に下山小学校体育館を会場に3月ごろから集団接種を予定しております。

また、病院内で行う接種で、町の個別接種の対象者となり、移動が困難な高齢者や土日に接種を受けることが難しい方などにつきましては、現在、医療機関と調整をし、接種に向けた体制整備を考えております。

今後、町の広報紙やホームページなどで周知してまいります。希望します町民の方には速やかに接種を行い、1・2回目同様、安心・安全で円滑なワクチン接種に心がけ、鋭意実施してまいります。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和4年度予算編成方針についてであります。

去る11月15日、私から令和4年度予算編成方針を管理職に対して示し、財政課から全職員に対して予算編成への取り組みについて、詳細な事務取扱要領を提示いたしました。

令和4年度当初予算編成方針としましては、まちづくりの指針となる第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる5つの基本目標に基づき、この第2期総合戦略を確実に推進すべく職員の英知を結集し、各アクションプランによる重点施策の予算編成に鋭意取り組みを指示したところであります。

また、令和4年度の本町の財政運営においては、新型コロナによる経済の低迷により昨年度と同様に個人ならびに法人所得は減少が著しく、地方税の落ち込みは大変厳しいものになると想定され、基幹的財源である地方交付税においても交付税財源である国税の落ち込みに伴い、現金交付分は昨年を下回り、財源不足を補う臨時財政対策債の増額により補完することがすでに国から示されております。

当然のことながら厳しい財源の中ではありますが、本町が抱える諸課題についてスピード感をもって最大限の効果をあげる予算編成に努めてまいりたいと考えます。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた佐野貴宣教育委員の後任として、先の第3回身延町議会定例会において議会の同意をいただき、井上敬典氏を11月19日に任命いたしました。任期は同日から4年間となります。

教育委員会の構成は保坂新一教育長、今村文子教育長職務代理者、若林裕子委員、遠藤一彦委員、井上敬典委員でございます。

次に身延町ワンだふる商品券の給付事業についてであります。

コロナ禍により経済活動の収縮を受け、未曾有の経済停滞から徐々に回復の兆しは見えるものの、今もなお様々な制約がもたらされております。

本町の事業者への支援と消費喚起を促すべき、8月1日を基準とし、住民基本台帳に記録されている町民の方1万836人、5,224の世帯主の方に1人2万円分の商品券をお届けしております。

11月30日現在の換金額につきましては1億4,574万4千円で、約67%の換金率となっております。

商品券の使用期限につきましては、令和3年12月31日までとなっております。今月末でございます。使用期限にご注意をいただき、町内の事業者への更なる支援と町民の皆さまの生活の維持、向上にご利用いただきたいと思います。

次に、みのワンを取り入れたご当地ナンバープレートについてであります。

町の公式マスコットキャラクターみのワンの活用策の1つとして、原動付自転車等のナンバープレートにみのワンをデザインに取り入れた本栖湖と富士山バージョンと、町の木しだれ桜バージョンのご当地ナンバープレート、2種類を新年1月から導入いたします。みのワンの積極的な活用という町民からの声に応え、明るいデザインのナンバープレートにいたしますので多くの町民の皆さまに活用していただきたいと思います。

次に身延中学校新校舎整備事業についてであります。

現在、基本設計の配置計画に基づいて実施設計により校舎、体育館、武道場および給食センターの設計積算を進め、令和4年度の当初予算への計上および文部科学省への補助金申請の業務を進めているところであります。

校舎、体育館、武道場については基本方針のとおり、耐火コア部分を除き町産材、県産材を使用した木造二階建て校舎として建築することといたします。

なお、木材の調達にあたって、身延山久遠寺さまより子どもたちのために木材のご提供をいただきましたことをご報告させていただきます。

続いて建設地の整備状況についてであります。国、県との協議を行い造成工事を進めているところでもあります。造成工事に当たっては、昭和の初期から身延町内において水力発電事業により雇用や経済において、長年、地域貢献をしていただいている日本軽金属株式会社と身延町において基本協定施行協定を締結し、雨畑ダムに堆積した土砂を利用して造成工事を進めております。

現在、盛り土のための土砂約5万立方メートルの搬入と外周道路および敷地造成工事を進め、外構部分を除き来年3月末には完成する予定であります。

現在の進捗状況はおおむね工程どおり順調に進んでおりますので、予定どおり校舎、体育館、武道場の工事発注を令和4年度、第1四半期に行い、令和5年度にわたる約2年間を建設工期とし令和6年2月末に完成させ、令和6年4月には生徒が誇れる中学校、この中学校で学んでよかったと思える新中学校の開校を目指して進めております。

次にPFI事業による下部温泉健康増進施設整備計画についてであります。

本事業につきましては、これまでも様々な機会にご説明させていただきましたが、今年度に入っの事業経過報告、ならびに進捗についてご説明させていただきます。

令和3年5月21日に優先交渉権者を決定いたしました。優先交渉権者は甲府市後屋町に本社があります株式会社クスリのサンロードを中心としたSPC構成企業体であります。

すでに基本協定の締結および仮契約の締結を行い、第2回臨時議会により全会一致でご承認をいただきました。

代表事業者であります株式会社クスリのサンロードにつきましては、ご存じのとおり身延町内にドラッグストア クスリのサンロードを出店しており、山梨県内、長野県内においてドラッグストア、調剤薬局と70店舗を事業展開するとともに、甲府市大里において温浴施設とスポーツジムの併設したヘルシースパ サンロードの事業運営を行っております。

現在、事業者提案をもとに町と定期的な協議を行い実施設計を進め、建設工事については令和4年5月に工事着工する予定であります。

また、施設で使用する温泉についてであります。下部奥の湯高温源泉および雨河内源泉冷泉の2系統の温泉を使用し、源泉かけ流し温泉を目指すことといたしました。

なお、下部奥の湯高温源泉、雨河内源泉冷泉の2系統の温泉管布設工事については、すでに工事発注し、今年度末、完成を目指しております。

PFI事業の導入により民間事業者が持つ事業運営、経営ノウハウを活用し収益性を高め、町の財政縮減を図りつつ良質な天然温泉を使用し、町内の高齢者から若い世代に対応した質の高いサービスの提供と身延町を訪れる観光客にも満足していただける健康増進施設にしたいと考えております。

新型コロナ感染拡大が抑えられている状況ではありますが、新たにウッドショック、原油の高騰などにより建築資材が割高となるなど、社会情勢、経済情勢は厳しい中ではありますが、令和5年のゴールデンウィーク前のオープンを目指して整備を進めてまいります。

次に身延町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

昭和45年4月1日に議員立法として、過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、四次にわたる特別措置法により、本町も含め過疎地域においては、この支援を受ける中で過疎対策事業を実施しております。

平成12年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末日で期限を迎え、新たに過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、過疎地域の持続的発展を支援し過疎対策を推進する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。

本町は、引き続き過疎地域に該当しておりますことから、新法の特別措置の適用により過疎対策を推進していくため、身延町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

なお、身延町過疎地域持続的発展計画の策定にあたりましては、新法の規定により議会の議決を経たのち主務大臣へ提出することとされておりますので、今議会に議案として上程しておりますので、ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案第82号において、過疎地域の持続的発展・支援に関する特別措置法に基づき、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保および雇用機会の拡充、住民福祉に寄与するため、所定の要件を備えるものに係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についても上程しておりますので、併せてご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に令和3年第3回定例会以降の主な行事についてでございますが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

本議会定例会には、報告第11号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについておよび報告第12号 身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ならびに議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定についてから議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての条例関係5議案、また議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について、さらに議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)から議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)までの補正予算6議案、議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更について、議案第95号 財産の取得について、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての合わせて計17案件をご提案いたします。

ご提案いたしました、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご承認・ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

内容につきましては、このあと担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆さまには、慎重なご審議をいただくとともに本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます。行政報告および議案説明とさせていただきます。

お聞き苦しい点もございまして大変申し訳ありませんが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(上田孝二君)

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

以上の2議案は総務課が所管する条例の専決処分に係る報告でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

それでは、報告第11号の説明をさせていただきます。お手元の報告を見ていただきたいと思います。

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和3年12月10日 提出

処分事項を申し上げます。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例であります。

3ページをお開きください。

専決処分書をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

専決処分の日は令和3年11月30日であります。

専決事項は、先ほど申しましたとおり身延町職員給与条例の一部を改正する条例であります。

専決の理由を申し上げます。

令和3年人事院勧告を鑑み、令和3年山梨県人事委員会勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をするものであります。

お手元の議案説明書をご覧ください。

専決処分に至った背景等をご説明いたします。

1つ目に人事院が令和3年8月10日、一般職の国家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおり実施を11月24日、閣議決定をいたしました。

2つ目として、山梨県人事委員会が令和3年10月18日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いました。

これを受けまして、地方公務員法第24条第2項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されております。

今回の条例改正の内容についてご説明いたします。

人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて、以下のとおり給与条例の一部改正を行う

ものでございます。

第1条の改正について、ご説明いたします。

一般職員につきましては、期末手当の内容を6月分の支給済1.275カ月に対し、12月分は1.125カ月とするものであります。これにより、0.95カ月の勤勉手当と合算し、総支給額が4.30カ月になります。

したがって、年間支給月数は「4.45カ月」から「4.30カ月」になり、0.15カ月の減額となります。

また、再任用職員につきましては、期末手当の内容を6月分の支給済0.725カ月に対し、12月分は0.625カ月とするもので、これにより0.435カ月の勤勉手当と合算し、総支給額が2.22カ月になります。

したがって、年間支給月数は「2.32カ月」から「2.22カ月」となり、0.10カ月の減額となります。

次に第2条の主な改正について、ご説明いたします。

一般職員の期末手当の引き下げ率0.15カ月分を翌年から6月分と12月分に平準化するものであります。

また、再任用職員につきましても同様に、期末手当の引き下げ率0.10カ月分を6月分と12月分に平準化するというものであります。

下記にありますような表の一覧にしましたので、令和3年、令和4年の支給の月数はご覧のとおりでございます。

この改定の適用時期につきましては、第1条の改正につきましては公布の日から、第2条の適用につきましては、令和4年4月1日からということであります。

施行期日は公布の日から施行するというものでございます。

続きまして、報告第12号についてご説明させていただきます。

報告第12号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和3年12月10日提出であります。

処分事項は、身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

9ページをご覧ください。

専決処分書について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をいたします。

専決処分の日は令和3年11月30日であります。

専決事項は、身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

専決の理由を申し上げます。

令和3年山梨県人事委員会勧告等に伴う身延町職員給与条例の一部改正に鑑み、身延町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分するものであります。

では、お手元の議案説明書をご覧ください。

背景について、ご説明いたします。

1つ目としまして、人事院が令和3年8月10日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告のとおりの実施を11月24日に閣議決定をいたしました。

2つ目として、山梨県人事委員会が令和3年10月18日、県職員の給与改定について、県議会、知事に対し勧告を行ったものが背景でございます。

条例改正の内容について、ご説明いたします。

人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職員等の期末手当の率の改正に鑑み、特別職の期末手当の支給率も以下のとおり引き下げを行うものでございます。

第1条の改正内容をご説明いたします。

期末手当の内容を6月分の支給済2.225カ月に対し、12月分は2.075カ月とするものであります。これにより、総支給額が4.30カ月になります。年間の支給月数は一般職と同様に「4.45カ月」から「4.30カ月」となり、0.15カ月分の減額となります。

2条について説明をいたします。

期末手当の引き下げ率0.15カ月分を6月分と12月分に平準化するものであります。

下記にあるような形でもって、令和3年度、令和4年度の支給となるものであります。

改定の適用時期につきましては、第1条の改正は公布の日から、第2条の改正は令和4年4月1日からということで、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で報告第11号、第12号についての内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第7 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について

日程第8 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

以上の2議案は税務課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

議案第82号および議案第83号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

はじめに議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定についてであります。

身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が廃止され、それに代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が制定されたことによ

り、身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案説明書の5ページをお開きください。

内容欄をご覧ください。

この条例は、本年4月に施行された新過疎法に基づいて策定された身延町過疎地域持続的発展計画により、産業振興を目的とする固定資産税の課税免除措置を継続するため、法的根拠が執行した条例を廃止し、新たな法令に適用した条例を制定するものです。

本条例は、第1条から第6条までの本則および附則1項から3項で構成をいたします。

第1条では、この条例の制定目的を規定します。地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保および育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上に寄与するため、身延町過疎地域持続的発展計画において、振興すべき業種として定める製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備を取得した特別償却設備設置者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めることを目的といたします。

第2条では、課税免除の要件を規定いたします。

1つ目に適用期間、2つ目に取得価格要件、3つ目に対象となる設備投資について定めます。

第3条では、課税免除の期間を規定いたします。固定資産税が免除される期間は従前どおりで、対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3カ年度です。

第4条では、課税免除の申請について。

第5条では、課税免除の取消しについて。

第6条では、町長への委任についてそれぞれ規定をします。

また附則1項では、施行期日と本年4月1日に遡及して適用することを規定します。

附則2項では、根拠法令が失効した身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の廃止について規定します。

附則3項では、令和3年3月31日以前の旧条例第2条に基づく固定資産税の課税免除の適用については、なお、従前の例により継続される経過措置について規定をいたします。

以上で、議案第82号のご説明を終わらせていただきます。

次に議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書をご覧ください。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案説明書の6ページをお開きください。

内容欄をご覧ください。

令和2年12月15日に閣議決定をした全世代型社会保障改革の方針等を踏まえ、すべての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための法律が本年6月11日に公布され、国民健康保険法および地方税法等の改正により、子どもに係る国民健康保

険料等の均等割額の減額措置が令和4年度から導入されることとなったため、身延町国民健康保険条例に所要の改正を行うものです。

今般の法改正に伴い、国民健康保険税については、子どもに係る被保険者均等割額の2分の1を減額し、その減額相当額を公費で支援することとなります。

減額の対象は、国民健康保険に加入をする全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額および後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額です。

また、軽減対象世帯の未就学児の場合は、減額後の額のさらに2分の1を減額することとなり、実質的な減額率が7割軽減世帯の場合では8.5割、5割軽減世帯の場合は7.5割、2割軽減世帯の場合は6割の軽減となり、説明書の7ページ下段に記載のあります軽減イメージ図のような仕組みになっております。

なお、減額相当額に係る新たな国・地方の公費による負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となります。

本制度の実施は令和4年4月1日からで、令和4年度の課税分から適用をいたします。

以上で、議案第82号および議案第83号の提案理由と内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

それでは、議案書11ページをご覧ください。

議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案説明書8ページをご覧ください。

改正の背景等について説明をいたします。

本町の国保被保険者が産科医療補償制度に加入する病院などの分娩機関で出産した場合には、国民健康保険条例に規定する額、現行は40万4千円ですが、この額に当該補償制度の掛金相当額、具体的には1万6千円を加算した42万円を出産育児一時金として支給しています。

この補償制度の掛金1万6千円が、令和4年1月1日以降、1万2千円に引き下げられることとなりましたが、少子化対策としての重要性に鑑みて、現行の支給額を維持すべく、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、加算前の額を「40万4千円」から「40万8千円」に引き上げることとなりました。

この改正政令の趣旨を勘案し、本町の国民健康保険においても現行支給額を維持することと

して、身延町国民健康保険条例の一部を改正することといたしました。

次に改正内容について説明いたします。

条例第5条第1項に規定する出産育児一時金の額、これは加算前の額であります。これを「40万4千円」から「40万8千円」に改めるといいます。

これによりまして、説明書に記載の表に示したとおり、改正後も現行の支給額と同額を維持することとなります。

なお、この一部改正条例の施行日前に出産した場合の出産育児一時金の額につきましては、改正前の例により取り扱う旨を附則に規定いたしました。

施行期日につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和4年1月1日といたします。

次のページには、参考までに産科医療補償制度の概要を記してありますので、のちほどご覧いただければと思います。

以上、議案第84号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由でございます。

消防団員の処遇改善を行い、消防行政の円滑な運営を図ることで、若者の流出と高齢化の急進により減少している消防団員を確保するため、身延町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案説明書の10ページをご覧ください。

内容につきまして説明をさせていただきます。

背景としましては、地域の消防防災体制の中核を担っている消防団員数は年々減少傾向にあります。一方で近年災害が多発化・激甚化しており、団員一人ひとりが果たす役割が大きくなってきているところです。

具体的な内容といたしましては、近年災害発生時における消防団員の出勤は、その災害によっても異なりますが、長時間または数日間に及ぶことが多くなってきております。これまで費用弁償として出勤手当を支給しておりましたが、出勤に応じた成果給である性格が強いため、「出勤手当」から「出勤報酬」に見直すとともに、1回当たり支給していたものを1日当たり支給

するというものでございます。

具体的には、災害の場合1日につき4時間未満2千円、4時間以上を4千円、警戒、訓練、その他の場合、それぞれ1日1千円とするものでございます。

また、年額報酬につきましては、一般消防団員および隊員報酬額を「1万円」から「1万5千円」に増額するというものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からでございます。

以上、議案第85号の内容説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第11 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

それでは、議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

議案書のほうをご覧ください。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）が公布されたことに伴いまして、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案説明書をご覧ください。と思っております。

議案説明書11ページをご覧ください。

内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず背景ですが、本年8月2日公布の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正により、保育所等の事業者等における書面等の作成、保存についておよび保護者等への説明のうち、書面等で行うものについての規定が一部改正されたため、この改正を踏まえ、本町の条例についても所要の改正を行います。

内容につきましてですが、保育事業者等が作成、保存等行うものおよび、保育事業者等と保

護者等との間の説明、手続き等に関係するもので、書面等によることが規定または、想定されているものについて、保育事業者等の業務負担軽減および保護者等の利便性向上を図る観点から、電磁的方法による対応を認めるものとするための改正を行います。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

議案第87号、議案書をご覧ください。

議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり身延町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、身延町過疎地域持続的発展計画を定めるときは、議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案説明書の12ページ、13ページをお開きください。

議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について、内容の説明をさせていただきます。

提出議案であります身延町過疎地域持続的発展計画の策定に至る背景について、ご説明いたします。

時限立法の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末日で期限を迎え、新たに過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより過疎地域の持続的発展を支援し過疎対策を推進することを目的とした、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。

本町は、旧過疎法に引き続き過疎地域に該当していることから過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域の持続的発展の支援のための特別措置の適用により過疎対策を推進するため、身延町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

内容の概要をご説明いたします。

身延町過疎地域持続的発展計画は、総務省から示されました過疎地域持続的発展市町村計画作成例および、過疎地域持続的発展市町村計画等に係る事業名の区分等に基づき作成しております。

身延町過疎地域持続的発展計画は、1. 基本的な事項から始まります。

1. 基本的な事項では、1ページから16ページにわたり（1）町の概況、（2）人口及び産業の推移と動向、（3）町行財政の状況、（4）地域の持続的発展の基本方針、（5）地域の持続

的發展のための基本目標、(6) 計画の達成状況の評価に関する事項、(7) 計画期間、(8) 公共施設等総合管理計画との整合まで、8つの事項を記述しております。

続きまして、17ページから53ページにわたりましては、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として、2. 移住・定住・地域間交流の促進、人財育成について。3. 産業の振興について。4. 地域における情報化について。5. 交通施設の整備、交通手段の確保について。6. 生活環境の整備について。7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について。8. 医療の確保について。9. 教育の振興について。10. 集落の整備について。11. 地域文化の振興等について。12. 再生可能エネルギーの利用の推進についてまで11の事項を記述し、この11の事項のうち、3. 産業の振興を除く10の事項につきましては、それぞれに(1) 現況と問題点、(2) その対策、(3) 計画、(4) 公共施設等総合管理計画等との整合についてを記述し、3. 産業の振興につきましては、産業振興促進事項を追加した(1) 現況と問題点、(2) その対策、(3) 計画、(4) 産業振興促進事項、(5) 公共施設等総合管理計画等との整合について、5つの事項を記述しております。

計画書の最後には、事業計画(令和3年度から令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分として、ソフト事業を一覧表にまとめ、54ページから60ページに添付しております。

計画期間につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことから、令和3年4月1日に遡って運用することとされており、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年の計画期間となっております。

以上、議案第87号の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(上田孝二君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第13 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)
日程第14 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第15 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第16 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第17 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第18 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

議案第88号から議案第93号までの、令和3年度身延町一般会計および特別会計の補正予算について、お手元の概要書により提案理由ならびに内容説明をさせていただきます。

議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,554万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,669万円といたしました。

第2表繰越明許費について説明します。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業748万3千円に変更いたします。

第3回目のワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に係る所要額を予算化し、ワクチン接種会場への送迎業務および接種会場交通誘導警備業務委託に係る事業費を次年度へ繰り越すものです。

第3表債務負担行為について説明いたします。

第3表債務負担行為により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額を設定いたします。

令和3年度から令和4年度までの期間において、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律に基づく身延町健康増進施設整備運営事業の実施に供する経費を3,448万円以内とするものです。

第4表地方債の補正について説明します。

第4表地方債の補正により地方債の限度額を変更いたします。

辺地対策事業債は130万円を増額し、補正後の限度額を1,230万円といたしました。増額の要因は令和3年度辺地対策事業計画に基づき、町道排水整備事業に130万円を追加充当するものです。

2ページをお開きください。

対象工事は町道静川大須成曙線道路排水整備工事であります。

臨時財政対策債は8千万円を減額し、補正後の限度額2億円といたしました。減額の要因は前年度繰越金および地方交付税による一般財源が確保できたことによるものです。

緊急自然災害防止対策事業債は980万円を増額し、補正後の限度額を7,280万円といたしました。増額の要因は、緊急傾斜地崩落対策県営事業負担金に70万円を追加充当するもので、対象事業は緊急傾斜地崩落対策県営事業負担金であります。町道改良事業に910万円を追加充当し、対象工事は町道静川大須成曙線道路改良工事ほか記載がある3工事であります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

1款町税6,634万7千円を減額いたしました。

1項2目法人分、滞納繰越分1,034万7千円の減額については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の徴収猶予の特例措置を許可した2法人について、出納閉鎖前の納付および確定申告による税額変更が生じ、調定変更が必要となったための減額であります。

2項1目固定資産税、現年課税分5,600万円の減額については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による中小事業者等が所有する償却資産および、事業用家屋に係る軽減措置と3年ごとの評価替え、およびコロナ禍の影響等に伴う設備投資の縮小による課税標準額の減少に伴う減額であります。

3ページをお開きください。

11款地方交付税6億4,074万9千円を増額いたしました。これは令和3年度普通交付税の交付額決定によるものです。

15款国庫支出金1,134万6千円を増額いたしました。

1項1目国庫負担金、民生費国庫負担金335万9千円を計上いたしました。

障害福祉サービス費等の事業費負担金113万5千円は、障害児補装具への負担金の増額分になります。

子どものための教育・保育給付費負担金222万4千円は、民間保育園の途中入所者の増および保育単価改正の見込みによる増額であります。

1 項 2 目国庫負担金、衛生費国庫負担金 4 8 6 万 9 千円を計上いたしました。
新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。

2 項 2 目国庫補助金、民生費国庫補助金 3 0 5 万 2 千円を計上いたしました。

子ども・子育て支援事業費補助金 2 3 6 万 5 千円は、児童手当制度改正実施円滑化事業のシステム改修等への補助金であります。

4 ページをお開きください。

1 6 款県支出金 9 7 2 万 1 千円を増額いたしました。

2 項 3 目病院群輪番制病院設備整備費補助金 8 0 6 万 6 千円を計上いたしました。これは飯富病院が整備をする医療機器への助成になります。

1 7 款 2 項 1 目財産売払収入、不動産売払収入 1 7 4 万円を計上いたしました。これは国土交通省の発注工事に伴う土地の売払収入であります。

1 9 款 1 項 1 目基金繰入金、財政調整基金繰入金 3 億円を減額いたしました。これは普通交付税および繰越金の確定等によるものでございます。

2 1 款 3 項 1 目雑入、総務費雑入 1 7 0 万円を計上いたしました。これはコミュニティ助成事業助成金で、対象区は切石地区であります。

5 ページをお開きください。

2 2 款町債 6, 8 9 0 万円を減額いたしました。

町債の増減額につきましては、「第 4 表地方債補正」の説明のとおりであります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

2 款総務費について説明いたします。

1 項 1 目一般管理費、負担金、補助及び交付金 1 2 8 万 7 千円を計上いたしました。これは基幹業務システムの共同化における負担金でございます。

1 項 2 目広聴広報費、負担金、補助及び交付金 1 1 万 9 千円を計上いたしました。これは有線放送施設整備の補助金で、対象地区は下田原地区であります。

6 ページをお開きください。

1 項 6 目企画費、負担金、補助及び交付金 1 7 0 万円を計上いたしました。これはコミュニティ助成事業の助成金で、対象区は切石地区であります。

1 項 1 1 目まち・ひと・しごと創生事業費、細目 2 農業振興による 6 次産業化事業 2 5 7 万円を計上いたしました。人件費 1 4 3 万円を計上し、その他業務委託料 1 1 4 万円を計上いたしました。これは、あけぼの大豆ブランドサイトの改修業務委託および、あけぼの大豆拠点施設枝豆選別業務委託であります。

細目 1 5 子育て世代支援事業 3 0 万円を計上いたしました。これは保育所等の入園に伴う支度金であります。

7 ページをお開きください。

8 項 2 目身延支所費、修繕費に身延支所の屋上防水修繕として 1 7 5 万円を計上いたしました。

3 款民生費について説明いたします。8 ページをお開きください。

1 項 7 目障害福祉費、障害児補装具の支給に 2 2 7 万 1 千円を計上いたしました。

1 項 8 目高齢者保養施設費、修繕費に門野の湯施設の照明器具修繕として 8 5 万円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

7目特定教育・保育施設費、その他業務委託料880万円を計上いたしました。これは民間保育への保育業務委託であります。

8目地域子ども・子育て支援事業、一時預かり事業に伴う補助金174万8千円を計上いたしました。

4款衛生費について説明します。

10ページをお開きください。

2目予防費、細目5病院群輪番制病院設備整備費負担金907万5千円を計上いたしました。これは飯富病院が整備する医療機器への助成になります。

細目7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費436万1千円を計上いたしました。接種事業費に係る経費143万4千円で、委託料のその他業務委託料にワクチン接種会場送迎業務委託に159万2千円を計上し、ワクチン接種会場交通誘導警備業務委託に130万9千円を計上いたしました。

4目環境衛生費、一般家庭ごみ収集運搬業務委託に159万円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染防止のため、峡南衛生組合が一般家庭ゴミの受け入れの休止により、ゴミステーションへの持ち込みが増えたことによるものです。

6款農林水産業費について説明します。

11ページをご覧ください。

3目農業振興費に137万5千円を計上いたしました。これは下部農村文化公園施設の除草業務委託および市之瀬味噌加工施設の業務委託であります。

4目農業土木費に1,235万円を計上いたしました。これは県営湛水防除事業の施設整備に伴う負担金であります。

7款商工費について説明します。

7款1項1目商工振興費に135万円を計上いたしました。これは山梨県で実施している無尽でお助けキャンペーンへの上乗せ分の負担金であります。

8款土木費について説明します。

2項1目道路橋梁維持費に240万円を計上いたしました。修繕費に町道の修繕で区長要望の箇所について210万円を計上し、委託費に町道川平2号線の用地測量業務委託30万円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

2目道路橋梁新設改良費に910万円を計上いたしました。対象工事は町道静川大須成曙線道路改良工事ほか記載がある3カ所であります。

10款教育費について説明いたします。

1項3目施設整備費の設計・測量委託料に287万1千円を計上いたしました。これは奥の湯源泉管の実施設計および上下水道引込管の実施設計業務委託であります。

13ページをお開きください。

2項3目教育委員会学校管理費の光熱水費に120万円を計上いたしました。

4項2目公民館費に18万6千円を計上いたしました。

集落公民館整備費補助金で、対象集落公民館は遅沢つどいの家で10万7千円を計上し、修繕費に下山分館の施設整備の浄化槽ブロワー修繕に11万9千円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

5項1目文化財保護費の文化財保護事業費補助金に21万3千円を計上いたしました。対象文化財は、町指定文化財の西嶋諏訪神社本殿への補助金であります。

5項4目総合文化会館費の修繕費に、総合文化会館施設整備の防煙シャッター修繕21万8千円であります。

6項2目体育施設費に9万9千円を増額いたしました。これは、身延町民体育館施設整備の舞台装置の修繕であります。

13款諸支出金について説明いたします。

15ページをお開きください。

1項4目公共施設整備基金費につきましては、基金に4億円を積み立てます。基金利子分の2万8千円を減額し、基金3億9,997万2千円を計上いたしました。基金積立につきましては、前年度繰越金等の確定に伴い、今後の財産運営に備えた積立であります。

16ページをお開きください。

議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第89号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,235万8千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金16万円を減額し、9款繰越金、1項1目その他繰越金186万3千円を増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由につきましてご説明いたします。

3款国民健康保険事業費納付金186万3千円を増額いたしました。

3項1目介護納付金分、その他負担金186万3千円を計上いたしました。これは年間所要額を見込み増額いたしました。

17ページをお開きください。

議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第90号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,009万3千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

1款後期高齢者医療保険料410万6千円を増額いたしました。

3款1項2目一般会計繰入金、事務費繰入金3万円を減額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、人件費の3万円を減額いたしました。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金410万6千円を計上いたしました。これは特別・普通徴収の保険料を広域連合へ納付するものであります。

18ページをお開きください。

議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第91号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万9千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,171万8千円といたしました。

歳入予算について増減額の主な理由について、ご説明します。

3款2項6目介護保険事業費補助金、介護保険システム改修費の補助金に81万4千円を計上いたしました。

7款1項2目その他一般会計繰入金、職員給与費等の繰入金に28万9千円を計上し、事務費繰入金61万4千円を減額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

1款1項1目一般管理費、人件費の9万円を減額いたしました。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の負担金、補助及び交付金に110万円を計上いたしました。

4款1項1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の人件費に37万9千円を計上いたしました。

20ページをお開きください。

議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第92号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,905万2千円といたしました。

歳入予算について、減額の主な理由についてご説明します。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、水道事業費繰入金19万円を減額し、公債費繰入金22万円を減額いたしました。

歳出予算について、減額の主な理由についてご説明します。

1款1項1目簡易水道管理費、人件費の22万円を減額し、2款1項1目一般管理費の人件費19万円を減額いたしました。

3款1項1目元金については、職員給与の財源組替に伴うものであります。

21ページをご覧ください。

議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案第93号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億787万1千円といたしました。

歳入予算について、減額の主な理由についてご説明します。

4款繰入金11万円を減額しました。これは職員給与の減額によるものであります。

歳出予算について、減額の主な理由についてご説明いたします。

1款2項維持管理費11万円を減額いたしました。これは職員給与の減額によるものであります。

以上で議案第88号から議案第93号までの提案理由、ならびに内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第19 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更についてを議題に
します。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更についてであります。

下記のとおり、事業契約の金額を変更することについて議会の議決を求めるものでござい
ます。

記

1. 変更後の契約金額 13億3,448万円

提案理由を申し上げます。

令和3年8月10日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第
12条の規定に基づき、議会の議決を経た身延町健康増進施設整備運営事業契約について資材
価格等の高騰および設計変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これが議案を提出する理由でございます。

内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第94号関係資料をご覧ください。

1. すでに議会の議決を経た内容であります。1. 契約の目的 身延町健康増進施設整備
運営事業契約。2. 契約の方法 公募型プロポーザル方式。3. 契約の金額 12億4千万円。
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町飯富2309番地159、株式会社ヘルシーSPA サ
ンロード身延湯の杜、代表取締役樋口俊英。

2. 変更しようとする内容等ではありますが、契約金額を9,448万円増額し、13億3,
448万円とするものであります。

契約変更の主な理由ではありますが、身延町健康増進施設整備運営事業の実施にあたり基本設
計を実施設計したところ、資材単価の高騰および町に起因する設計変更による建設金額の変更
が必要となり、増額することが主な理由であります。

以上、議案第94号の提案理由ならびに内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を
お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第20 議案第95号 財産の取得についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第95号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産（消防用備品）

2. 物品名及び数量 普通消防積載車1台
3. 契約の方法 指名競争入札による契約
4. 購入金額 930万9,240円
5. 納入先 山梨県南巨摩郡身延町下山231-61
河西工業有限会社 代表取締役 河西知則

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要が生じた。

ついては、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得に当たり議会の議決が必要であります。

これが議案を提出する理由でございます。

内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第95号関係資料をご覧ください。

借り入れようとする財産は普通消防積載車1台であります。

予定価格は1,034万9,090円であります。

入札年月日は令和3年10月27日で、入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者4社中1社が辞退したため、記載してあります3社であります。

入札金額、入札率にはそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は河西工業有限会社で、消費税を含んだ930万9,240円で、10月27日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和4年7月29日で、納入場所につきましては身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては、身延第4分団第3部、帯金地区であります。

また概要については記載のとおりとなり、車両と艀装一式であります。

以上、議案第95号、提案理由ならびに内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

訂正ですね。どうぞ。

○財政課長（佐野美秀君）

すみません、訂正をお願いいたします。

入札場所につきましては、身延町役場本庁舎2階会議室でありました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第21 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、諮問第5号についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町車田1088番地

氏 名 日向啓子

生年月日 昭和24年2月3日

提案理由を申し上げます。

令和4年3月31日に日向啓子委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

日程第22 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長により指名します。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員に佐野知世君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した佐野知世議員を切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました佐野知世議員が切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員に当

選されました。

ただいま、当選されました佐野知世議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時09分

令和 3 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

令和3年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和3年12月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	遠藤基												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	佐	野	美	秀			
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

観光支援について。

かつてないコロナ禍の影響により地域経済、とりわけ、観光業は壊滅的な状況にあります。本町におきましても、身延山久遠寺を中心とする商店街、宿泊施設、身延駅前商店街、下部温泉街商店、宿泊施設、西嶋和紙の里等々、約2年間にわたり開店休業の状態が続いております。やっと最近になり、コロナ収束が見えつつありますが、新たな変異株の出現により予断を許さない状況になっております。

そのような中、平時ではない追加的予算処置を数年にわたって講じ、早急な集客支援・誘客事業援助等を行うべきであると考えます。

望月幹也町長となり、平成29年度より、一般予算に占める商工費の構成比、予算額は増加傾向となり、構成比1.2%から1.3%台、1億1千万円台前後で推移しております。

諸支出金を振り分け後の目的別支出状況は、27年度までは、構成比1.1%台、30年度は2.9%、令和元年度は2.5%になります。限られた財源の中での予算編成であります。身延山、下部温泉、西嶋和紙の里等、観光の町として更なる商工費の増加を望む声は、コロナ禍以前から聞こえておりました。

現在、コロナ不況に陥っている観光業の方々は、大変疲弊しております。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金等による特別処置は存じておりますが、町内、観光業を救うべ

く商工費、とりわけ観光費の増額予算処置は緊急を要しているかと思えます。その点につきまして、町当局のお考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

遠藤議員の、デビュー戦の最初に私がお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

観光課が所管する商工費につきましては、町の商工業者を支え、最大限の地域経済効果を生む仕組みづくりを推進し、商工・観光振興が図られるための予算計上を行っております。

商工振興費につきましては、町の商工振興を担う身延町商工会への事業補助金が主な内容で、商工会の事業計画に基づき、地域経済活性化のための事業補助となっております。

観光費につきましては、身延山・下部両観光協会への補助金、観光宣伝事業費、観光施設の整備費等で構成され、観光推進体制の強化や観光関連事業推進のための予算となっております。

来年度、一般会計の商工費予算の増額を検討しているかのご質問につきましては、財政課からの当初予算編成方針に基づき、事業の必要性や費用対効果の検証、また観光課では、身延町商工会、身延山・下部両観光協会との事業計画等のヒアリングを行う中で、より効果的に商工・観光振興が図られるよう、歳入となる財源との兼ね合いを考慮し、予算編成を行っているところであります。

コロナ禍による経済対策につきましては、緊急対策とする国、県からの交付金をもとに補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費として予算計上を行い、令和2年度、3年度につきましては、この交付金を主な財源とし、町民の皆さまに対し、商品券の配布事業をはじめ、飲食店等支援事業、宿泊施設事業継続支援事業、観光関連事業者事業継続支援金事業など様々な需要喚起策や経済対策を実施してまいりました。

本町の観光振興を担う事業者の皆さまにおかれましては、コロナ禍により、経済活動の収縮を受け、未曾有の経済停滞から徐々に回復の兆しは見えるものの、依然として安定した経営状態を維持することが困難な状況にあり、今もなお予断を許さない経営環境におかれていると承知しております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、まだまだ警戒を緩めるわけにはいかない状況にあります。町民の皆さまの安心・安全な生活を確保するため、施策の重点の置き方を含め、新たな手法の検討など、社会情勢等の変化を見極め、国および県等と連携し、感染防止対策と地域経済再生の両立を念頭に置いた予算編成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ、各地元観光協会、組合等の要望を念頭に置いた観光業の立て直しのための効果的な予算編成を望みます。

続きまして、国の観光業救済施策といたしまして、GoToトラベルが、来年1月下旬以降に、再開されるのではないかと報道もあります。コロナ禍には、観光、飲食など自粛・買い控えにより、約20兆円が貯蓄・タンス預金に回ったとの試算もあり、それらの潜在的消費、

いわゆるリベンジ消費を獲得しようと観光地を抱える各地自治体は、集客、誘客のための独自施策に取り組んでいます。本町においての集客、誘客の観光業活性化の具体的施策を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

ご質問の観光客集客、誘客による観光業活性化の具体的な施策につきましては、昨年度、コロナ禍による観光客誘客事業として、宿泊事業者、土産物、飲食サービス事業者から、本町に訪れた日帰り、宿泊の観光客の皆さまに町が用意した観光パンフレット、乾燥ゆば、竹炭、水、マルチポーチ等を詰め合わせたノベルティ配布、また、東京方面に運行する高速バスの後方に身延山久遠寺等を画いたラッピングバスの運行を行っております。

本年度につきましては、門内商店街等への誘客を進めるための総門・仲町駐車場の無料化、身延山門内周辺活性化検討会による、賑わいのある門前町を目指す社会実験、また、中部横断自動車道の全線開通をより広く知っていただくため、観光情報満載の新規に制作した観光ガイドブックを県内外に配布し、身延山・下部両観光協会では、高速道路マップに情報宣伝を掲載するとともに、併せて、身延山観光協会による、静岡放送情報番組での観光宣伝、下部観光協会による入浴剤によるノベルティの配布なども行っており、今後の更なるリピーターの確保や観光客誘致に繋げるための事業として実施をしております。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行という未曾有の事態に、従来とは異なる行動や旅スタイルに対応するための方策が重要であり、旅行者が求める情報などデジタル媒体での活用がさらに加速をしております。

このような中で、現在、6月補正予算で議決をいただきました観光PR事業としまして、観光情報に特化したWebサイトの制作に取り組んでおります。

主な事業内容につきましては、観光情報Webサイトを構築し、本町の特色を活かした様々なコンテンツの発信、動画による観光スポットの紹介、町内の観光事業者等とも連携したコラム形式による町の情報発信、インスタグラムなどのSNSを有効活用することにより、観光情報、イベント情報などの配信を行います。

このように、地域の魅力を県内外に広く情報発信し、本町への観光客集客および観光振興が図られるよう取り組んでおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤君。

○1番議員（遠藤公久君）

単なる情報発信に留まらず、しっかりと観光振興、集客につながることを期待します。

さて、3町が合併して17年超が経過します。合併当初みられました、旧町単位での対抗意識は、町民の中でもずいぶんと薄れ、共に助け共に栄えようとの機運も高まってきていると感じています。

3町が合併した当初からの、それぞれの観光支援団体として、身延山観光協会、下部観光協会、西嶋和紙の里組合等々、各地区、各協会、組合の独自の歩みによって、情報の共有、連携、行政との意見交換に不都合が生じてきていると考えます。これら、独自に歩んできたそれぞれ

の組織の一本化は困難かと思いますが、それぞれが情報を共有し、連携し相乗効果を生み出し、行政との連携もできる合同な連絡会組織や観光情報連絡会の開催等が必要ではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

本町の観光振興を担う、観光事業関係者の皆さまによる、地域の共通認識を持った、連携による体制の整備、情報共有や意見交換の場は遠藤議員のご質問のとおり、必要不可欠であると考えております。

本町の観光振興事業を効果的かつ効率的に推進するため、観光事業諸団体の皆さまを構成員とした、身延町観光連盟、観光情報連絡会といった組織を立ち上げておりますが、昨年度からのコロナ禍により、一堂に会しての情報交換等を開催できていない状況であります。

今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を念頭に置きながら、リモートによる会議の開催も含め、また、Webサイトによる観光情報の提供・共有なども取り入れ、より活発な情報・意見交換等ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤君。

○1番議員（遠藤公久君）

しっかりと連携ができるような体制づくりを望みます。

さて、私の記憶するところ、20年以上前には、「観光立町みのぶ」と声高に行政で掲げられていたと思いますが、いつの間かトーンダウンしてきた印象があります。

観光産業とは、地域経済の様々な分野、雇用、設備投資、地場産業、インフラ整備等々、あらゆる分野に効果をもたらす総合産業であり、産業の分野、地域を超えて経済的相乗効果をもたらすものだと考えております。コロナ禍の中、閉塞感、絶望感が漂う地域経済において、今こそ身延町外、山梨県外の外貨、いわゆる町外来訪者の消費を獲得し、地域経済の立て直しの起爆剤にさせていただきたいと考えます。そのためにぜひいま一度、「観光立町みのぶ」を目指すのだと声高に町として宣言していただき、コロナ禍で疲弊した観光業に携わる町民に元気と希望を与えていただきたいと考えています。その点につきまして、町当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私からお答えさせていただきます。

本町は、風光明媚な自然環境の中で、豊富な観光資源に恵まれ、県内外からの多くの観光客を迎えている町であり、身延山久遠寺、下部温泉郷、本栖湖といった県内有数の歴史文化資源を核として、第二次身延町総合計画に基づき、豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源を活かした観光の魅力づくりを推進するとともに、観光推進体制の強化や各種観光事業を推進し、観光振興により、最大限の地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化することを基本方針として実践しております。

また、歴史、温泉や食、自然景観など、地域資源を活用した観光地づくりを進めると同時に、四季折々のイベントを開催する等、通年型観光地を目途とし、「観光立町みのぶ」の実現を目指しているところであります。

観光立町を実現させる施策につきましては、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の創意工夫による主体的な取り組みが重要であり、その取り組みを尊重しつつ、地域の魅力はその地域の町民が理解することで、外部に伝わるという側面がございますので、本町の観光資源の価値や魅力を地元町民に気づいてもらい、「地域力」を結集し、地域のおもてなしの向上が図られるよう町、町民、観光事業者、観光関係諸団体等が連携し、活力に満ち元気があふれ、地域が活性化するよう観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤議員。

○1番議員（遠藤公久君）

これからも「観光立町みのぶ」の更なる実現のために積極的な観光振興を望みます。

続いて、中学校移転について伺います。

新中学も着工の運びとなり、保護者の皆さまも期待に胸を膨らませております。

保護者の皆さま、特に旧身延地区の保護者の方々は、新たにスクールバス対象地域になりますので、その運用には高い関心と不安があります。通学距離、時間の増加には理解をお示しになりながらも、大人数の移動と登下校の時間ロスをいかに少なくするか、また、できるのかとの不安や悩みを抱えていることと思います。それらの父兄の悩みを解消すべく、町当局の説明会の実施を求めますが、いつごろ、どのような形で実施できるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

最初に、現在、スクールバス関連の事務をどのような手順で進めているのか、ご説明いたします。

本町のスクールバス運行に関わる例規として、身延町スクールバス運行管理規程とスクールバス安全運行会議設置要綱がございます。

スクールバス運行管理規程は、本町の小中学校に通学する児童生徒のうち遠距離のため通学が著しく困難な者に対し通学手段を確保し、もって学校教育の円滑な運営に資するための規定で、スクールバスを運行する学校、スクールバスの利用対象者等を定めています。また、スクールバス運行計画（運行経路、それから運行時刻、乗降所等）は、登下校時間および児童生徒数ならびに道路状況等を勘案して適宜見直しを行うこととなっており、3月末日までに翌年度の運行計画を策定し、学校長へ提示することになっております。

スクールバス安全運行会議は、小中学校のスクールバス運行に関し、利用児童生徒の安全と安心の確保を図るために設置し、毎年2月上旬には学校ごとに会議を開催し、運行計画等について、協議および承認していただいております。ここまでの、手順の説明となります。

新身延中学校は、令和6年4月に開校するスケジュールで建設が進んでいます。新中学校の

スクールバスの運行等については、令和4年度中に中学校と協議しながら方針を決めていきたいと考えています。身延地域の身延、豊岡、大河内地区の生徒は、スクールバスでの通学対象地域となると考えていますが、登下校時間および児童生徒数ならびに道路状況等を勘案するとともに、利用生徒の安全と安心や通学時間なども考慮して、運行経路、運行時刻、乗降所等を学校と協議しながら運行計画の原案を作成していきたいと思います。その中で、道路状況等からタクシー通学とする地域も検討していきたいと思います。

その原案ができましたら、令和5年度の遅くとも夏頃には、身延地域の身延、豊岡、大河内地区の新中学校に通学する中学1年生、2年生および小学6年生の保護者の皆さまに集まっていただき、説明会を開催し、運行計画等について協議する場を設けていきたいと思います。特に、乗降所についての協議は、路線ごとに何度か集まっていただくことも想定しております。

議員のおっしゃるとおり、不安や悩みを抱えている保護者の方もいると思いますので、意見や要望が言える場を設けて、不安等を解消し、利用生徒の安全と安心の確保を図るよう努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤議員。

○1番議員（遠藤公久君）

しっかりと安全と安心を確保していただき、効率的な運用を望みます。

現状、下山小学校への進入路は、矢沢橋北詰信号機付近が主流で、あと何か所かあるかと思っています。しかし、矢沢橋北詰信号機進入路は、道幅も狭く、坂道、カーブと続く道路であり、学校側からの帰路も国道52号への進入も非常に見通しも悪く、特に下校時の混雑時には、重大事故の発生が予想されるほど危険だと考えます。新中学校建設の折には、安全な進入路の確保は欠かせないと考えますが、その対策はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

国道52号から下山小学校への進入路、町道本町富山橋線は、下山小学校建設時に家屋移転を伴い歩道付きで改良した経緯があり、今のところ新たな改良予定はございません。また、国道300号からの進入路であります、町道大庭工業団地線は、工業団地の南側約200メートル間、幅員が狭く、大型車の交互通行ができませんでしたが、現在、改良工事を進め、今年度中には大型車の交互通行が可能となります。

なお、国道52号、矢沢橋北詰信号機は現在、点滅式ですが、今後、町道への出入り車両の増加が見込まれるため、感応式に変更できないか、現在、南部警察署と協議をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ、あそこの信号は感応式にさせていただいて、万全な安全確保の施策を望みます。続いて、中学校進学について伺います。

身延町内の児童も、中学進学に甲府市近辺の私立中学に通学していた子どもが、過去にも何人かいたと耳にしました。現在、身延町内から、身延中学以外に進学している生徒さんは何名いると確認できているか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

本町に住所があつて身延中学校以外に進学している生徒は9名です。

内訳は、六郷中学校に2名、鰐沢中学校に3名、山梨英和中学校に2名、駿台甲府中学校に1名、山梨学院中学校に1名となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

近隣の公立中学校に通学する生徒さん、5名ほどいらっしゃるお話ですが、中学受験に挑戦して、居住地制限もなく、入学・通学できる学校は、山梨英和中学、駿台甲府中学、山梨学院附属中学、私立3校と存じております。公立の北杜市立甲陵中学は、入試募集要項に、通学時間がおおむね1時間程度のもの、もしくは、入学時において保護者と共に居住するものとあります。市立ですので、入学するなら、通学1時間超の生徒は北杜市に引っ越してきてくださいということだと思います。北杜市は遠いから仕方がないのかもしれませんが。

ここからが非常に問題だと私は考えるわけですが、本県唯一の国立中学、山梨大学教育学部附属中学ですが、本来、私立や市立と違って平等に誰にでも教育の機会を与えるべき国立の中学校の本年の入試募集要件が次のとおりです。

令和4年3月に小学校卒業見込みの児童で、次の2つの通学条件を満たしている者とします。

1. 入学時において、徒歩もしくは自転車もしくは公共の交通機関を使用し、原則として1時間以内に本校に自力で通学可能な地域（県外・郡内地域および早川町・身延町・南部町を除く）に保護者と同居している者。保護者とは親権を行う者、親権を行う者がいないときは後見人とします。2. 1で引き続き指定された地域から通学する者とあります。

要は、身延町、南部町、早川町の生徒は、遠いから来ないでくださいと言われているのではありませんか。例えば、西嶋地区の児童が、この中学校を志望しても入試すら受けさせてもらえず、富士川反対側の六郷地区に住まいの児童は、受験・入学・通学可能なわけなのです。この募集要件で身延町が除外されている件につきまして、町当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

議員からのご質問がありましたので、山梨大学教育学部附属中学校の令和4年度入学生募集要項を確認したところ、議員のおっしゃるとおりのことが書いてありました。そこで、問い合わせをしたところ、身延町の児童は受験できないということでした。理由は「差別ではなく、毎日通学することなので、子どもの負担を考えて通学可能な地域を指定させていただいていま

す」という説明を受けました。

前のご質問で答弁したとおり、本町から甲府市にある私立中学へ4名の生徒が通学しています。山梨英和中学、駿台甲府中学および山梨学院中学と山梨大学教育学部附属中学は、本町から距離的、時間的に大差ないと思いますが、身延町であることを理由に通学可能の地域から除外されていることは、入学生の募集要項を決める権限が附属中学校にあるとはいえ、国立の中学校であることや教育の機会均等の観点からみて、非常に残念な思いであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

教育の機会均等から非常に残念とのご回答ですが、過去にも、中学受験を志し経済的理由から私立中学への進学を諦め、国立中学なら経済的に大丈夫だと、山梨大学教育学部附属中学に進学をしようとしたら、身延町に住んでいる子どもというだけで、進学を諦めた子どもがいるかもしれません。この地域的差別に対して、しっかりと町として対応しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

教育委員会の立場からは、本町の児童すべて身延中学校に進学していただくことを望んでおりますが、児童それぞれの進路目標がある中で自由に進路先を選択し受験できることも非常に必要なことだと考えております。

ただし、入学生の募集要項を決める権限が山梨大学教育学部附属中学校にありますので、町立学校の設置者である町や教育委員会が、この問題を公にして取り組むということにはならないと考えております。保護者を中心とするPTA等が課題を共有していくことが、まず大切なことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

確認になります。

身延町としては対応しないのではなく、権限がなく対応できないので、保護者が問題を解決する努力をしてくださいという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

町当局と教育委員会としても、大原則である教育の機会均等については、これは最重要課題であるというふうに考えておりますが、公の立場である設置者、あるいはその責任である教育委員会としましては、まず児童生徒を抱えている保護者、ならびに指導に当たっている教育の現場である学校の関係者、先生方を中心としたところから、その問題意識を集約していただく

中で、関係ある町当局、教育委員会等との連携の話し合いの中で、いろんな視点からの検討を踏まえた方向性を出していくことがとても大事ではないかという見解でございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

町の見解は分かりましたけれども、身延町ということが名指しにされております。これ、少数の子どもの問題かもしれませんけれども、町が名指しにされて除外されているという件については、しっかりと今後も対応を考えながら進んでいただきたいと思います。

続きまして、役場の窓口対応について伺います。

身延町の役場職員は、真面目で優秀な方がお揃いだと存じておりますが、私が議員になり町民の方々の話をよく伺いするようになると、「役場に行ったけれど、なんか暗くて、あいさつするのもはばかられたよ」「みんな仕事に夢中で声かけづらかったよ」などの声を耳にします。私は、「コロナ禍だから、大きな声であいさつできないかもしれませんね。飛沫が飛ぶと声掛けを嫌がる人もいますしね。」などとお答えいたしました。

私も、接客を仕事としておりますので、コロナ禍からは、大きな声でのあいさつや、お客さまへのお声掛けは控えておりますので、職員の皆さまの行動は非常に理解できます。

コロナの予防接種の会場では、望月町長自ら率先して、あいさつ、誘導、お声掛けをしていて、感激したという町民の方の声も聞いております。

あいさつは、人を幸せな気持ち、明るい気持ちにします。ですから、コロナ禍で町民の皆さまの気持ちも沈みがちな現在、ぜひ、コロナが収束してきましたら、来訪者への明るいあいさつ、元気なお声掛けをいま一度改めてしていただければと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

遠藤議員がおっしゃるように、役場窓口での来庁者への対応は、コロナ禍での感染防止対策を施し、マスク着用の上、飛沫防止パーテーション越しでの接客となり、通常の対応ができない状況であります。

そのような状況下ではありますが、職員には常日頃から、来庁される町民の皆さま方に対し、あいさつを含め懇切丁寧な対応をするよう周知をしているところであります。

新型コロナウイルス感染症が終息したあかつきには、遠藤議員がおっしゃいますように町長を筆頭に職員一同、来庁者への明るいあいさつ、元気な声掛け等の接遇に心を配り、日々の業務に励んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ぜひ、職員の皆さん、大変だと思いますけれども、一丸となって取り組んでいただいて、町民に明るいあいさつをして元気を与えていただきたいと思います。

それでは、各地区要望書の取り扱いについて伺います。

各地区各区分は、年度代わりに町への要望事項を取りまとめ、提出しております。町民にとっては、たとえ道路の要望にしても、町道であろうと、県道であろうと、国道であろうと、要望先の区分など考えずに、率直な要望として提出していると考えます。令和3年度のその要望事項の全体件数とその内訳、町対応事項、県対応事項、国対応事項、その他の内訳を伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

町では、身延町地区要望事項事務取扱規程に基づきまして、各地区要望に対して対応しているところでございます。

遠藤議員のご質問の、令和3年度各区分要望件数とその内訳について申し上げます。

まず、下部地区は要望件数206件となり、町対応分が132件、県対応分が73件、国対応分が1件でありました。

次に、身延地区は要望件数376件となり、町対応分が229件、県対応分が126件、国対応分が21件でありました。

次に、中富地区は要望件数281件となり、町対応分が191件、県対応分が75件、国対応分が15件でありました。

町全体では、要望件数863件となり、町対応分が552件、県対応分が274件、国対応分が37件となりました。

ちなみに、要望件数863件のうち、農林土木・公共土木を所管する建設課が対応する要望件数は756件となり、全体の約88%でありました。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

住民の数は減ってきているんですけども、要望の件数はだんだん増えてきているようにも感じております。対応が非常に難しいかと思っておりますけれども、それぞれ対応していただき、逆に言えばできないものについては、できませんよというような回答も必要なかと思っておりますので、そのへんをお考えください。

平成29年12月定例会や平成30年9月、令和2年3月定例会一般質問の答弁においてもたびたび、この問題は取り上げられております。約70%が継続事項扱いとなり、今後は身延地区要望事項事務取扱規程を制定し、取り組んでいくということでしたが、令和3年度の町対応事項につきまして、進捗の内訳、詳細（対応完了、対応中、未対応、対応不可能等）を伺います。

なお、年度途中でありますので、本年度の集計が困難でしたら、昨年、令和2年度の実績で結構ですので、お聞かせください。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

本年度の要望件数、先ほど申しましたとおり863件のうち、町対応分は552件でありました。

議員ご質問の現在の進捗状況につきましては、鋭意取り組んでおり、ご質問の詳細な内訳が整理されておきませんので、ご理解をお願いしたいと存じます。

なお、令和3年度末には各区長さまに「地区要望に対する回答書」を送付させていただきたいと考えております。

また、議員のご質問の趣旨に鑑み、令和2年度の各地区要望に対する回答書に基づき、その実績の内訳を申し上げたいと存じます。

令和2年度町全体の各地区要望件数は、747件でありました。そのうち町対応分は463件となり、全体の約62%でありました。対応状況についての詳細を申し上げますと、対応済みは88件、おおむね3年以内の対応は41件、現時点对応不可能な要望は334件ということで、区長に対して回答書を送付したところでございます。

なお、令和2年度決算書によりますと、実施した要望対応に約1億2,540万円の予算が執行されました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

例年、たぶん3千万円か4千万円ぐらいの予算の執行かと思いますが、令和2年度は、今、お話のとおり1億2,540万円もの予算を執行したということですので、今後ともこの予算を確保しながら、鋭意、取り組んでいただきたいと思います。

さて、県対応事項、国対応事項につきましては、町民には、さらにどうすればいいのか、分かりにくいことだと考えられます。町としての対応の仕方、県・国に対して正式に、具体的にどのようなアクションを起こしているか、逆に、いないのか等を具体的にお答えください。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

各地区要望において、国、県に関係する要望につきましては、まず内容を精査し、緊急を有する案件につきましては、随時、国、県の担当者に連絡をして、現地の立ち合いも含め対応しております。また、状況によっては、区長さん等地区の関係者に立ち合いをお願いしていただく場面もございます。その他の案件につきましては、一括して、公文書で国、県におのおのの要望しており、年度末に回答をいただき、その旨、各地区に回答しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

町民の要望に対しては、われわれ議員にも非常に厳しい目が向けられております。当然、町

当局にもそのような意見、早くしてくれというような、どうなっているんだというようなこともあるかと思えます。しっかりと、できる、できない、やっていますという回答をしていただくことで、町民の皆さまも納得していただけるのかなと考えますので、ぜひそのような取り組みをしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時5分といたします。

なお、伊藤達美君の一般質問に際して資料配布の申し出があり、これを許可したので休憩時間を利用して資料配布を行います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告2番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

通告に従いまして、一般質問をこれから行います。

まず、最初の質問でございます。本町の指名競争入札について、ご質問をいたします。

都合8問になりますが、まず、その①でございますが、指名競争入札採用の事由、その問題点の検討でございますが、隣接自治体の不祥事においては、官製談合による指名競争入札の運用が大きく問われております。

地方自治体が売買、賃貸、請負、その他の契約を締結する場合、その契約の方法は大きく分けて一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類がございます。これら契約の方法には、いずれも長所短所があることは言うまでもございません。

国土交通省2021年4月6日付け、地方公共団体における多様な入札・契約方式の活用状況によりますと、10万人未満市区町村の落札者の選定方法は一般競争入札が23%、そのうち4%が総合評価落札方式であります。指名競争入札が55%、随意契約が22%となっております。これは参考資料4を参照していただきたいと思います。

身延町における令和元年度の競争入札件数は、競争入札です、一般競争入札とか指名競争入札含めた件数であります。令和元年度が125件、令和2年度が167件でございます。参考資料1-1でございます。ほぼすべてが指名競争入札でございます。本町における一般競争入札（制限付、総合評価方式を含む）は導入されていないのが現状ではないかと思えます。そこで、その事由をお尋ねするとともに、今回の隣接する町の不祥事を契機に指名競争入札の問題点や課題を検討し、改善策に結びつけるべきであると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

本町では、一般競争入札は、「概ね1億円以上」を対象として、実施しています。

令和元年度は、身延町総合文化会館音響設備等デジタル化工事1件の一般競争入札が実施され、令和2年度については、大河内複合施設改修工事1件の一般競争入札が実施されています。

本町での入札方法については、指名競争入札が多くを占めていますが、これは、誠実な業者を選定し、質の高い事業が確保できる点や、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいて、町内の業者への受注機会が確保できるといったメリットがあります。

契約の方法については、今後も本町の特殊性や地域特性を加味した、契約の方法を採用せざるをえないだろうと考えていますが、今回の隣接する町の不祥事を契機に指名競争入札の問題点や課題を検討し、改善できることは改善していきたいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、業者選定の基準とその方法についてお伺いをいたします。

この不祥事につきましては、町の担当課が作成した入札参加予定業者に特定の業者を首長が法令に反して強引に指名入札に参加をさせ、落札者としたことにあるかと思えます。本町の指名競争入札における業者選定のための基準と選定方法について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

身延町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱において、有資格建設業者の等級格付および発注の基準ならびに指名業者の選定基準を定めております。工事については、これらをもとに各所属にて決定をしています。

また、業務委託や物品購入については、身延町業務委託等に関する事務取扱要綱および身延町物品の購入に関する事務取扱要綱において、選定方法が定められており、地元企業やこれまでの実績等をもとに各所属にて決定をしています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、予定価格の積算の方法と事前に公表する理由についてお伺いをいたしますが、予定価格とは、これは自治体が入札などの方法で契約金額を決するときの基準にするために、あらかじめ算定した金額のことであります。ここまでは許されるという価格という意味で、ある意味では上限価格といってもよいかと思います。この用語は地方自治法234条第3項の条文の中に見ることができますが、そこで入札に際して設定をいたします予定価格積算の方法と積算価

格の根拠についてお伺いをするとともに、本町ではこの予定価格は事前にすべて公表をいたしておりますが、事前に公表する理由についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

発注内容によりませんが、例えば工事で申し上げますと、国・県等から発行されている積算基準書や業者からの参考見積書をもとに積算を実施している状況です。

また、本町では、財務規則の附則第3項に基づいて、競争入札に付する建設工事等で、予定価格の事前公表を行っています。その理由として、1. 予定価格を事前に探ろうとする不正行為の防止や予定価格の漏洩防止に対し効果があると考えています。2. 複数回数の入札がなくなることによる、発注者の事務の軽減や入札参加者の負担の軽減等の効果があると考えます。

なお、予定価格の事前公表に伴う弊害について、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせるなどの指摘がありますが、入札には工事費等の内訳書の提出を求め、その内容をチェックするなど事前公表に伴う弊害が生じることがないように取り組んでいます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、高落札率と予定価格の公表との因果関係についてお尋ねをいたしますが、入札に参入する業者は落札価格を設定し、この価格をもとに入札価格を提示するものであります。入札で工事を受注した業者の金額を入札予定価格で割ったものが落札率になるわけでありまして、この落札率が注目されているのは、話し合いにより業者を決定しているかどうかの目安になるからであります。

一般的に高落札率は95%以上と言われております。本町の95%以上の落札件数は、令和元年度が69件で全体の55.2%、令和2年度が80件で全体の47.9%であります。参考資料1-4でございます。

予定価格の事前公表を行うと、予定価格が目安となり競争力の低下、落札率の高止まり、さらには業者の見積り努力を損なわせることなどデメリットが指摘をされていることから、何らかの改善の余地があるかと思いますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

予定価格の事前公表に伴う弊害について、入札参加者の積算能力と見積努力を損なわせるなどの指摘がありますが、入札には工事費等の内訳書の提出を求め、不自然な入札がないか、その内容をチェックするなど事前公表に伴う弊害が生じることがないように取り組んでいます。

また、落札率が高いという点につきましては、業者側の積算能力がかなり高いという捉え方もできます。こうした状況に鑑み、これまでも適正な競争入札を阻害するような弊害もないことから、今後も公平、公正で透明性を確保した入札を執行すべく、競争入札に付するすべての

建設工事等については、従前どおり予定価格の事前公表を実施していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、物品の購入、リース契約にかかる予定価格についてお伺いをいたしますが、物品購入でありますとか、リース契約の予定価格と落札価格の乖離幅がとても大きいかと思えます。参考資料2であります。予定価格の設定に疑問を抱かざるを得ません。

物品購入など契約の予定価格は、実際の取引価格と乖離しないように作成すべきであり、取引の実例価格の調査を行うとともに、参考見積書を取り寄せ、両方の価格を考慮して予定価格を設定すべきであると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

物品購入やリース契約の予定価格と落札価格の乖離があることは、承知しております。伊藤議員のご指摘のとおり、本町でも2社以上の業者により参考見積書を取り寄せた価格を考慮して、事業主管課が仕様書に基づき予定価格を設定しております。

また、物品購入やリース契約には、工事や委託契約と異なり、低入札基準価格の設定がありませんので、業者間での競争の原理が、より多く働いているため、乖離が大きいものと推測されます。

今後は、近隣町の条例等の例規を参考にしながら、改善ができることは改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次の質問であります。これは公益通報制度における外部通報窓口の設置についてであります。

今回の事件の要因は、これは法令に反する行為を行った首長の行為を抑止させることができなかったことにあるかと思えます。これに対しては、法令に反する行為を内部通報した場合に通報者が守られる公益通報者保護法が平成16年に公布されまして、平成18年に施行されております。さらに令和2年6月に改正をされまして、地方自治体においても内部通報制度、公益通報制度の更なる整備が義務付けられておりますが、これは首長の法令に関する行為を抑止する方策の一つではないかと考えております。

本町においても、この法律に基づいて、公益通報に関する取扱要綱が平成19年10月に制定されております。これは町の事務事業に関して、法令違反行為等があった場合、またはそのおそれがある場合は、この要綱の規定に基づき職員等が内部通報窓口にご相談できる制度であります。しかしながら内部通報窓口については、これは職場での人間関係でありますとか、上下関係等を考慮すると、果たして十全に機能するかどうか疑問でございます。

今回のような首長による不祥事からすると、内部通報窓口では、なかなか対応が難しいのではないかというふうに私は考えておりました、そうであれば、弁護士などで構成される専門家による外部通報窓口の設置を考慮すべきであると考えますが、当局の見解をお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

お答えいたします。

議員ご指摘のように、本町においては公益通報者保護事務取扱規程によりまして、公益通報者保護法の規定に基づき、公平・公正な職務執行と町政運営の透明性を確保するため、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関しまして、内部通報および相談を受け付ける窓口を総務課に設置しております。

ご質問の弁護士等の専門家による外部通報窓口の設置につきましては、職員がより相談・通報しやすい環境を確保する上では、今後検討することが必要であると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

外部通報窓口でございますが、ぜひとも設置に向けて尽力をされるようお願いをいたします。

次に事務処理の点検と改善策でございますが、隣接する町の不祥事につきましては、入札・契約の方法が適法に行われ、法令などを首長が遵守していれば問題はなかったかと思えます。

しかしながら、法令に反する行為は起きてしまったわけでありまして。最終的には、これは司法において確定する、裁判で確定することになりますが、違反行為を防止するためには、起こりうる事案への対応策を常に想定して、条例や規則、要綱などに反映しておかねばならないだろうと考えます。

私は、これを機に職場における入札・契約に関する事務処理について徹底的に点検をして、問題点があれば条例や規則、要綱の改正を含む改善策を講ずるべきであると考えますが、当局の見解をお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

伊藤議員のご指摘のとおり、近隣町の不祥事は、入札・契約の方法が適法に行われ、法令などコンプライアンスを遵守していれば、問題はなかったと思えます。

本町では、数年前から職員の不祥事を未然に防ぐため、コンプライアンス研修会を年間3回程度、全職員を対象に実施しております。

こうした取り組みを継続的に行い、法令遵守の意識を職員一人ひとりに徹底させることが、不祥事を防止するためには、不可欠であると考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

指名競争入札についての最後の質問であります。指名競争入札の採用と町内企業の経営努力についてお伺いをいたしますが、私は地域が社会インフラストラクチャーでありますとか、インフラでありますとか、コミュニティを維持していくためには、地域にある企業の存立と存続が不可欠であると考えます。企業自らが収益を上げ、地域でお金が回る、地域経済循環であります。仕組みをつくり、維持していくことが地域活性化にとって、とても重要であります。したがって、公共事業など町のお金はできる限り地域の経済循環に貢献するため、地域内で消費されるべきであります。

このことから、本町が売買、賃貸、請負などの行為に伴い契約を締結する場合、その契約の方法については、本町の地域特性を加味した契約の方法を採用することは、これはやむを得ないことだというふうに私は考えております。すなわち、指名競争入札の採用はやむを得ないというふうに考えているわけでありませぬ。

しかしながら、町当局はそれを最適なものだと思なすべきではございませぬ。町民からの意見を集約し、その問題点および改善策の方向性を常に考えるべきであります。また、業界にあつては技術力の向上でありますとか、生産性の向上のための設備投資や人材の育成など企業力の強化に努め、少しでも落札率を上げるための努力、そして地域経済への貢献をしてほしいというふうに私は常々考えておりますが、町長の見解をお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

地方自治法234条第1項において、売買、賃貸、請負その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。また、第2項では、指名競争入札、随意契約、又はせり売りは、政令で、この政令は地方自治法施行令のことですけども、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると規定されており、一般競争入札を原則としております。

一方、本町では、先ほど出てまいりましたけども、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例が、平成29年4月1日から施行しております。

この条例は、中小企業等の振興について、基本理念を定めるとともに、町の責務、中小企業等の努力、地域経済団体、大企業、金融機関の役割を明らかにすることにより、中小企業等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本町の経済の持続的な発展および町民生活の向上に寄与することを目的として制定されました。

第4条では、町の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施するものとし、中小企業等が、地域経済の活性化ならびに町民生活の向上に資する事業活動を通じ、地域社会に貢献していることについて、住民の理解を深めるように努めるものとなっております。

また第11条では、中小企業等の振興に関する、施策の実施に当たっては、基本理念にのっとり、地域経済団体、金融機関その他関係機関と連携し、中小企業等に必要の人材の育成、確保、雇用の創出等について実施して、町が発注する工事、物品購入、請負等における、本町中

小企業等の受注機会の増大に努めることなども規定されており、本町に課せられた責務だと考えております。

今後におきましても、法令等を順守する中で、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を尊重しながら、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

近隣2町の事件につきましては、大変遺憾で残念であり、あえて厳しく言いますが私は個人の資質が一番の問題ではなかったかと思っております。

しかしながら、今回の事件がこうも身近で起きたことを踏まえれば、本町でも不正の防止策を整えていくことは必要不可欠であり、報道でもありましたが、近隣町の防止策の検討内容なども参考とするよう注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今回の不祥事、町長の資質にあるという側面も見逃せないわけでありましてけれども、それ以上に、やっぱり町政として、それを防止するための対応策を常日頃考えておくことが、私は必要だろうと。そのためには第三者委員会等を設けて、住民等の意見も聞く中で議論を、何が一番最適なものであるのかという、一般競争入札にしろ、指名競争入札にしろ、議論をする場をぜひとも設けていただいて、町民にとって、それから地域経済にとって、最も最適な方法を見出させていただきたいと思っております。

なお、私の個人的な見解でもありますが、今回の不祥事は司法の場において決着することになるわけでありまして、これは一方においては、議会の監視機能の発揮が機能不全の状態にあったというふうに考えてもおかしくないわけでありまして。われわれ議会に籍を置くものとしては、この事案を他山の石として、現行法制における間接民主制および二元代表制における議会議員の役割を再確認し、2年前に制定した議会議員の在り方を示す議会基本条例の具現化について真剣に検討すべき時期にきていると申し述べておきまして、指名競争入札に関する質問をこれで終わります。

なお、私がお手元にお配りしました参考資料につきましては、これは毎月発行されております広報みのぶで、最後のページのほうに入札結果が必ず出ておりますが、これをもとに取りまとめた数字、分析の内容であります。こういう情報開示をすることは非常に素晴らしいことであると私は考えております。ほかの市町村ではなかなか、私が他の市町村の広報をいつも見ておりますが、こういうような形で情報公開しているところはほとんどない。そういう意味では、身延町は先進的であり、高い評価をいたしたいと思っております。

次に2番目の質問であります。身延町上下水道の公営企業会計への移行についてお尋ねいたします。

3つの質問でございますが、1つ目は公営企業会計移行についての進捗状況とその概要であります。

地方公共団体が上水道の整備、ならびに下水の処理などのサービスを提供する事業を行うための企業活動を総称して地方公営企業というわけでありまして、地方公営企業にも既存の法体系、地方財政法などが原則として適用されるわけでありまして、これら規定を適用したのでは、効率的な事業の運営を行うことができない場合が多々ございます。そこで、地方公営企業事業

の実態に合わせて効率的に運営することを目的に制定されましたのが、地方公営企業法であります。企業としての経済性の発揮が主要な目的であろうかと思えます。

ところで、本町簡易水道事業ならびに下水道事業であります。総務省の公営企業会計の適用の推進に基づきまして、地方公営企業法を適用し民間に準ずる形での公営企業会計へ令和6年度までに移行する計画だと聞いておりますが、現在の移行する時期を含む進捗状況と公営企業会計移行後の事務事業の概要ですね、主に会計処理になるかと思えます。財務諸表の作成でありますとか、あるいはストック、フローの流れ等々でございます。概要についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

議員のご質問のとおり、国は、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等、さらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することを推進しています。

本町におきましても、長期に安定した効率的な経営を目的とし、公営企業会計に移行することを念頭に、財政状態を（資金の流れや資産・負債がどの程度あるのかを）より正確に把握し、経営計画に反映することで、現存施設の老朽化に伴う更新需要の拡大に対応したいと考えております。

本町における現在の進捗状況につきましては、総務省の指針等による公営企業会計の適用拡大集中取り組み期間に合わせ、令和元年度基礎調査の実施、令和2年度・3年度に固定資産調査、令和4年度・5年度に法整備および会計システム構築等整備を行い、令和6年度公営企業会計移行に向け準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

公営企業会計に移行することは明明白白でありまして、そこで町民の負担増についてお伺いをいたしますが、本町簡易水道事業および下水道事業につきましては、官公庁会計であります。この町の特別会計から地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行するわけでございますが、移行することによりまして、これはコストなどの収益性がより明確になることから、当然、その結果として使用料金とか、納付方法などに変更が生じるのではないかと危惧いたしますが、果たして、今の時点で想定することはなかなか難しいかも分かりませんが、使用料金等、変更があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

先ほど答弁いたしました。財政状況をより正確に把握することにより、公営企業会計としての健全性や収益性等を鑑みながら、人口の推移等将来の展望を見据えて、使用料金等におい

ても検討が必要と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

特に使用料金であります。これは人口減少によって、給水人口は減っております。ところが、それを対象とした計画時の給水人口は、それよりも多いわけでございまして、そういうことから、やっぱり維持費等が個々の家庭に、今、想定すると負担がより重くなる、そういうことを私は危惧するわけでございまして、ぜひとも早急にその対応策等を含めてお考えをいただければと思います。

次に、現行職員体制で、この公営企業会計、移行が可能なのかどうかお尋ねをいたします。

公営企業会計へ移行するという事は、当然、職員の専門性、企業会計に対する精通が求められるわけでございまして、現行の職員がそのスキルを身に付けて、対応でき得るのかどうか。現状で想定するという事は、なかなか難しいのかも分かりませんが、現行の職員でもって、その専門性を十分に確保する中で移行することが可能なのかどうか、現行の職員体制で十分対応できるのかどうか、併せてお伺いします。

○議長（上田孝二君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

公営企業会計移行に向け、現在準備を進めているところであります。もちろん、今現在いる職員につきましても、毎年、それらの勉強を今、している最中でありまして。しかしながら、専門職員の配置等、職員体制などにつきましても、今後検討が必要と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私も、この簡易水道事業についていろいろ勉強させていただきましたけれど、非常に悩ましい問題でございます。今まで合併以後、いろんな形で簡易水道事業整備のために、国の補助金でありますとか、地方債の発行等、いろんな形でもって投資をしてきたわけでございます。莫大な金額でございます。しかしながら、人口減少の中で、その設備投資を十分に生かすためにはどうしたらいいか。そして人口減少の中で、維持費は簡単に減るわけではございません。水道管理維持費でございます。人口減少の中で、その負担をどういう形でお互いに分け合うか、非常に難しく、なおかつ悩ましい問題。しかも身延町は山間地に集落が数多く点在をしているわけでございまして、そのへんの対応策も含めて、これから私は簡易水道事業の在り方等について更なる勉強をし、また質問等をしていきたいと思っております。

次に3番目でございますが、普通財産としての旧大須成小学校校舎についてお伺いをいたします。

校舎の現状と今後の対応策でございます。

平成30年、だいぶ前でございますが、第4回定例会における質問項目、大項目の質問です

ね、未利用公共施設の管理と、その利活用についての中で旧中富地区にある旧大須成小学校校舎については改修工事を行い、観光資源として有効活用するか、取り壊して更地にするか、早急な対応が求められるが、町の考え方はどの質問に、当時の財政課長は旧大須成小学校校舎の賃貸借については、現在、大須成小学校再生プロジェクトROOMSの企画・計画案により校舎の再生を含め、貸し出しをしている。借主である大須成小学校再生プロジェクトROOMSへの賃貸借が終了した場合は、これを解体し、更地にしたいと答弁をいたしておりますが、それから、もうだいぶ時間が経っております。現在、普通財産である校舎の現状と借主の活動状況、また今後の木造校舎の対応策についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

現在、旧大須成小学校再生プロジェクトROOMSと令和4年3月31日までの1年間の賃貸借契約を締結しまして、貸付を行っている状況であります。

ご存じのとおり、旧大須成小学校は、昭和32年に建築された校舎で、建築から64年ほど経過している建物であります。校舎の痛みは激しく、屋根に穴が空いている部分があるほか、床も抜け落ちそうな箇所もあります。

こうした状況から、町としては、賃貸借契約が終了する令和4年3月31日以降には、旧大須成小学校校舎の解体も視野に入れながら、管理方法の検討をしてみたいと考えています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

先ほど申したとおり、この質問をしたのは平成30年であります。その後、なんら進捗状況が見られない。やっぱり、私は、あの地域を含めて、あそこをどういうふうにして地域活性化をするか、再生するか、そういう戦略のもとに旧大須成小学校校舎敷地、在り方を検討していただきかったんでありますけれども、残念ながらそこまではいっていない。早急に、私はそういう対応も含めて、あそこを更地にするということでもありますけれども、更地にした場合、どういうふうを活用することが可能なのか、併せて皆さん方でお考えをいただいて、ご提示をいただきたいと思っております。

次に最後の質問になりますが、指定管理の運用についてでございます。

指定管理の運用につきましては、私、何回か質問をさせていただいております。なかなか身延町、それぞれの集客施設、観光施設、売上、あるいは集客力、思うように伸びていないのが現状でありまして、そういう中で指定管理者による運営、厳しいものがあるかと思っております。

そこで、私は指定管理者の変更に伴う運用方法の検証についてお尋ねをいたしますが、令和元年第3回定例会におきまして、質問項目として指定管理の運用についての中で、指定管理をした以後であっても、指定管理者の管理手法が適切なものであるかどうかを検証することは町民の視点からも見ても極めて大事なことであります。町の担当課は協定書締結後、指定管理者の施設の運営方法や経営状況などについて、定期的にモニタリング、検査、検証をしていますかと、そういう質問に当時の観光課長は指定管理締結後も各担当課において検証等を行っている。

参考例として、みのぶ自然の里については集客や利用者の増加に向けて、予約・利用状況の分析や事業のPR方法、アンケートの分析などについて定期的な検証を行っていくと答弁をいたしております。

皆さんご存じのとおり、みのぶ自然の里、それから本栖湖いこいの森キャンプ場につきましては、いずれも本年度から指定管理者が変更されております。みのぶ自然の里につきましては、NPO法人みのぶ観光センターから森の学び舎合同会社。それからキャンプ場につきましては、企業組合LINK300にそれぞれ変更をされておりますが、私は再度、その検証について精査をする中で、変更に伴う集客でありますとか職員管理、施設の運営方法の検証について、もう一度、その進め方を検討すべきであると考えますが、担当課にご質問をいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光課が所管する、身延町みのぶ自然の里、本栖湖いこいの森キャンプ場の2施設につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条により、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する事業報告書を作成し、町長へ提出しなければならないと規定されております。

報告内容につきましては、（1）管理業務の実施状況および利用状況、（2）使用料または利用に係る料金の収入の実績、（3）管理に係る経費の収支状況、（4）その他町長が別に定める事項と規定をされております。

これらの報告書をもとに、経済・社会情勢や来客者の動向を分析するとともに、集客方法、職員の配置体制など管理運営方法を確認し、施設が提供するサービスは町が提供すべき性質のものであるか。将来にわたり、その施設に投資を続けることに町民の皆さまの理解は得られるのか。また、貴重な町の資産として、さらに有効活用できないかという視点に立ち、施設の設置する目的や役割についても検討する中で、指定管理者検証事務を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

指定管理については、町もそれなりに、定期的にその運営方法等を検証されているかとは思いますが、指定管理が決まってしまうと、すべて指定管理者にお任せというような、そういう姿勢ではいけないと。外部から専門家を入れて、やっぱり定期的に運営、経営状況、あるいは町民の指定管理者に対する意見、そういうものを含めて検証をされるようお願いをいたしたいと思います。

つまり、少しでもこの指定管理者が集客を増やして、そして売上を伸ばす、そういうお手伝いをするという意味合いにおいて、定期的な検証を通してアドバイスされることを私はお願いをするものであります。

以上、私の質問はこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで議事の途中ではありますが、暫時休憩といたします。
再開は11時5分とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。
次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。
山下利彦君の質問を許します。
登壇してください。
山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従い一般質問をさせていただきます。
初めての一般質問でございます。

議員の本分は町民の代弁者であり奉仕者であります。一般質問は本来、住民の声をよく聞き、自分自身の考えを加え、住民の声を一般質問という形として届け実現していくことが基本だと思います。

今回、日頃よりよく聞かれる住民の声を聞き取りながら、自治体の総合的な振興、発展を目的とし、すべての計画の最上位計画とする総合戦略、総合計画の中から、それらの声を通しまして質問とご提案をさせてもらうという形を取らせていただきます。

総合戦略は人口減少克服と地方創生が目的であり、総合計画は平成29年度を初年度として平成38年、令和8年度を目標年度として10カ年計画で、町が進む様々な方向が具体的に示されております。

それと連動して実施計画、アクションプラン、行政改革実行プラン等があります。それらの資料の中から質問と、ご提案をさせていただきます。

まず、総合戦略の人口減少克服問題と地方創生についてお伺いいたします。

峡南3町のうち、身延町の社会減が最も多いということへの対策につきまして。

先日、新任議員を対象にオリエンテーションがありました。そのときに説明を受けた内容につきまして、高校生の考えがこうだということの中で、その枠の説明を受けたと思います。しだれ桜の里事業、それから町の歌の制作、それからマスコットキャラクターの制作等の話を非常に分かりやすく、丁寧に、40分にわたりまして説明を受けました。

私、その説明を聞き終わって、なぜか「ご苦労さま」という感情がわいてこなかったですね。それは私の心の中に、身延町の今、この現状というのは、緊急時、非常時という感じが心の底にあったからではないのかなと思いました。

今回の一般質問はそんな意味を込めまして、持続可能な未来の身延町をつくるためということに集約させていただきました。

以下、6つの項目を設けながら細分化した質問になると思いますが、ご答弁よろしく願いいたします。

今月の1日に山梨日日新聞の一面に大きな見出しがありました。「県人口81万人割れ 全国順位42番目に後退」とありました。総務省が30日に公表した国勢調査の確定値によると、

81万人を割り、5年前から約2万5千人減少し、全国順位は47都道府県中42番目に後退しました。県内の20市町村のうち21の市町村で人口が減少している。その中で減少幅が最も大きかったのが身延町であります。5年前の前回に比べて15.8%、2,006人の減少がありました。

地域消滅という言葉があります。20年後には県内の27市町村のうち約6割がその可能性があるといわれております。身延町のこの減少率では、消滅する、その6割に入る勢いです。特に身延町は峡南3町のうち社会減が最も多く、当然、人口減も最も多い町です。その流出の大きな原因の1つに、若者の就職時の県外流出があります。山梨県内に希望する就職先がなく、県外に出て行ってしまうからです。特に子どもを産む女性の県外流出は、同時に生まれる子どもが少なくなり、社会減と自然減のダブル減少により、少子高齢化がより急速に進む原因になっています。また、一度県外に出て行った女性が山梨県に帰るケースというのは、非常にまれになっております。

県外に流出した子どもたちの調査では、ほとんどの学生が県外の第3次産業に就職しているという結果があります。地場産業、伝統産業の保護と同時に時代の、特に若者のニーズに合った企業誘致が人口流出を止める政策としては、非常に重要になってくると思います。

企業誘致について、業種を絞り込んだ誘致を考えているのか、社会減が峡南3町の中で多いということと、また今回の国勢調査による県内で最も人口減少率が大きかったことに対して、その原因の特定の調査と対策について伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町の社会増減の状況は、10月1日を基準日とする山梨県常住人口調査結果報告書の数値から、本町への転入者は令和元年度以降横ばい状態となり、転出者は平成30年度以降減少傾向にあります。

社会増減は、平成30年度マイナス204人、令和元年度マイナス200人、令和2年度マイナス131人と、プラスの方向に推移しているものの依然として転出超過が続いております。

転出につきましては、県内転出と県外転出がほぼ同率で推移しており、理由は婚姻関係、住宅事情、進学、就職等の理由が多くなっております。転出する年代は20代が最も多く進学と就職が要因となっております。

人口減少対策は、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組みを推進しており、社会増減の均衡に向けて、地場産業の振興や企業誘致などによる雇用の確保と併せて、空き家バンク制度や宅地分譲など事業を実施し、移住・定住の促進に取り組んでおります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

人口流出におきまして、就職時の県内の学生が留まってくれるサービスについて、相談に乗ってくれる就職支援サービスや学生の大きな負担となっている奨学金の返済支援事業、大学や学校法人との就職促進協定などが打ち出されているところもあります。

それから人口減少に拍車をかける女性の県外流出に対して、これは重く受け止めなければなりません。女性の働きやすく活躍できる職場環境の整備、これをよろしく願いいたします。

次に、企業誘致に関して先進地域への視察研修についてお伺いいたします。

人口流出という出血を止めるため、時代にマッチした若者の希望する職種、先ほどの調査から言うと第3次産業にターゲットを当てた企業誘致を積極的に行って定住人口を増やしたという先進事例があります。徳島県神山町であります。徳島県の山間地にある人口6,150人。高齢化率45%の町です。ITベンチャー企業など10社を誘致し、2011年に人口が転入超過となり、全国の自治体等から視察の予約が殺到しているところでございます。

企業誘致に対して、これらの先進地域の視察研修についてお考えをお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

企業誘致の近年の実績といたしましては、令和元年度に下山工業団地に株式会社キーテックを誘致し、岐阜プラスチック工業株式会社が工場の増築を行っています。また令和2年度は旧下部小学校を使用して、ヘルスサポートサンリ株式会社を誘致するなどの成果をあげております。

企業誘致に関する先進地域への視察研修につきましては、総合戦略における企業誘致の取り組みの一つといたしまして、サテライトオフィスの誘致に取り組んでおります。令和2年度にサテライトオフィスの進出に向けた自治体側の受け入れ態勢や進出企業のニーズを知ることを大きな目的として、IT関連企業など20社のサテライトオフィスが進出した町として有名な徳島県美波町への視察研修を計画しました。この計画につきましては、コロナの影響によりオンラインによる研修を実施したところであります。

今年度はサテライトオフィス誘致に向けた企業とのマッチングイベントへ参加しており、現在までに24社とオンラインを通じて進出に向けた意見交換を行っておりますが、現在のところサテライトオフィスの進出には至っていない状況であります。

今後も雇用の確保に向け、幅広く企業誘致の取り組みを進めていき、中でも若者の定住に繋げる企業誘致を意識しながら、先進地研修などによる情報収集やホームページやパンフレットを使ったPRを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この人口減少問題において注目すべき展開が、1カ月ほど前の山梨日日新聞の見出しにありました。「県人口20年ぶりに転入超過 コロナ禍306人増」の見出しが目にとまりました。20年ぶりに年間の山梨県に移り住んだ人が、県外に出て行った人よりも306人増えたという社会増の内容です。ご存じのように人口の増減には社会増減と自然増減があり、まだまだ自然減の数が多く、全体としては人口減少が続いております。

今回の社会増になったことの原因の1つには、1つはコロナ禍において国民、企業の生活様式の変化に起因するところが大きく、生活様式の変化によるサテライトオフィスのように企業

誘致の形も大きく変わります。令和2年、IT企業の進出した徳島県の先進地域のオンラインの研修を行ったということは、非常に素晴らしいことのように考えます。そのオンライン研修におきまして、そのときの内容、あるいはそれをどう伝えながら情報の共有化をどういうふうに行っているのか、これから大いに活用していただきたいと考えます。

それから先ほどの実際、企業を誘致した神山町ですが、神山町にない山梨県身延町の決定的な強みは、豊かな自然の中、首都圏からの近さや高速交通網、中央自動車道、中部横断自動車道、圏央道、リニア中央新幹線の整備されているところです。国内最強の定住候補地だと考えます。

この恵まれた環境を踏まえ、地元の学生が希望する時代に合った企業誘致をスピード感をもって強力に押し進めていただきたいと思います。

次に、空き家バンクの情報提供内容と対象物件の管理について質問いたします。

人口減少問題の解決において、人口流出という出血を止める施策の一方で、受け皿として空き家バンクの情報提供と物件管理は重要です。山梨県は移住定住の受け皿としての空き家の状況は、全国で1位の空き家率であり、また東京からの移住希望者ランキングでは、長野県、静岡県と山梨県は全国で常に上位に入るトップクラスの県であります。しかし、なかなか移住が増えないのが現状です。

現在、都会から地方に移住したいと考える人が増えています。年代別にみると、40代以下の子育て世代が増えています。山梨県は東京から近いにもかかわらず、極めて恵まれた自然環境を有し、将来的には品川・甲府間が25分でつながると考えると、これだけポテンシャルのある県は少ないと思います。

しかしながら、地元町民自身が地域の魅力に気が付かず、移住促進につながる県外への効果的なアピールが十分にできていないことが挙げられます。これはのちほど、観光振興の欄でも申し添えます。

外から見れば素晴らしい地域でも、住んでいる住民が「ここは何もないよ」と思って言葉を発すれば、何もないことしか伝わりません。住んでいる町民がここは魅力的だと思えば、そのように伝わっていく。住んでいる町民が魅力的でないと思っている地域には、外から見て魅力的には見えないものです。

ブータンという国は、住んでいる国民がみんな幸福だと感じているのです。私たちも、その国に行ってみたくになります。同じように、私たち一人ひとりが自分の住んでいる山梨県が、身延町をよく知り、魅力的だと感じ、それを伝えていくことが山梨県、さらには身延町が魅力的になっていくことだと思います。

今回の20年ぶりの社会増減がプラスになった、コロナ禍による生活様式の変化で地方の関心が高まったことを表しております。地方に関心が高まった、このときに身延町の魅力発信と地元の受け入れ態勢としての空き家バンクの充実が、非常に重要なことになっております。

そこで質問ですが、移住促進につなげられる空き家バンクの情報提供内容について、契約しやすい、利用しやすいなどの内容のほか、空き家バンクに関する助成金のより充実した内容も契約内容を成功させる大きな要因になると思います。

現行は住宅購入祝金、引っ越し祝金がありますが、その他の町にはそのほかに仲介手数料の助成、リフォーム費用の助成、家具、道具の処分費用の助成等が設けられています。入居者に対する助成制度が充実している自治体は、利用者が増えているといわれます。情報提供の内容

に助成制度の充実について、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町の空き家バンク制度の活用状況は、平成20年度の制度開始以来、本年12月1日現在で146物件の登録実績があり、賃貸契約、売買契約を合わせて、107件の契約がなされました。現在は、賃貸で7物件、賃貸または売買で2物件、売買で1物件、合計10物件をご案内しております。

また、空き家バンク制度を利用し、移住された方への住宅購入祝金や引っ越し祝金は平成28年度の制度開始以来、売買・賃貸を合わせて25件の支給実績があり、43人の移住実績があります。

空き家バンク制度の情報提供内容といたしましては、多くの方へ情報提供するため、身延町ホームページ、アットホームやライフホームズの全国版空き家バンク、一般社団法人移住定住推進機構などの移住関連団体ホームページのほか、パンフレットや山梨県主催の移住相談会等を通じて、建物に関する情報や地域、仕事、学校など生活環境についての情報、身延町のお祝金制度の情報も併せて提供しております。

現在、空き家バンクは、空き家を求める方が非常に増加しており、提供できる空き家物件が不足の状態となっております。移住・定住の取り組みを一層促進するためにも、今後も田舎くらしのニーズを把握しながら、空き家所有者に対する案内の方法や支援制度などの検討も必要だと考えております。

空き家の管理につきましては、空き家バンクに登録していただいている物件、その他の物件につきましても、それぞれ所有者等の責任において管理していただくようお願いをしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

空き家バンク登録されている物件は、すぐ住める状態でない場合も少なくありません。住まいを探している人から見れば、できるだけ早く入居したいというのが本音です。入居希望者がいつ現れてもいいように準備しているなど、受け入れ態勢を整えていく必要があると思います。

売買、賃貸借の物件もよく見せること。そして契約成立のチャンスを広げるためにも、空き家バンクのイメージを上げるためにも、所有者には対象物件の定期的な最低限のメンテナンスの要請は必要だと考えます。

空き家バンク登録制度には、登録条件があるようです。風呂の整備やトイレが水洗でなければ登録できないなどの条件があるようです。空き家率が日本一だが、現在、空き家物件が不足しているという答弁がありました。これらのニーズに応えるため、空き家物件の登録を増やすためにも町の活性化につながる物件の支援制度、補助金制度の創設をスピード感をもって対応していただきたいと考えます。

続きまして、総合戦略の地域創生について伺います。

地域創生の基本的な考え方について、お伺いします。

「地方創生」という言葉は2014年、7年前に掲げられた政策名で、東京への一極集中是正と地方の人口減少に歯止めをかけるためのものでした。しかし、いまやすっかり聞かなくなり、いつの間にか「一億総活躍社会」にその名前を変えてしまいました。なぜ、「地方創生」というスローガンが聞かれなくなったのか。それは、うまくいっていないからです。「地方創生」という言葉と共に過ぎていった今までの時間、それはゴールを決めないでマラソンレースを開始したようなもの。ランナーはいつまで経ってもゴールにたどり着かない。とりあえず「地方創生」と叫び走っているのに、ゴールが近づいてくると錯覚して、単に走ることに自己満足をしてきた時間だったのではないのでしょうか。

私の地方創生の基本的な考えとしまして、総合戦略にはこう書かれております。地方創生とは人が仕事、まちをつくる好循環をつくること。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環をつくること。私の頭では分かったような、分からないような、頭に想像できそうでできない言い回しでございます。

地域を知るとは、いろんな資料の数値の中でも町内総生産の数値、年間消費販売額などの数値などから、町の人口、産業などの弱い点、あるいは強みを認識することです。地域を知るとは、地域が意味することを知ることにもなります。

外部資本に過度に頼り、経済的尺度を優先し、効率追求型社会は住民の暮らしからの視点が抜け落ち、地産地消の地域共同体崩壊の危険を招きます。まちづくりは地域にある固有の資源に立脚し、地域を知るところをベースに地域づくりが行わなければなりません。

中部横断自動車道が全面開通いたしました。高速道路や立派な国道ができた結果、各首長さん方はこれで大企業が入ってきて、経済が活性化されると声高々におっしゃっております。果たしてそうでしょうか。現在の状況を見てください。その広く整備された道端には、お馴染みの全国チェーンの看板だけが残り、地元商店街はシャッター街に変わっています。

このように外部の資本に過度に依存した地域経済の再生は、整備された広く立派な道路を使い、どんどん富が県外に流出してしまう結果になるだけです。

地方創生で大事なことは、地域内でお金が回り、地元町民の労働力が生かされる仕組みの地域循環型経済、地産地消経済の実現があります。自らが富をつくり出す仕組みをつくり出すこと。しっかりとした地域経済基盤をつくることなしに地方創生はなし得ないのです。そして、その仕組みは同時に安心して暮らし続けていく住民の支えあいの仕組みになると考えます。

7年という長い間、「地方創生」と叫びながら走り続けてきました。身延町総合戦略の一番の大きな柱であります地方創生の実現とは、身延町民が地方創生を実感できる、どのような内容を言うのか。そして、その一定のゴールの時期はいつに置くのか、伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

地方創生は、首相官邸ホームページにおいて、「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指します」と説明しております。

この地方創生が目指す取り組みは、まち・ひと・しごと創生法に基づく、国、都道府県、市

町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして進められております。

まち・ひと・しごと創生法は、わが国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生が重要であり、まち創生は国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成を進めること、ひと創生は地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保を進めること、しごと創生は地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を進めることとし、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、総合的かつ計画的に実施することを目的としております。

まち・ひと・しごと創生法において、市町村総合戦略は、国・都道府県の総合戦略を勘案して策定することとしており、本町では、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて2060年の人口の将来展望（目標人口）を6,500人とし、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、まち・ひと・しごと創生法の目標とする、まち・ひと・しごと創生に向けて5つの基本目標を定め、5カ年を計画期間として第2期総合戦略のほうに取り組みを進めております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

答弁ありがとうございました。

総合戦略の地方創生はということで始まる答弁でしたが、その首相官邸のホームページにはとか、まち・ひと・しごと創生法に基づきとか、国、都道府県総合戦略を勘案してとかという切り口から出発しております。ですから、身延町の地方創生の着地点も、夢や希望、個性豊かな魅力ある、活力のある、どこにでもある同じような漠然とした感情的なものになっているように思います。私は地方創生の実感とは、このような漠然とした感情用語の表現が当たり前になり、一つひとつなくなっていく過程にあると思います。

着地点はという質問に対しまして、20年後には県内の市町村の6割が消滅するという予想の中で、唯一具体的な将来展望を示していただきました。40年もの先のビジョン、目標人口を6,500人と、現在の半数に留めるとしております。これについてのコメントは控えますが、その歩みにはたとえ小さくても目標実現に向け、確実に一步一步前に進める施策を打ち続けていただきたいと思います。

次に観光タクシーの導入提案について、提案をいたします。

総合戦略第4章、具体的な施策、基本目標1、地域へ根差した雇用の創出、1-3、観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大、1-4、地場産業の活性化とPRの強化を推進、この項目につきまして提案をさせていただきます。

身延町の観光規模は、身延山観光客120万人、下部温泉10万人、しかし毎年減少を続けている状態にあるようです。先ほども言いましたが、地方創生は地元が潤える地域循環型経済、地産地消経済の発展があり、自ら収益を上げる環境がなければ、なし得ません。その1つとして、地元の資源が輝く観光の盛り上げが必要だと考えます。

観光資源はご存じのように身延山、下部温泉、湯之奥、金山博物館、富士川クラフトパーク、中富和紙の里、中富現代工芸美術館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館、本栖湖富士川ラフティ

ング、下部農村文化公園、みのぶゆばの里、一色ほたるの里、みのぶ自然の里など非常に多くの観光資源があります。

さらに新たな事業として、富士川クラブ、身延竹炭組合、あけぼの大豆保存会等々、それらの目に見える観光資源のほかに、もう1つ、観光資源として注目しなければならないもの、それが観光ボランティアガイドです。今、求められるのは、観光資源を増やす方向の速度を緩め、今ある観光資源の一つひとつに光を照らす、最大限の付加価値を付ける観光ガイドの充実が求められていると思います。

それまでは、行って見て帰るだけ、行って温泉につかって帰るだけの観光から観光資源がより輝き、歴史文化を知ることによって印象的で感動的な観光を味わえるものに変えていかなければなりません。

団体旅行などで、私たちはあまり興味のないところでも、現地ガイドのレベルの高い説明を聞いたとき、施設や自然のその良さに感動することはよくあることです。観光タクシーは、すでに日本有数の観光先進地では導入されているもので、その観光客の受け入れ態勢ができていて自慢の観光資源をコースに設定して、効率よく回る観光タクシーの導入がされています。私はまさにこれを提案いたします。この形式は、地元の観光エリアが抱えている様々な問題点も解決するものと考えています。そして、確実に地元で金が落ちる設定もできます。観光客の心を着実に捉え、質の高い印象深い充実した観光を提供する手法として、観光タクシーの導入を提案したいと思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光タクシーにつきましては、観光地を巡ることに特化した、旅行者向けのタクシーサービスであり、旅行者を目的地まで送り届けるだけでなく、観光名所を案内し、実際にタクシーから降車して、ツアーガイドのように観光地の説明などを行うもので、観光客は、その利便性や快適性に大きな満足度が得られ、京都など多くの観光地で活用されています。

本町におきましては、山梨交通株式会社が身延山参拝と富士川クラフトパークコース、株式会社身延タクシーでは、身延山を中心に送迎・観光案内を行うサービスを展開しております。

観光タクシーの導入につきましては、先ほどの事業者が事業を展開しております。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン、基本目標2、町を元気にできる人材の育成、町民総ガイド事業の実施の中で、町の見どころ、楽しみどころなどを紹介した「みのぶのびのびガイドブック」を利用し、町民の皆さまが町の良さを知っていただき、町の魅力の案内ができるような事業に取り組んでおります。

このようなことから、ご質問のありました、観光タクシー事業者の皆さまとも連携し、また、現在、ご活躍をいただいております、みのぶ観光ボランティアガイドの会の皆さまのご協力も得る中で、効果的な観光情報の発信を行い、町民総ぐるみで、観光客の皆さまに満足していただけるようなおもてなしができるよう、本町の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は、この佐野観光課長の答弁書が送られて一読したときに、私は感動いたしました。どこに感動したかといいますと、「おもてなし」という言葉を使ったことですね。この発想、これが観光におきまして中心的な考えではないか、その「おもてなし」という言葉を使ったことに対して、本当に私は感動しました。日本の特有のおもてなし文化に共感していただいたことに対して感謝を申し上げます。

身延町の良さを知ってもらう観光の実施には、既存のある観光資源に観光ガイドという観光資源を加え、観光センターの情報を加え、それから効率よく回る観光タクシーが融合すれば実現すると思います。

先ほどの総合戦略アクションプランでは、「みのぶのびのびガイドブック」を作るということが挙げられております。当然、作ることだけが目的ではないはずですが、その後の町民総ぐるみで観光客が満足してもらう、そしてまた来たいと思えるおもてなしができるようにするとあります。発想力が佐野観光課長は素晴らしいと思います。とりあえず、ぜひ佐野観光課長のお力で、いろいろな方向で頑張っているベクトルを同じ方向にまとめていただき、今までの観光形式に、この観光タクシー形式が加わるよう、ご尽力をお願い申し上げます。期待しておりますとともに、微力ながら私のできることは協力させていただきます。

観光タクシーの成果は、最初は小さな一歩ですが、それはおもてなし文化を加えることでもあり、観光客の心を着実に捉え、それが口コミで広がるという絶大な効果がある1つの観光形態だと考えます。

来ていただく観光から町民全員参加のおもてなし観光へ、ぜひ佐野観光課長のお力で実現していただきたいと思えます。

私たち町民自身も、これらの施設を全部回ったかというところ、そういう町民は少ないと思えます。身延町は魅力がないわけではなく、町民がその魅力の素晴らしさを知らないだけなんです。知らないから外に発信できない。町民が自分たちの町の自然、歴史文化、生活様式を積極的に触れ、そこに良さを実感し、興味を持ち、外に発信していかなければ観光発展はありません。

現在、少しずつ動いている各方面の取り組んでいる事業が、同じ方向、同じ目標に向かって有効に補い合って進む観光事業であれば、商店が、企業が、地域が潤う地域循環型経済の創出につながると考えます。

多くの観光施設を回れなくても施設を深く知ることによって満足する観光をしてもらえること、そしてまた来たくなくなると思わせる観光、その在り方を実践していただきたいと思えます。

非常に素晴らしい答弁、佐野観光課長、ありがとうございました。

次に、中部横断道全面開通により身延町内にある3つのインターチェンジのいずれかに道の駅の開設の考えはというところに移ります。

インターネットサイトにおきまして、中部横断自動車道に伴う国道52号線の交通量の減少が載っておりました。中部横断自動車道、山梨から静岡、全面開通後の交通状況速報とあります。開通期間8月29日の交通量は、平日1日7,700台、休日1万1,400台、並行する国道52号線交通量は約2割減少。そのうち休日の大型車は約4割減少し、国道52号線から中部横断自動車道への転換が図られているとありました。

道の駅、特に高速道路に連結するものは、その町の玄関口の意味合いを持ち、特産物、あるいは地場産業のPRの拠点になり、地元身延町、早川町の観光振興にもつながるものであります。その意味から、この施設の建設などはどの町でも重要なものと捉え、中部横断自動車道が建設する当時から予定し、道の駅富士川、南部町の道の駅は予想どおりの賑わいを見せております。

現在、富士川町と南部町の間的身延町は、中部横断自動車道の道の駅の状況から、ただ通過点になってしまうことが考えられます。現在、早くも症状の表れ始めた国道52号線の交通量に拍車がかかる事態が今後想像できます。

3年ほど前から始まった南部インターに巨大な物流センターが完成しました。これらは計画的に企業誘致を尽力した表れだと思います。

道の駅の認識と建設に対する消極的な理由は何だったのか、今後の予想されるストロー現象への対策をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上田孝二君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

全国道の駅連絡会によると、道の駅の設置位置の考え方については、「間隔を定めて設置する性格のものではないが、休憩施設としての利用しやすさや駅相互の機能分担の観点から広域的な視点での構想づくりが望まれる。」とされております。すでに身延町内には、本年度リニューアルしている「道の駅しもべ」と、「道の駅みのぶ」の機能が備わる富士川クラフトパークの2施設があるため、「道の駅ふじかわ」、「道の駅なんぶ」のようにインターチェンジに近接する位置に、新たに道の駅を設置することは、地形的要因も重なり困難でございます。

中部横断自動車道の全線開通により、本町への来訪者の増加が見込まれますが、「道の駅」に限らず、既存の「身延竹炭企業組合直売所」、「ゆばの里」や「なかとみ和紙の里」等、集客施設に特色をもたせることにより、多くの誘客を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

優秀な職員の方がそろっている身延町ですが、この道の駅の建設につきまして、先ほどの答弁の中で、下部の道の駅、あるいは竹炭組合、ゆばの里があるから道の駅は造る必要がないということでしたが、そういう建設委員会といいますか、道の駅の建設委員会というのは立ち上げてあったのかどうか、そこで十分検討し、先ほどの地理的な要因で断念したのか、それがあるから、はじめから考えなかったのか、そのへんのことにつきまして、急なご質問で申し訳ございませんが、どちらだったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

答弁の冒頭にお答えさせていただきましたが、道の駅の設置位置の考え方については、間隔を定めて設置する性格のものではないが、休憩施設としての利用しやすさや駅相互の機能分担

の観点から広域的な視点での構想づくりが望まれるということで、身延町にはすでに道の駅しもべと道の駅みのぶがございます。新たに道の駅検討委員会を立てて、これを検討していくということは、今のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に総合計画の第1章、安全な暮らし、(3)地域医療体制の強化、高度医療機器の整備充実とあるが、飯富病院に関する交付税と繰出金についてに移りたいと思います。

地域医療体制の強化において、中核病院の充実が飯富病院など中核病院については安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院運営、組織の在り方について、その方向性を検討しますと、ここには書かれております。まさにそのとおりだと思います。

同時に、この総合計画においては、平成28年12月18日、日曜日に実施された町長と語る高校生の集いにおいて、意見交換の内容が掲載されております。「これからも身延町に住みたいですか」という問いに対して、参加学生21名のうち約半数の10名が「身延町に住みたくない」と回答しています。その理由の1つとして「町内の病院で最新治療の対応ができないことがあった。病院が充実したら住みたくなるかもしれない」という意見が大きく掲載されておりました。

今回の、この高校生の声にあるような高度医療の充実のため、飯富病院との打ち合わせをする中、国からの交付税をとおして、病院への繰出金を含め、どのような対応をしてきたのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

過疎地域の中にあり、地域の中核病院としての使命を果たすべき飯富病院ではありますが、昨今の経営状況は非常に厳しいものがあります。

飯富病院については、一部事務組合立の病院として、身延町・早川町が構成町となり、峡南中南部の地域住民の健康を守り、福祉の向上に貢献していただいております。

町民の方の医療ニーズは、より高度な医療となり、安心・安全で質の高い医療を提供する上で、高度医療機器は欠かせないものとなっております。

今定例会の一般会計補正予算において、病院にある高度医療機器を更新するにあたり、代表町として県の補助金申請を町が行い、その県の補助金と、身延・早川両町の負担金を合わせて、飯富病院へ町から負担金として支出いたします。ちなみに、昨年度も病院で急きよ必要となりました多額の修繕へも、両町から負担し財政援助を行ってまいりました。

また、これまでの病院事業の起債の償還についても、両町で負担割合を設け、毎年、元利償

還金の80%を負担してきております。さらに、病院職員の児童手当・特例給付についても、両町で負担金として支出してきております。

これからも、飯富病院の構成町である身延・早川両町が一緒になって病院運営を検討していきながら、経営改善につながるような支援をしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問の持ち時間1時間を経過いたしました。

これで質問のほうは、次の機会にまわしていただきたいと思います。

○4番議員（山下利彦君）

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は13時10分といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従い質問をいたします。

身延町の「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、町民の皆さんが元気で幸せに暮らせる町、活気あふれるまちづくりのため質問をいたします。

身延町と身延山久遠寺の連携について質問します。

身延山久遠寺は、心のふるさととして全国から多くの参拝者が訪れます。日蓮宗総本山、年間120万人を超える参拝者が訪れる町の一番の観光拠点となっています。

昔は身延山の玄関口、身延駅に団体列車で参拝者が訪れ、身延山に歩いて向かう姿を目にしていた。今は車で訪れるため、賑やかさを目にすることが少なくなり、地域の皆さんは余計にさみしい思いをしているのだと思います。

そのため、参拝者、観光客はどうなんだろうとか、地域の皆さんから身延山との関係はどうなっているのか、もっと連携を深めてまつりごとを賑やかにしてほしいという声を多く耳にいたします。

私の家に、そして以前、会社にお客さんがあったときには、身延山に案内していました。さらに奥の院、思親閣まで足を運ぶこともありました。そして下部温泉に泊まって、かくし湯の話をする。お客さんも非常に喜んでくれて、仕事もうまくいく。身延町に家族でまた来ますという方も多くありました。そこでお聞きします。

遠藤議員の質問に対する回答で、身延山観光協会との話をいただきましたが、身延山との関係・連携について、現状、町はどのようなコラボレーションが行われているのか。共存共栄、身延山との連携を深め、さらに情報発信も必要だと思いますが、現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

身延山久遠寺には、歴史文化資源や仏閣を含む重要文化財が多数存在し、古くから観光活用を図る中で、多くの観光客が訪れております。

現在は、コロナ禍により大勢の皆さまを集客する各種の事業は実施できない状況にあります。

コロナの収束を踏まえる中で、より一層の集客ができるよう、節分会、開闢会、御会式等、数多くの身延山年中行事をはじめ、観桜・紅葉期におけるイベント等を、重要な観光資源の一つと位置付け、町、身延山観光協会、身延山久遠寺が連携し、本町に深い関わりをもって観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

身延山久遠寺の資料では、共に生き共に栄えるを基本として長期計画には門前町との更なる交流、門前町の駐車場、道路整備、関係機関との連携、森の学び舎への協力などを掲げています。以前には小学生絵画コンテストなども実施していますし、今年8月には堀内詔子衆議院議員も来山してトップと懇談をしています。そして総合計画の施策には、身延山の魅力アップ、観光協会と連携して魅力アップと効果的なPRを行い、誘客を図るとあります。伝統文化を活かした地域おこし、地域の復興策としてのお祭りなどを考えると、いろいろと施策はあると思います。ぜひ関わりを深く持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、町長に伺います。

身延山久遠寺との関係について、今後の方向性や町長のお考えについてお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

身延山久遠寺との関係につきましては、本町の観光振興はもとより、多額の寄附金、これは内野法主猊下から2年前に私財で1千万円の多額の寄附を町政に委ねていただいております。この寄附金を原資とした観光誘客看板の設置、これは身延山まで何キロとか、キロ数まで入れて、16基ぐらい、全部で整備できたかと思っております。それと、現在進行中の新身延中学校建設に伴います、校舎シンボルとして、身延山の杉材を建材の一部としてご寄附いただくなど、子どもたちの育成と町発展のために多大なご尽力をいただき、長きにわたり唯一無二の存在として本町への貢献は計り知れないものがあります。

今後も、身延山久遠寺を観光資源として積極的に活用させていただき、町内のほかの観光資源と連携させることにより、付加価値の高い観光地づくりを進め、多種多様な体験ができ、周

遊型の観光地を目指してまいりたいと考えております。

引き続き、滞在型観光を楽しんで、行ってみたい町として足を運んでいただけるよう、本町の魅力を効果的に県内外に広く情報発信し、更なる地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

町長から観光資源として積極的に活用させていただき、本町の魅力を効果的に発信し、更なる地域活性化を図ると、力強い言葉をいただきました。全国から参拝者、観光客に来ていただく。そして身延町を知っていただき、素晴らしさを分かってもらう。よろしく願いいたします。

続きまして、次に総合戦略の推進について伺います。

総合計画、そして総合戦略は町の人口減少に歯止めをかける最重要な取り組みだと思います。総合戦略の施策項目は非常に多岐にわたります。大分類でも85項目、細分化したら、さらに100何十項目という大きなものになり、やりきるためには相当な労力が必要ではないかと思っています。各課からの施策集約ではありますけれども、事務局業務、そして施策の推進状況の確認、進まない項目のフォロー、尻を叩かないとなかなか進まない項目も多いと想像をします。

先ほどの山下議員の話にもありましたが、国勢調査では私も非常に残念な思いをいたしました。地域自ら創意工夫を発揮して、まちづくりが全国各地で進んでおります。地域間競争も非常に激化していると予想されます。

今、総合計画、総合戦略、そして過疎地域持続的発展計画等々、多くの計画が進行中です。総合戦略の当初の目的に対しても、すでに未達が発生していると思いますが、重点指向で推進する。さらに今のボリュームをこなすのは、通常業務を持ちながらでは無理があると思います。総合戦略推進プロジェクトなどの推進に特化した組織、あるいは課内に専任者を置くなど必要だと判断しておりますが、お考えについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法の下に地方創生に取り組む重要な施策として、企画政策課が総合的な担当となり、12課が所管する業務として分担して推進しております。

ご質問の推進組織の必要性についてでございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略以外の各種計画の施策の取り組みにおきましても、関係各課が分担・連携する体制で推進しております。

今年度で7年目を迎えるまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、当面は現状の関係各課が分担・連携する体制が1つのプロジェクト体制として、取り組みを推進していくものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

多くの重要な計画を取りまとめる事務局として企画政策課に非常に負荷がかかると思い、計画推進や通常業務に支障が出るのではないかと感じていましたけれども、現状の各課との連携体制で問題なく推進できる、通常業務にも支障ないというふうに受け取りました。関係各課の皆さんは事務所の分担領域について、遅滞なく推進され、事務局と連携を取って施策の達成を期待いたします。

続いて、総合戦略の推進方法について伺います。

推進方法についても、PDCAの評価を頻繁に実施することが重要だと思います。

常に推進状況をチェックして軌道修正や遅れを取り戻す玉を打つこと、町長室に掲げてあります、スピード感が重要だと思います。PDCAの評価も推進委員会を開いて、せめて半期ごとに実施したらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

総合戦略のPDCAサイクルの確立と運用につきましては、内閣府地方創生推進室から示されました手引き書に基づいて進めております。

手引き書によりますと、まち・ひと・しごと創生を実現するためには、PDCAサイクルを確立し、総合戦略を着実に実施していくとともに、数値目標等をもとに、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくこととされております。

また、地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」の効果検証を行い、その結果を次期「地方版総合戦略」の策定に反映することで、継続したPDCAサイクルの確立と運用を図り、より効果的な取り組みの推進につなげていくこととされております。

本町におきましても、手引き書に基づき、総合戦略推進委員会において、総合戦略の5つの基本目標を達成するため策定されている、アクションプランの事業につきましては、毎年度評価を行い、翌年度に向けた改善を図りながら取り組みを進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

内閣府の手引きや地方公共団体の進め方についてお聞きしましたがけれども、PDCAサイクルは推進する上で、できるだけ多く実施する、早い段階でチェックして軌道修正する、さらに高い効果を求めることが重要だと思います。

年度の評価ではスピード感がありません。民間企業では、PDCAサイクルは四半期ごと、毎月実施するところも多くあります。ぜひ検討をいただきたいと思います。

PDCAサイクルは効果を高める仕組みです。総合戦略は国の地方創生からくるもので、全国で同じ動きを取っていると思いますけれど、成功例、施策などの情報を入手して参考にする。三現主義で見学させてもらう等の動きを取ることも必要だと思います。

先ほど視察研修やサテライトオフィスの話をお伺いしましたが、積極的に進めていただきたいと思います。以前の総合計画審議会の答申書には、社会経済動向を的確に判断し、施策の優先度を見極めていくことが極めて重要である。国、県、近隣市町村との連携を一層強化するなど情報の収集、分析能力を高めることに努力されたいとあります。

また、新政権も地方の活性化、地方創生に向けた分散型のクロニカルは必要であると言い、地方から新しい時代の成長を生み出すと言っています。

先日の所信表明でも地方が抱える人口減少、高齢化、産業の空洞化などの課題をデジタルの力を活用することによって解決していく。地方活性化を進め、さらには地方から国全体へボトムアップの成長を実現していくと言っております。

今後さらに地方分権、公約に向けた動きが加速するものと思われれます。トップダウンでなく事務局機能を発揮させて計画の強力な推進、さらにPDCAを繰り返しまわすことにより、スパイラルアップを続ける、そういったことをお願いいたします。

他市町村の先頭に立って施策推進、新たな動きで目標達成を目指して全員で頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

次は通告5番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

通告に従い質問をいたします。

暫時休憩が入ると思っていたんですけども、ちょっと慌ててしまって申し訳ありません。

健康増進施設と、ひきこもり支援についての、この2点で質問をさせていただきたいと思っております。

健康増進施設についてですけれども、今もある町営温泉施設、下部温泉会館の老朽化に伴い、整備することになった温泉会館の代替施設ではなく、日帰り温泉施設とスポーツジムを併設する町民福祉を目的とした複合的な健康増進施設と、町外から人を呼び込む地域振興の核となる観光施設を目指し、町の主要施設の1つとして進められてきました。

プロポーザル審査の結果、株式会社クスリのサンロードを優先交渉権者として選定されました。パートナーとしては、大きな期待ができるものと思います。

では質問に入ります。

6月16日、クスリのサンロードとの基本協定を締結し、8月10日にサンロードとの本契約となり、さあこれからという時がきました。プロポーザル審査での委員長講評、たしか副町長だったかな、でもありましたが、「地域観光の核・福祉の核・商工の核となる可能性を秘めており、地域活性化を大いに期待している」との講評でした。

現在の場所での営業となれば、下部温泉郷活性化にも大きなチャンスとなり、そこで、健康増進施設と下部温泉郷、このプロジェクトみたいな、そういう構想とか、なんか町側からか、あるいはサンロード側、事業者側からか、何か具体的なものがあるのかをお聞きします。また、見通しをどのように考えているかもお聞きします。

○議長（上田孝二君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

ご質問いただきました内容につきまして、お答えさせていただきます。

本事業は民間事業者の技術力や運営ノウハウの活用を目的に、公共サービスの提供など施設整備運営を民間主導で実施することで、施設利用者へのサービスの向上や効率的な整備、運営が見込まれます。

現在は事業推進に向けて「事業者主導」による「関係者協議会」を毎月開催し、事業者からの様々なご提案やご意見などを協議しております。

その中で中部横断自動車道の開通によりアクセスが向上し、全国でも泉質では有名な下部温泉郷へ来る観光客の増加も見込まれることから、新たな健康増進施設には、スポーツジムや歩行プールなどを併設し、日帰り入浴のみの営業を行い、宿泊については下部温泉郷へ誘導するなど、連携を強化することにより、来客のニーズに併せた利活用も進めてまいりたいと考えております。

また、具体的な提案といたしまして、クスリのサンロードから「企業の森」森林整備活動により、「下部温泉郷」の看板のある遊歩道周辺の整備の提案を受けております。

遊歩道の整備と周囲の森林整備を行うことで、地域の森林環境の保全と施設利用者の森林セラピーの場として有効活用が図られることが期待されているため、町においても積極的に協力して、参加してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

下部温泉郷の一番の活性化と言えば、日帰りの観光客、そういうのももちろんですけど、あくまでもやはり宿泊客増加が一番求められていると思います。1泊、2泊の観光客はもとより本来なら何泊もしていただく、今までの湯治客の増加、こういったものが一番だと考えますが、全国にも珍しい松葉杖供養祭、こんなのがありまして、去年はコロナ禍で中止はしましたが、毎年5月に行われて、50回以上の開催歴があるということは、どれほど下部温泉の泉質が有能で、有効であるということでもあり、温泉街が湯治客で賑わっていたことは、皆さんも承知していると思います。

まさしく歴史のある機能回復に優れた温泉郷であったわけですが、さて、一般的に健康増進施設でのスポーツジムという形で聞くと、これをどういうふうに皆さんはイメージできるか。スポーツジムというと、どうしてもパワーウエイト、専門的に無酸素運動ですね、腕立て伏せをやっているとき呼吸をしないと、50メートル走をやったときは呼吸しないと、懸垂で上がろうとしているときには呼吸しないとといった酸素を取り入れない、そういうパワーウエイトが主です。やはり、この近辺にあるところに見に行っても、ほとんどがそういうふうな隣接

する町の施設、そんなものは大体そういうところですよ。甲府市にあるサンロードの営業している施設も然りで、やはり若者が主体の器具が多いです。ほかのとの違いという、やはりサンロードはトレーナーが充実していたというのはあります。

町長が以前、まわりの施設に負けない、そういう施設にと期待していましたサンロード側のノウハウも、素晴らしいアイデアも出てくると思います。今後、町との打ち合わせを密にしていくというふうな形の中で、先ほどの具体的な答弁もありましたが、そんな具体的な方向にもいくんだらうと思います。

そこで私なりに具体的な案がいくつかありまして、参考になればという形で今日はお話させていただきます。

3年ほどくらい前になりますが、私が一般質問の中で、以前、大リーグのイチロー選手が利用しているトレーニング機械だよみたいな形でお話したことを覚えている方もいらっしゃるかもしれません。これは選手が次の日に疲れを残さないために、シーズンをとおしてケガをしないようにするために必ず行うトレーニングがあります。それが初動負荷トレーニング理論の器具を利用したものでしたんですけども、少々高価なもの、もちろんイチロー君たちが宣伝をするわけですから、非常に高価なものだということで、僕もちょっとそういったもので勉強を重ね、調べてみました。

そのもともとの理論というのは、日本で唯一の国立大学、鹿屋体育大学というところで神経制御理論というものに基づく理論でした。山奥先生という、その卒業生がその理論に基づいたマシンを開発しているということを知り、いろいろ勉強してみました。そのトレーニングは機能回復するための機能回復トレーニングというものを理論に基づくマシンの開発でした。このコンセプトは、今、病気をしたり、脳梗塞とかでこういうリハビリを行っている方々が使うもの、逆に疲れをほぐすために、シーズン、ものすごく活躍した選手が、アスリートが今後また記録を伸ばしたいという運動機能を向上させるための機械でもあります。そして膝や腰などの痛みを改善させたい方、あるいは産前産後の女性の方、あと糖尿病、高血圧を改善されたい方、肩こり、神経痛の痛みを改善したい方、こんな形で、これが今言ったのが、ざっとですけども、機能回復ジムでの取り組みであります。

この器具の関東での使用例は少なく、千葉県、東京に小規模ではありますが、あります。だけど、これが今回のような温泉施設とのコラボレーションは日本どこにもなく、開発者である山奥先生いわく、こんなこと初めてで、ぜひ協力したいというお答えも、香川県の会社からいただきました。これ、もし採用するか、ならないかはこれからでしょうけれども、採用なら大きな話題になり、関東での話題になっていくでしょうということもおっしゃっていました。

この内容を、実は温泉郷の宿泊関係者や女将さんたちに調査をさせていただきました。約10人くらいに今の考え方を、意見を求めたところ、1人の女性は、女将さんですけども、布団の上げ下げ、配膳、清掃業務の疲れを、そういった改善にぜひ利用して、自分でそういうものを実感し、来るお客さんにやはり話をしたい。自信を持って自分が伝えられる、そういうふうな施設になってくれると、うれしいということをおっしゃっていました。

また、1人の男性、ご主人ですけど、中部横断自動車道全線開通して、お客さん増えるぞと、ものすごくわくわくしていました。でも、その機能回復マシンの、今、話を伺うと、もう採用ができれば、自分のところでは最大限に宣伝広告に使い、インターネットに載せ、ホームページやパンフレット、そういったもので大々的にお客さんの誘致をしたいと、案内できるんだと

ということで、全線開通と同じようにわくわくしたという意見も聞きました。

これは温泉郷に限ったことではなく、身延町内の子ども、女性、高齢者、より健康な体づくりに貢献できるのではないかと考えています。また、温泉郷に湯治客の復活も期待でき、活性化の起爆剤になり、これこそほかにはない、唯一無二の施設として県内外へ発信できるのではないだろうかというふうに思います。

唯一無二ということであれば、例えば増富のラジウム温泉、僕が伺ったときには、もう何年か前なんですけど、1カ月湯治して、来年度の1カ月の予約をされていく方、そういうふうな方もいらっしゃいました。やはり唯一無二というキーワードは、非常にお客さんにとって大切ではないのかなというふうに思います。三珠の湯は観光、たしかに夜景がきれいだというところで、お客さんが相当入っています。

そんなふうなことも聞くと、やはり唯一無二の商品というのは、下部温泉郷とコラボするということを考えると、やはり湯治客をいかに増やすかということになると思います。お互いに大きなメリットがあり、チャンスだというふうにサンロードのほうも思っていただけではないのかなという形で、ぜひサンロードのほうに検討していただき、打ち合わせに提案してほしいと、また検討されることを期待します。

続いて、今、下部温泉郷とポイントを絞っての質問でしたが、身延町全体としての観光・福祉・商工にどのような具体的な計画をもって事業者に提言しようと考えているのかを伺います。

○議長（上田孝二君）

中山生涯学習課長。

○生涯学習課長（中山耕史君）

ご質問いただきました内容について、お答えいたします。

先ほどの一般質問においても具体的な提言を挙げさせていただきましたが、身延町全体への取り組みとして、スポーツジムを活用した「認知症予防・生活習慣病予防プログラム」や「ダイエットプログラム」など、町民の健康づくりを目指した提案がクスリのサンロードから示されており、併せて町内外の各種業種との連携について現在協議しているところであります。

また、上記提案以外にも、この健康増進施設と本町が有する観光地や集客施設などを活用したパッケージツアー、周遊体験ツアーなどの導入も検討しており、観光客への情報発信や町内集客施設との情報共有など、本町の各種諸計画と整合性をはかりつつ、関係者協議会の中で導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

今後も施設整備と並行し、施設の条例制定などを踏まえ、本施設の有効活用に関しまして、多くの方々からのご意見をいただき、健康増進施設運営に活かせるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

今、具体的に認知症予防、あるいは生活習慣予防、ダイエット、やっぱりこういうふうな取り組みは非常に大事で大切だとは思いますが、やはり、この耳にくる音としては、ほかでも、やはりいろんなところで聞く言葉だと思います。でもまだまだ、これから打ち合わせの中では、案が今から出てくるとは思います。

ほかのPFI事業と違い、固定化した収入ではなく、入込客により運営の収益が左右されることになり、PFIの強みを活かした設計時から運営事業者の意見を多く取り入れる、より集客できる施設にしていかなければならない。甲府市近郊に、あるいは市街地の立地とは違い、中部横断自動車道全線開通とはいえ、多少な、やはりリスクはあると思います。観光客というメリットも生まれるはずですが、今回の契約にどのような感想があるか、3人のプロポーザル、審査をしていただいた一般の民間審査員にもお話を伺いました。

1人は、駅からまだ電車内、あるいは電車の通過するお客さんが非常に正面で見やすく、景観が素晴らしいというふうに感動していた人がいました。1人は規模がやはり大きくて、室内の広さが非常に大きくていい。ただ、入口が若干不安があるなという方もいらっしゃいました。3人のうち最後、1人は現実的に売上はどういう配分になるのかという意見を、ここだけだなみたいなことを言っていた方がいました。

サンロード側のプロポーザル参加者からも意見をお伺いしました。サンロード側では、やはり駐車場の広さに不安があるものの、事業成功には大きな自信があると、力強い言葉をいただきました。ただ、事業者側にすべて頼るのではなく、町も大いにアイデアを共有し、提案する必要があると思います。

皆さんがサンロード、事業者に対してどのようなイメージがあるかという、いろいろあると思いますが、私自身は薬、あるいは健康、県内外、先日、町長も70店舗とおっしゃっていましたけれども、私が聞いたら77店舗というふうにおっしゃっていました。それにヘルシーSPA、あとはペット、ほかにもサッカー、ヴァンフォーレ甲府の大型スポンサー、バスケットボール、クィーンビーズのスポンサーでもあり、下部組織、子どもたちのそういう組織へのスポンサーも各種やっています。また、テレビ広告、最近、サンロードの広告も頻繁に見るようになりました。ラジオでも広告しています。イベントの開催、あるいはチラシ、パンフレットなど、こういったスポンサー契約宣伝費用、宣伝広告料というのを合わせると、サンロードで聞いたところ、約1年間で10億円近いお金をかけているそうです。そのお金に対しての、そこパートナーを組むという、こんなメリットがあるのかというくらい、もちろん10億円に全部、身延町を出してくれるとは思っていませんが、身延町は大いに活用できるんじゃないのかなというふうに思います。

施設ができてからの協力ではなく、8月10日に契約して約6カ月近く経ちますが、事業者側のほうでは、何でも受け入れようと。でも、今のところまだ何も、コロナの関係もあるだろうからイベント等、何もまだ案は出してもらっていないけれども、令和5年の開業に向けては、もうすぐきますので、身延町にとって大きなメリットのあるパートナーとして、15年間、契約するわけですから、生涯学習課はもちろん、学校教育課でのスポーツ教室や公園や、産業課ではあけぼの大豆をはじめとする新商品の売り先、あるいは物販販売、観光課では77店舗という大きな施設があるので、そこでの大きなアピール、先ほどノベルティでしたか、観光課がおっしゃっていましたが、そういったものも大いに活用できる場所が、今現在、進行形であるということをしつかりと頭に入れていただきたいというふうに思います。

観光をアピールした上で、また福祉保健課でも認知症など、今言う取り組みをそれぞれができると思うんですよね。だから、そういったお付き合いできる課もこれからもどんどん増えるというふうに僕は思いますので、その仕掛けをしつかりと計画し、準備を進め、プロジェクトとして来年度は早々にサンロードと事業展開して行ってほしいと思います。

次に移りますが、実は第3の質問は、本契約となった、このところ物価高騰を聞こうと。いくらぐらい上がりそうなのかと聞こうと思ったら、議案第94号での契約の一部変更で議案が出されていますので、この質問はと思いましたが、同じ関連の内容で質問したいのですが、もし答えられたら結構ですので、よろしいか、課長のほうにお伺いいただけますか。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

○6番議員（伊藤雄波君）

まだ質問していません。

○議長（上田孝二君）

していいかと。

○6番議員（伊藤雄波君）

3番の、一応、質問をしたいんですが、お伺いを立てただけです。お伺いを。議長。すみません。

○議長（上田孝二君）

内容は変わらないんですね。

○6番議員（伊藤雄波君）

はい。

○議長（上田孝二君）

よろしいですね。

○6番議員（伊藤雄波君）

いいですか。はい。

それでは、8月10日にサンロード側との本契約となり、これからという矢先に、このウッドショックをはじめとする物価高騰に対し、設計見積りの早期見直しということで、約9,400万円の増額になりますが、大体、ウッドショックの今の物価が上がる根拠というのは分かりますが、私の調査したところでは、様々な建築資材が2割から3割、資材によっては5割ということを知りました。キーテックのほうからもいろいろ調査させていただきました。そんな総建築費というのを考えると、一般的に考えると、規模から考えると約2億円は超すんじゃないかという意見も聞いたんですよ、同じものを建てようと思ったら。そんな中で、今回の増額金額で9,400万円でしたよね、本当に大丈夫なのかと、逆に金額を抑えられていて、非常に心配になったんです。建設費の上昇を施設の規模の縮小だとか、中にこういう施設をやると思ったけれども、そういったものを縮小するとか、そういったことで、ありきたりの施設にならないか、質の高い施設に提供できるのか、そのへんだけで結構ですのでお答えください。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

8月10日の第2回臨時議会においてご承認いただき、株式会社サンロードを中心としたS

PC構成企業と契約を締結し、基本設計に基づいて関係課を含めて協議を重ねてまいりました。

現在、SPC構成企業においては、令和4年4月末を目標に実施設計により工事費の詳細設計および積算の段階であります。伊藤議員のご質問のとおり1970年代に起こったオイルショックになぞられて、ウッドショックと呼ばれております。建築資材の高騰により建設費の上昇が避けられない状況であります。

主な原因として、米国でのコロナ禍による住宅ローン金利引き下げにより在宅勤務などから戸建て新築・リフォーム工事などの住宅建築の需要が高まり、輸入材の調達や海外工場で製造される資材に依存している国内企業では、建築資材の不足などが2020年から始まり、現在のところでは、木材だけでなく鉄鋼、アルミ、断熱材、トイレ器具、電気器具など建築資材が軒並み2割から3割の価格上昇が起きております。

健康増進施設については、木造とRC構造による混構造での建設のため今回のウッドショックによる影響は避けられないものと理解をしております。

町とSPC構成企業の協議において、ウッドショックによる影響を精査し、設計内容の見直しにより町側の負担とSPC構成企業の企業努力によるものと、お互いがリスク分担し、高齢者から若い世代に対応する質の高いサービスを提供し、利用者が満足していただける温浴施設と、スポーツジムを併設する町民福祉を目的とした複合的な施設を目指すため、今定例会に上程いたしました議案第94号において、契約を一部変更し増額をお願いいたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

重ね重ね、とにかくありきたりの施設だけにはならないように期待しています。

次に来年5月に施工業務が始まっていく予定ではありますが、そのときまだ高騰しているのか、また価格が下がってきているのかで価格の変動はあると思いますが、そのときは建築の分野でもよくある時価計算による契約ですか。そのへんを伺います。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

輸入木材の不足により国内産木材の需要が高まり、資材の高騰は高止まり傾向であります。様々な情報から今後もウッドショックによる影響は避けられないものと考えられます。

今定例会に上程いたしました、議案第94号において契約の一部変更をお願いしているところでありますが、変更金額の算定にあたっては、町とSPC構成企業との協議により、ウッドショックによる建築資材の高騰による増額分および、町からの要請による設計変更の増額分については、町側の負担として契約の一部変更をお願いいたしました。

今後の詳細設計において、企業努力による負担を求めることとしていますが、原油の高騰による輸送コストの影響などによる更なる建築資材の高騰により、施設の建設に影響が出る場合においては、再度協議を考えています。

価格の下落による変動に関しましては、グレードアップを図り、より良い施設の充実を求めるとし、大幅な下落であればSPC構成企業と協議の上、変更を検討することといたしま

す。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

物価が下がるのを期待します。

では、5つ目の質問をします。

維持費が年間2千万円での運営を15年間お願いしますが、15年というとおそらくボイラー、いろんな設備の、温泉パイプ、あるいはモーター類、いろんな故障が出てくると思います。やはり、その修理費用も数千万円という単位のものになるかと思いますが、その修繕費は町からの負担となるのか。また、運営にあたって、今後、収入が入ってくるんですけども、その収入に関しての配分方法を含め、お伺いします。

○議長（上田孝二君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

伊藤議員のご指摘のとおり契約期間15年の間には、ボイラー設備、空調設備、循環ポンプ設備など経年劣化による修繕や対応年数による機材、器具の入れ替えなど様々な維持修繕費が考えられます。

町といたしまして、施設運営および維持管理費のサービス対価として2千万円を限度額として支出し、日常的な維持管理および修繕はSPC構成企業が行いますが、ボイラー設備など大規模な修繕が生じた場合は、その都度協議することとなります。

SPC構成企業側では、突発的な維持修繕などに対応するため内部留保を予定しています。

内部留保額が上限まで確保されたあとは、当期利益の金額が町へ還元されることとなります。

次に、運営にあたっての利益配分ですが、内部留保額は1億円を計画しており、1億円を内部留保するまでは、当期利益1千万円を超える額、もしくは当期利益の20%のいずれか多い金額が町へ還元されることとなります。

なお、SPC構成企業とのこれまでの協議において、クスリのサンロードを含む関連事業所70店舗の利用客を通じて宣伝・発信をフル活用して、早い段階で運営を軌道に乗せることを目指しております。

令和4年度において、健康増進施設条例、規則の制定および指定管理者の指定を行い料金体系や、より具体的な運営内容を協議し決定していくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

8月以降、10数回、私も甲府市にあるヘルシーSPA サンロードに行き利用しました。の中で、参考にちょっと最近の客数の平均を聞いたところ、平均500人、祝日で600人くらいとのことでした。こんな形でサンロードに行っていたときに、執行部の中の課長が来ていたみたいで私を見かけたとのことでしたが、やはり調査に来て勉強しているんだなと思いました。

た。でも声をかけてほしかったのが実情です。

そんな中で滞在した、私、1時間くらいでしたけども、朝11時から平日の様子とか、平日の昼食の様子とか、祝日の様子を見てきました。昼は圧倒的に高齢者が多く、夕方の時間帯でも温泉は常に、その1時間で繰り返すんですけど、30人くらいはいました。ジムの利用者というのは10人くらいでありました。やはりこれも若い人たちが、階段しかないので、若い人たちが多かったように思います。夕方までの時間帯でも、仕事帰りの若い人たちが多かったのも、夕方、ネクタイ族がすごく来たなという印象もありました。

時間帯を変えて何度か行きましたが、常にやはり30人くらいのお客さんはいたかというふうに思います。ということは、女性のほうもありますので、おそらく60人くらいが回転していくんだろうなという印象を受けました。

もちろん身延とはちょっと若干、利用者たちが違うのは、もちろん違うんでしょうけども、そういうのを勉強したところ、祝日は高齢者が少なく若い人、もちろん家族連れ、そういった人たちがすごく多かったです。12時の昼食の利用者というのは、ものすごく少ないなというふうに思いました。

食堂を利用した、土曜日でしたが、私が食堂にいる間に利用した人は10人くらい、いました。観光客は、この人は観光客だなと感じ取れる人は一人もいませんでした。

以上、こういう利用した中でいろいろ気が付いた点を自分なりに挙げてみましたら、甲府市の大里にあったところはエレベーターがないので、先ほど言った機能回復のための施設にはできないんだろうなと。だけど、図面をこの間、拝見させていただいたら、身延町には今度、エレベーターがあるということもお聞きしました。

甲府には食堂に土足では入れない。必ず靴を下駄箱に入れ、受付の人を通して、それから食堂に移るといって、非常に面倒なシステムではあったけれども、また図面を見ましたら、土足スペースと温泉のほうから行けるスペースと、そういった形で分けてあり、突然の観光客の対応にもできるようにされているのが身延の設計のほうだったなと思いました。

また、スポーツジムのスペース、これは甲府はものすごく広く感じたんですけど、300平方メートルと、ものすごく広かったんですけど、身延町は280平方メートルとほぼ同じくらいのスペースをやっているんで、これも非常に良いトレーニングができるんだろうなと。

これはちょっと、本当に気が付いた点ですけど、日当たりのいい日だったので、日光浴をする人が非常に多くて、空いているベッドを順番待ちするような、お昼に入って、温泉にも入るんですけど、日当たりのいい太陽光線に当たるという、そういった人が非常に多かったのを、サウナに入っている人より、そっこのほうが多かったくらいですので、それが非常に興味深い形でした。

身延町のほうの設計図では、ちょっと僕には分からなかったんですけど、そんな感想を持ちました。

そんな比較をしながら見てみましたが、今回の設計はかなり身延町の特性を理解していただいていると、たしかに判断できます。事業者側のやる気というのを感じました。もちろん10億円もかけるんですから、やる気を出してくれなければ困るんですが、それを本当に実感しました。

これから入浴料や使用料や細かい調整はすると思いますが、議会、また執行部の皆さんは年間会員になって健康に留意して、大いに施設を利用していきましょうということで、健康増

進施設についての質問は終わりたいと思います。

引き続き、ひきこもり支援について伺います。

ひきこもりの背景や要因は多様であることや、ひきこもり当事者の生活を支えてきた親も高齢になり、病気や要介護状態をきっかけに一家が生活困窮に陥り、社会的に孤立する、いわゆる「8050問題」の視点も加え、社会全体で多面的、総合的なアプローチが必要となっておりますが、今、身延町に対象となるべき人数の把握と、どのような状況なのかをお答えください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

ひきこもりとは、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭に留まり続ける状態とされています。コンビニでのちょっとした買い物などの外出ができる方から、必要なとき以外はほとんど自室で過ごしている方まで、人によって状態は様々です。

ひきこもり等に関する調査を、県が5年に一度、今回は令和2年度に県と市町村が実施主体となって共同して調査を実施しました。調査方法としましては、地区の民生委員の方々に調査の協力を願い、対象者は概ね15歳以上の者で、ひきこもり状態にある者の状況を把握し、各調査項目ごとに実施されました。この調査の結果、本町では21人の方が、民生委員さんの調査から、ひきこもり状態であるとの結果となりました。

県で各市町村の調査の取りまとめを行い、集計・分析をされ、その調査の結果、有効回収率は84.5%と高く、ひきこもり該当者は615人になりました。その中でも、圧倒的に男性の割合が多く、年代別では40代、50代の方が多く、その多くの方の家族構成は、親または祖父母のみと同居しているケースが多く、当事者の生活を支える親の高齢化により、社会的に孤立する8050問題に陥る可能性が高い世帯が相当あることが分かりました。ひきこもり状態にある期間は10年以上の人が約半数にあたり、20年以上の人でも2割になりました。ひきこもり該当者の家庭の主な収入は、親・祖父母の年金が多く、当事者の生活を支える親の高齢化により、社会的に孤立する8050問題に陥る可能性が高いことが予想されます。ただ、集計結果から当面は困窮する可能性が低いことも分かりました。

このアンケート調査から、いろいろなことが見えました。町でもひきこもりの概況把握をさらに進め、支援の必要性を見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

県の調査アンケート資料によると、令和元年度での各支援機関のひきこもり等の相談実績、これ県に行って聞いてきましたが、電話相談29人、面接相談12人、家庭訪問25人というふうに、身延町はこういう結果になっています。この数字はほかの市町村に比べると素晴らしく、ほかの報告を聞くと1人とか、2人とか、そんな取り組みに大きな差があることを実感したのが現実です。担当課の丁寧な対応等、難しいご苦労があったと推察します。

ちなみに、今年も県でアンケート調査があると聞いてきたんですけども、性別・年齢・対象者、そんな状況等がありましたらお答えください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

伊藤議員が言われました、ひきこもり等の相談実績ですが、例年、県の調査の一環として、今後のより良い支援策につなげていくために、市町村におけるひきこもり支援対策の実績、課題、要望についての調査を行い、それらの意見から、毎年、県で開催しています、ひきこもり支援検討会議で共有してきております。

ちなみに、この人数は延べ人数ですが、相談人数、家庭訪問と、県内の町村では非常に多く、その都度、担当者も親身になって対応してきており、峡南保健所の精神保健福祉士へ繋ぎ、一緒になって支援しております。担当者は、支援するために対象者状況を把握していますが、人数など、それ以外に個人が特定できるものは公表しておりません。

伊藤議員の質問中にあります相談等の人数ですが、これは平成30年度の相談実績であり、翌年度の令和元年度に調査を実施したものです。令和元年度の実績は、翌2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、調査は実施されませんでした。今年度についても、県では今のところ昨年度の実績調査は実施をしない方向で考えているようであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

実績調査をして、もちろんコロナですから思うようにできないと思います。先日、1週間くらい前ですか、ニュースで不登校は過去最高だったというふうにニュースでありましたが、同じように平行して、ひきこもりも増えているというふうには思います。今後、問題が山積みのような気がします。

3番、今後、間違いなく増加するであろう、ひきこもりや不登校に対して、町としての対策・支援・取り組み等ありましたら、お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

先ほど、答弁しましたように、相談人数や家庭訪問等は多くなっています。

また、ひきこもりのアンケート調査結果からも、ひきこもり支援の入り口を明確化し、ひきこもりの背景や要因が多様であること、8050問題等、新たな課題が出てきております。

支援の一つとして、福祉保健課の事業で居場所支援として「デイケア」を毎月、開催しています。家庭に閉じこもりがちな人を外に出し、人との交流や会話を通じて、対人関係を広げ、仲間づくりを目標に、いろいろな場所に行き、頭や体を使い、定例で有意義な時間を過ごしております。

また、学校教育課では不登校対策として、様々な悩みを抱える児童生徒などが適切な相談を受けられるよう、学校長、担任、養護教諭やスクールカウンセラー等が連携し取り組んでいます。その中でも、峡南4町で共同設置しています峡南地域教育支援センター「やまなみ教室」

の身延教室として身延地区公民館大河内分館に設置しています。そこで、不登校児童生徒の集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより学校復帰を支援しております。

これからも、ひきこもり状態にある方の状況に応じた社会参加に向けた支援を図り、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもり実態の把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくりなど、県と連携しながら支援体制を拡充し、手厚い支援の充実をしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○6番議員（伊藤雄波君）

生活困窮や社会的孤立の問題が深刻化している現在、ひきこもりニートという言葉がメディアにたびたび登場します。こうした状態は、長期化して重症化することが多く、生きづらさを抱えている人は少なくありません。相談できる人、また相談できない人、どうしていいか悩んでいる人、どこに誰に相談していいかわからず途方に暮れる人など、まだまだ表に出てこない方々もいると思います。

複合的な課題を抱えている方、またはそのご家族の方に対し、適切なカウンセリングを行い、重症化する前の早期解決を包括的にサポートする体制をつくり、社会の一員となり心豊かな生活を送れるように支援しなければならないと思います。

おそらく県との連携が大切で、やはり身延町内での取り組みはまわりに知り合いが多いとか、うちの子は違いますとか、休んでいるだけとか、なかなか自分のところがひきこもりだというものを表に出すことがないのが難しいというふうな現状だと思います。

その取り組みを前向きに、そして具体的にスタートしたのが御殿場市でありました。御殿場市の要就労支援者相談窓口担当課は、社会福祉課が務めていましたが、その事業の受託事業を行い、支援施設として経営している株式会社ノースゲイトという会社に訪問する機会がいただけたので、ちょっと御殿場市まで行って話を伺ってきました。

数日前に、この支援方法を参考にして、非常に良い取り組みだということで、厚労省からもこの会社に見学に、御殿場市に来ていました。近い将来、ひきこもり支援に多くの助成金が出るように、私はなんか感じました。

今までは、支援の取り組みに対して助成金というのは、ひきこもり本人のためのお金ではなく、それを取り組むためのお金は出ているようですけれども、当事者そのものに補助金が出ていくのではないのかなど。そして多くの取り組みは、電話相談や面接相談しますが、ここまでは行政でもよく話は聞きます。でもほとんどのケースが、行くところへ行くで見守っていきましようという結果につながって、解決がされていないのが現状であり、ここで終わってしまっ、具体的な方法がないのが現状です。県でもその方法を模索しているというふうな見解でした。

しかし、この御殿場市での取り組みは、その後に訪問支援やカウンセリングを様々な角度から心の扉を開けるアプローチを行い、外出、面談から職業訓練ができるようになるまで併走してくれます。

その御殿場市のパンフレット、ここにもあるんですけども、相談してあげるほうの顔写真

をしっかりと載せるそうです。そうすると、相談者は非常に安心感を持って相談に応じてくれるということをおっしゃっていました。身近な人ではなく、やはり知らない人のほうが相談しやすいという形で増えたそうです。

また、ネットワーク協議会を組み、支援団体、そして行政、そして寮などの施設、ひきこもりの子を寮生活させて支援する。そして、その施設で、1年間の寮生活が終わったら、企業が相談者として、そういうケースを共有するところまで、今、御殿場市はもっていています。その企業を協賛するのが株式会社リコーであったり、接客業が多い株式会社時之栖ほか、いろんなチェーン店や、就職できるそういうところと行政と、そういった支援団体と、すべてが共有することによって活用しているということでありました。これは就職した実例もあげて、こういうパンフレットの中に、どこどこへ就職してというような、そういう名前は出しませんが、そういった実績も踏まえて載せるような形にして取り組んでいました。

こういった形で相談責任というのは、もちろん見守っていくから一步踏み出そうとすると、相談責任やそういったものが生まれますが、身延町も一步踏み込んだ、そういった積極的な取り組みを期待しております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（上田孝二君）

以上で、伊藤雄波君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告6番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

通告に従いまして質問をいたします。

今般、富士川町、市川三郷町で問題がありました。それについて、入札、契約についてお伺いしたいと思います。

先ほど伊藤議員からかなり詳しい、数字的なことが出ていましたけども、違う意味で、どういう状況で入札関係が行われているのか。私たちも今まで、そんなに詳しく知らないということで、そして町民におければもっと、どういう状況で行われているのか分からないということで、基本的な入札の条件、今の実行されている状況についてお伺いしたいと思います。

まず、身延町議会の議決に付すべき契約についてですけども、議会の議決を必要とする契約の条件についてお伺いします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

すでに今年度に入りまして、議会の議決に付すべき契約について、二度の臨時会で、工事について3件、財産の取得について2件、議決をいただいておりますが、改めてご説明させていただきます。

田中議員もご存じではあると思いますが、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例があります。

第2条で、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負となっています。

また、第3条では、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産、若しくは動産の買入れ若しくは、売払い、又は、不動産の信託の受益権の買入れ、若しくは売払いとなっております。

ぜひ、条例等をご確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。承知しました。

条例も見ましたけれども、今、言われるとおりに行われているということで了承しました。

次に、一般競争入札についてお伺いしたいと思います。

一般競争入札は、どのような契約について行われるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答え申します。

建設工事等で技術的難易度が高く、規模の大きい工事を対象としております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

これは一般競争入札の場合は、金額はいくらからという、そういうことはないんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

本町では「概ね1億円以上」を対象としております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

一般競争入札参加の資格条件を問います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

身延町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱に基づき、入札参加有資格者名簿に登録された業者としています。

また、入札の告示によって、参加業者のこれまでの実績や会社の所在地など、様々な条件を付す場合があります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

その資格が必要って、これは登録かなんかだと聞いていますけども、その登録にする資格と
いうのもあるわけですかね。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

身延町へ指名参加が提出されて適格者と認めた業者の名簿になります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

それでは、一般競争入札にかかる最低入札者件数というのは決まっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

入札者数については、数の制限はございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

そうすると、一般競争入札の場合は登録してあって、資格のある人は、誰でもと言うとおかしいけど、入札に参加できると。そうすると、こういう入札がありますというのは公示されるわけなんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

そのとおりでございます。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

では次に、指名競争入札についてお伺いします。

伊藤議員の質問の中で、指名競争入札がわれわれ的にはすごく多いということで、町の状況、事情も通知しながら行われているということですけども、指名競争入札を行う契約の種類、またはどういう契約を対象としているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

指名競争入札は、これまでの実績や信用の発揮が期待される工事等の契約について導入をしています。このため、適格で誠実性の高い業者を選定し、質の高い工事等が可能となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

実績となると、今まで実績のないところというのは、指名競争入札にはなかなか選ばれないとか、選びにくいと思うんですけども、そういうところはどうか。実績がとりあえずないわけですよ、指名されないということは。そういう業者が指名に入ってくるには、どういう条件が必要なんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

指名参加願いにその会社の実績等、書いてあります。それらに基づきまして、最初からはあれかもしれませんが、随時、見まして、入札に参加できるよう指名会議等で諮る予定になっております。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ということは、公共事業に限らず、その会社自身の業務の実績ということで捉えていいんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

そのとおりであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

その参加業者の選別、今言われたような事情を踏まえながら選別しているということですが、どのように決められているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

工事ですと身延町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱、また業務委託ですと身延町業務委託等に関する事務取扱要綱、物品ですと身延町物品の購入に関する事務取扱要綱に基づき、入札参加有資格者名簿に登録された業者の中から実績等をもとに選定しております。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

入札の場合に入札参加資格を取らなければいけないという入札は、金額が決まっているんですか。例えばいくら以下は、その入札参加資格がなくても入札に参加できるとかという、その線というのはあるんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

指名参加願いが提出されていなければ、指名に入ることはできません。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

指名入札にはそうなんだけど、そうでなくて、例えば金額の低いもの、一般的な低いもので入札というのがありますよね。指名競争入札というのではないけども、入札をして物品を購入するということがあるではないですか。それには、登録がいないというのがあると思うんですけども。そのところをちょっと分かりにくいので。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えさせていただきます。

金額の多寡にとらわれずに、指名参加の届け出がない業者は指名はできませんし、入札には一切参加できません。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

では、その指名競争入札により契約をする条件というのは、結局、その入札に登録がしてあるということが最低必要条件というように考えていいということですね。分かりました。

そして、業者の指名選考委員というのがあるそうですが、そのメンバーは、最終決定は町長の決裁が必要ということらしいんですけども、どういうメンバーであり、どういうタイミングで指名選考委員会というのは開かれるのか。それとともに、その議事録は作成されているのかどうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

指名業者の選考は、身延町建設工事指名競争入札参加者の資格及び選定要綱に基づき、町長、副町長、会計管理者、財政課長、事業主管課長および必要と認めた職員が構成員となっています。

この指名会議では、主に事業内容、事業箇所、指名業者など事業主管課から説明がなされ合議により、最終決定がされています。

なお、財政課、事業主管課が説明資料を準備しておりますので、議事録については作成をしておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

市川三郷町で事件がありましたけども、その中では指名競争入札の参加者を選ぶ委員会のメンバーから町長をこれからは外していくというような新聞、ニュースがありましたけども、身延町は今の段階では、最初の選考委員には町長も参加して決めているということではないですか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、財政課長が説明したとおり、メンバーの中に私は入っています。ただ、身延町の場合は、ある程度、Aランク、Bランク、Cランク、例えば工事で言えばですね、業者のランクが決まっています。Aランクの事業であれば、すべてのAランク、身延町内のすべての業者を指名するというようなルールができています。例えばBであれば、この地区のBの業者を全部指名しましょうと。ここを入れて、ここは外しましょうとかという考えは及びませんので、指名業者は決まってくるので。だから指名会議では、事業内容とか、事業の箇所、そして工期、そういうような説明が主になっています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。伊藤議員もよく言われているけど、身延町の業者をやっぱり育てていくというか、使っていくということは当然、基本だと思うんですけども、そういう意味で、ランクはあるにしても、その工事に対して、今の町長の説明は本当にありがたいと思います。これからもそういった形で、できるだけ町内業者を盛り立てていくというのは、やっぱり行政

の役割だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、随意契約についてお伺ひします。

随意契約となる場合の条件は、どんな種類の契約、どんな金額によるのか、回答をお願ひします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

随意契約することができる条件として、①少額の契約による場合と②その性質や目的が競争入札に適しないとする場合、③緊急に必要とするもの、④競争入札に付することが不利なもの等があります。

少額の契約による場合について、具体的には工事または製造の請負が130万円以下、業務委託の場合であれば50万円以下が該当いたします。

また、その性質や目的が競争入札に適さないとしているケースは、特殊な技術や知識等を有する者と、契約しなければ目的が達成できない場合が該当いたします。

ほかに緊急のものとしては、災害時等における契約が、競争入札に付することが不利なものとしては、契約履行中の者に履行させることが履行期間の短縮につながる、経費の節約が確保できるといった場合等が該当いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。

それで、現在随意契約での契約案件はどんなものがあり、何件あるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

令和3年10月30日現在での随意契約案件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による物品購入や各施設の老朽化に伴う修繕やリース契約を含めまして、674件であります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。結構、数が多いという感じですね。600件以上ですか。

例えば随意契約の場合も、同じものが何年も随意契約でつながっていくというような場面もあるわけでしょう。そういうものもありますか。特別、今現在ない。特殊性があれば、結局同じ工事というか事業が、去年の随意、また続いて随意というのは、可能性というのは今、ないですか。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

今、財政課長がお答えした随意契約の、600件からの件数については、物品の購入であれば、当然、こういったボールペンとかですね、そういったものまで含めた中のものがすべて随意契約という形になります。

また、10万円以上のものであれば、2社以上の見積もりを取った中で業者を決めていきながら、なおかつ随意契約ということですので、1回ごとに、ほとんどが、終わるものが少額のものだということに考えますし、特殊性のあるものというのは、例えば、ある業者が、工事であれば、特殊な技術を持っていて特許を持っている。そうすると、私たちが求める、いわゆる結果がその特殊な能力を使わないと達成できない、特に災害とかということになりますと、そういうものを採用することによって、いわゆる町の目的が達成できて、なおかつ短時間で工事等が終わるということであれば、そういうものも随意契約の、金額を超えても対象になるということですので、今までのもの、600何件というのは、本当にすべてのものという中で、ご判断していただければと思います。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

最後、令和2年度の契約数と一般競争入札、指名競争入札、随意契約数、その割合、これは伊藤議員のときに、たしか答えが出ていたと思いますので、これは割愛いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

すみません、先ほど田中議員の質問の2-3、一般競争入札参加資格条件は何かという答弁の中に、入札の告示と私は言っていましたが入札の公告であります。大変申し訳ありませんでした。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

トイレ休憩として10分、3時10分、暫時休憩といたします。

再開は3時10分です。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告7番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は今回、5点について質問をしたいと思います。

まず第1点目、新型コロナウイルス感染対策について質問いたします。

10月にワクチンの集団接種が終わったそうですが、個別接種も含めて状況はどうですか。お答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

国の指示のもと、本町では集団接種を基本にしてワクチン接種を5月から始め、10月10日をもって集団接種を終えてきました。この間、国の優先接種順位に基づき、高齢者から始め、8月からは64歳以下の若い方に移り、基本的には年齢を順に下げ、12歳以上の接種を希望します方にそれぞれ間隔を開けて2回接種してきました。

集団接種を終えた後、飯富病院にお願いして未接種者の方を対象に、10月から12月にかけて、接種日を設定して予約に基づき、現在も希望者には接種を行っている状況です。

11月30日時点の本町の2回接種を終えた方ですが、9,293人で接種率は84.81%になります。そのうち、65歳以上の方は4,956人で接種率は91.59%です。64歳以下の方は4,337人で接種率は78.2%になります。すべての接種率において山梨県の平均を上回っております。

町としましても接種を希望いただいた方、すべての方には接種することができたものと思っております。また、心配しましたが、これまでに重篤な副反応が出た方はおりませんでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

5月から始まって、多くの方たちが集団接種をして、本当に職員の方たち、車の誘導をはじめ本当に暑い中でも一生懸命頑張ってくれて、これだけの人数が接種をしたということで感謝をしていきたいと思います。

新聞報道もありましたけれども、町の接種は平均を上回っているということで安心もしたんですけども、現在も希望者に、飯富病院で接種を行っている。この個別接種というのは、どういう人たちが、現在も続いている、12月いっぱいということなんだろうかね、どういう人たちが個別接種を行っているのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

今、答弁させてもらいましたように、10月から12月にかけて、飯富病院のほうで予約に基づきまして、あくまでも未接種者という意味合いの中で、これまでに接種をしてこられなかった方、受けられなかった人を対象に今回、飯富病院にお願いする中でそれぞれ接種を行ってきております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

別に、お年寄りとか動けない人とかという、そういうくくりはなくて、ただ今まで接種していなかった人が飯富病院で受けられるということで、ということは、この接種率も上がるということで理解していいですね。はい、分かりました。

今後のワクチン接種なんですけれども、オミクロン株ということで、この前の町長の所信でも8カ月経った人で、オミクロンの状況で早まる可能性もあるというようなこともお聞きしたんですけれども、今後のワクチン接種というのはどういうふうと考えてやっていこうと思っておりますか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

国の指示のもと、本町でも3回目として追加のワクチン接種に向けまして、準備を進めているところです。

今回、国で示された対象者は2回目の接種を終えた18歳以上のすべての方が対象となり、原則2回目の接種完了から8カ月以上経過した方となります。今回も1・2回目同様、集団接種をメインに考え、下山小学校体育館において土曜日・日曜日に行う予定となっております。

スケジュールとしましては、2回目の接種が早かった医療従事者等が今月から始まり、その後、2月頃から優先順位で早く打ち終えた高齢者施設の入所者および従事者等に接種し、順次、高齢者の方より、3月上旬から8月頃にかけて集団接種を行っていきます。

今回の3回目接種の対象者となります方には、2回目接種から8カ月経過頃、町から接種券付予診票を郵送しますので、希望します方は予約をしていただき、3回目の接種をしてもらいます。

また、現在、医療機関とも調整中ではありますが、移動が困難な高齢者の方や、土日に接種を受けることが難しい方などには、町内の病院で個別接種できるよう、病院と協議しております。

今後、町広報紙やホームページなどで周知を図りながら、接種を希望します町民の方には計画的に接種を行っていきます。1・2回目同様、安心・安全で円滑なワクチン接種に向けて接種体制を整え、職員一丸となり鋭意実施してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

1・2回目は希望者が12歳以上ということでやったということで、子どもの中にはかなり熱が出たということも聞いていて、今度3回目なんですけど、これは免疫を高める目的ということでやるということなんですけれども、厚生労働省は、報道によると早ければ来年2月頃から5歳から11歳の子どもたちに対して、接種を始めるというような報道もあったんですけれども、このことは町としては、国のそういうような方針ということで、町としては来年、どういふふうにするのかという、これはちょっと保護者の間でも不安というか、そういう声も多く聞

かれるんですけど、町としてはどういうふうを考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

今、議員がおっしゃいましたように、国のほうで5歳から11歳の方も接種を今後予定しているということを報道機関等でお話ししていますが、町としましても、国の指示に基づきまして、今後やはり病院、医療機関と話をしながら、もちろん保護者の方にはしっかりと、そのへのメリット、デメリットでないですが、話をしていきながら進めていきたいということを考えております。まだ具体的にやっていくというふうな方向は、まだ見えてはないんですが、国から指示のもと、行うようになりましたら、3回目と並行して同じように接種はしていくように考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほども言ったように、やっぱり小さい子どもというと、親も悩みが深まってくると思うんですね。やっぱりコロナは怖いけど、後遺症が、子どもの場合、もう私たちは先がそんなしれてるからあれですけど、子どもの場合、10年20年先、どういう後遺症が出るか分からないということで、親もやっぱり悩むと思うんですね。そういう意味ではやっぱり判断できるものをきちっと提示をして、広報なんかでいろいろやってくれるというふうにおっしゃっていたんですけども、判断できる材料を提示してもらわないと、親は本当にどうしようかという思いで悩んで、今もそういう報道が出て悩んでいるという話も聞いていますので、そういう意味では、ずっと悩みを引きずっているというのもあれですから、どうしたいのかということも含めて情報は適時にやっていただきたい。そこで親が判断するということになると思うんですけど、お願いをしたいと思います。

今度、個別接種もできるように協議をしてくれているということなんですけども、前回は私、個別接種を主にしてもらいたいという話をしましたところ、やっぱり病院との協議が、なかなかできないということで、集団接種が主だったんですけど、これは病院と協議が進んでいて、できる可能性があるということで、こういうような答弁になったんでしょうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

この個別接種につきましては、本町でも3病院、中核病院であります飯富病院、身延山病院、下部病院があるわけなんですけど、そのうちの飯富病院、身延山病院につきまして、お話をする中で前向きに考えていただく中で、個別接種を行っていくということをほぼ了解を得ておりますので、あとそのへのやり方といいますか、接種の方法等は今後、病院と協議していきたいということになっていきますので、並行して集団接種と同じように予定をしておりますので、またそちらにつきましても周知をしていきます。

でも、先ほど言いましたように、あくまでも移動が困難な方ですとか、土日の勤務などで接

種ができない方を対象にすると、そういったことを個別接種のほうではやっていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。そういう制約があるということですね。かかりつけ医だから、そこでやりたいといっても駄目ということなんですね。もう一歩進んでくれるといいなと思いますけど、病院としても容量があると思うので、あまり贅沢は言えないかなと思っています。分かりました。何しろ広報とか、そういうものはきちっと出していただいて、親だけではなくて、いろんな人が、まだ接種できていないという人もいますから、そういう意味では判断材料になるような、そういう広報をきちっと、分かりやすく丁寧に何回も出していただきたいと、それは要望します。

次、障がい者施策についてということで質問をします。

障がいを持っていても、年を取っても安心して、この町でいつまでも住んでいられる町にしていくというのが私たちの願いだと思うんですけども、選挙のときに、重い障がいを持つ方に会って、これはちょっと困難だなということで町長に相談をしたら、町長が早速、そういうところがあるんだったら一緒に行きますよと言ってきて、すごい前向きな考え方をしてくるなというのは、すごい私は感謝をしたんですけども、それはそれで解決をしたんですけど、そうはいつでも、この町は障害者手帳を持っている人が結構、人口の割に多い町で、そういう人たちが施設に入所をせざるを得ない人もいますけども、在宅で、家で家族と一緒に、障がいを持っていても住んでいたいという人たちが、どうしたらこの町で住みやすく過ごしていけるのかということ考えたときに、私はいくつも課題があるんじゃないかなということで、お話をした人は、いつもは自宅でお風呂に入っているんだけど、やっぱり家族で、誰かがいなくなったとか、ちょっと用事があったということで、家でお風呂に入れない状況があって困ったという話も聞いたので、これはなんとか、お風呂は毎日入れれば、これは障がいを持っていようが、高齢者だろうが同じだと思うんですけども、その方から言われたのは、町は高齢者のデイサービスはたくさんあるのに、障がい者がお風呂に入れる施設がなかなかないんだよという話をお聞きして、峡南地域って施設もそんなにないし、そういう障害者福祉サービスって、峡南地域ってなかなか限定的なのかなというふうに思っていたんですけど、やっぱりそういう日常生活に不便をしているという話を聞くと、やっぱり、もしできるものだったら、お年寄りのための介護保険のデイサービスのそういう施設で、障がいを持っている人たちも頼めば入れてもらえるようになれば、安心して住めるんじゃないかなと思って質問をしました。お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

現在、町内の障害者施設においては、障がい者の方が利用する入浴サービスが行える施設は数少ない現状です。また、このサービスを受けるには、審査を受付・決定した後に利用できる

ことになります。

町外の障害者福祉サービス事業所については、重度の障がい者の方が利用できます施設があります。本町の障がい者の多くの方は、そちらの施設のサービスを利用しております。

共生型サービスとして、介護保険、障害者福祉のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的にしてありますが、現在、町内の介護保険の指定を受けています施設においては、介護保険の被保険者の方以外は、サービスを利用することはできません。

町内の民間の高齢者介護事業所の施設については、共生型サービスの基準・報酬などの設定がなく、施設の規模にもよりますが、重度の障害者の方の入浴サービスは難しいところがあります。

町としても、町の社会福祉協議会で運営していますデイサービスの施設について、協議をさせていただき、重度の障がい者の方も利用できますよう、サービスの検討をまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私はもっと簡単に、利用をお願いすればできるのかなということがあったんですけども、やっぱり介護保険の施設は介護保険の制度の中でせざるを得ないということで、できないんだなというふうに思ったんですけど、あと共生型の施設が最近、峡南地域、身延町ではないですけど、峡南地域、ぽつぽつ出てきていますよね。この共生型の施設で、できないかなと思ったんですけど、これもなんか縛りが、基準とか報酬などの設定がないからできないということなんでしょうか、ちょっとそこのところが私、共生型だとできるのかなというふうに思ったんですけど。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

議員がおっしゃいます基準とか報酬の設定なんですけど、自分の施設のほうでの設定するものでございまして、自らの基準とか報酬などの設定がない施設につきましては、共生型施設ということの中で利用することができないようになっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

共生型というのは、それを目的に介護保険でも、障害者サービスでもできるというのが共生型ではないんですか。それを目的に共生型をとっているのではないですか。だから、そこできないということが、私、ちょっと理解できないんですけど。そこのところがちょっとよく分からないんですけど。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

あくまでも共生型は施設側の設定となっておりますので、施設のほうで設定いただければ利用ができるようになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ちょっと、ずっと落ちないんですけど、分かりました。最後に、町の社会福祉協議会で運営しているデイサービスの施設があるから、町でやっているから、これがそういう人でもお風呂に入れるように、ぜひ協議をしていただいて、不便ないようにしていただきたいと思っておりますけども、これはこれから協議ということなんでしょうけども。

○議長（上田孝二君）

3回目の質問になりましたので。

○12番議員（渡辺文子君）

質問はできない。

○議長（上田孝二君）

はい。今の質問が3回目になりましたので。

最初と2回、もうやっていますから。4回目です。

○12番議員（渡辺文子君）

では、もうできないということですね。はい。分かりました。

では次なんですけれども、週に1回のレスパイトサービスを使っていて、ちょっと遠くまで通っているという方がいて、この送迎にかかる自己負担が重くて大変な状況だということをお聞きしたんですね。これについて、いろんな制度があって、補助も出ているという話は聞いているんですけども、レスパイトのその現場に行ってサービスを受けるというのは、負担は軽くて済むという話は聞いたんですけど、その送迎にすごくお金がかかって、月に2万円とか3万円とかかかってしまうと。送迎だけで。そういうのはなんとかできないのかなと思って質問したいと思いますけど、お願いします。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えいたします。

障がいの方が利用できますサービスも各種ございますが、その1つに障がい者の方の日常生活や社会生活を総合的に支援を行うために、町でも移動支援事業のサービスがあり、屋外での移動が困難な障がいの方が外出のための支援を受けた際の負担を軽減する事業を行っています。

この移動支援事業には、ヘルパー支援型と車両移送型の2つのサービスがあります。送迎などで利用します車両移送型サービスは、利用者がサービス事業所と契約し利用しております。平成31年度より支払い方法を見直し、利用者の方の金銭的負担を減らすことをしてきております。なお、この事業については、運行料としての燃料代は利用者の自己負担となっております。

これからも、障がい者の方にはサービス内容の周知をする中、さらに利用しやすいサービスを提供し、支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

この移動支援事業ということで、レスパイトで、行っただけの負担は少なくなったということなんですけども、やっぱり遠くまで通わなければいけない、今までの経過があって、遠くまで通わなければいけない人にとったら、この週に2万円、3万円というのはすごく大きな、本当に負担になってくると思うんですね。運行料の燃料代は利用者の自己負担というふうになっていますけれども、これはこの制度は、きっと峡南地域の市町村の皆さんが集まって決めたんではないかなど。改善している部分もあるんですけども、やっぱりこういう燃料代の利用者負担、こういうところにももうちょっと現実に変な思いをしている人たちがいるわけですから、今後の検討課題ということで、ぜひ、峡南地域はそもそもそういう施設がないし、遠くまで行かなければいけない。燃料代がかかるんですよ。そういう地域的なものも含めて、やっぱり峡南5町だと思っただけなんですけど、そういうところでちゃんと担当者が決めると思っただけなんですけど、そういう施設が近くにはないという特殊性も含めて、この燃料代の補助を、全部利用者負担ではなくて、補助も検討課題に入れていただきたいということをお願いをしますが、これどうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

今、議員がおっしゃいましたように、この事業は峡南地区で、ある程度、足並みをそろえて事業を行っているものでございまして、また担当者会等の中で話をしながら検討はしていきたいと思っております。やはりあくまでも自己負担で、誰もがタクシーに乗るときには燃料代というものを設けるわけなんですけど、そういった意味合いのもとに、こちらの自己負担の燃料代ということを出してもらっています。そのようなことで、今後、この事業を進めるにあたりまして、その足の確保の燃料代等も検討の1つにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

それでは3点目です。小中学校の安心・安全な通学支援ということについて、お尋ねをいたします。

1点目、小学校、中学校ごとの通学の状況、スクールバスの状況ですね。これはどういうふうになっていますか。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

各学校のスクールバス等の路線についてのご質問ということで答弁させていただきます。

身延清稜小学校のスクールバスは、静川線および久那土線の2路線を運行しており、タクシー運行は1台です。

下山小学校のスクールバスは、北川線、大炊平線、一色線および八日市場線の4路線を運行しており、タクシー運行は1台です。

身延小学校のスクールバスは、八木沢線、大島線、角打線および豊岡線の4路線を運行しており、タクシー運行は1台です。

身延中学校のスクールバスは、下部線、久那土線、西嶋線および静川線の4路線を運行しており、タクシー運行は2台です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

前に合併したあとに中学校の4路線なんですけれども、大島とか、あっちのほうの人たちがスクールバスをなんていう話があって、不公平だという話もあったんですけど、でも統合の条件ではなかったし、これ以上、お金がかかるということで、子どもたちや保護者の負担を考えると、本当に忸怩たる思いがあったんですけど、先ほどの同僚議員の質問の中で、令和5年の夏に新しい中学校のスクールバスの保護者に対して説明をしてくれるというような答弁があったので、このときには、本当に全町をひっくるめて、スクールバスが全部行ってくれるというような感じに理解をしたんですけど、今までの、行かなかった分のところも行ってくれるということで、それをそういうふうに理解をしいいんでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

遠藤議員にお話したのは、説明会のほうは身延地域の豊岡、大河内、それから身延地区の中2、中1、小6の保護者を対象にしたいと思っていますけども、令和4年度に中学校と、新しく下山にできる新中学校が、どこまでが徒歩の区域とか、そういうものを決めなければいけないんですけども、そこで大幅に見直しがあるようであれば、全保護者に集まっていただくことを考えていますけども、今からそのへんは決めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今は下部とか、中富地区を走っていますよね。だけど、身延地区がなかったわけだから、それも含めて、今度は新しく、そういうのをつくって周知をするということで理解をしいいんですねということなんですけど。はい、分かりました。

そして、各スクールバスの乗り降りの場所はどういう基準で決められていますか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

毎年、小中学校とも入学者がおりますので、入学者の自宅と既存の乗降所を確認し、児童生徒の乗降所を指定し通知しております。そこで、既存の乗降所まで距離がある場合などは、児童生徒が安全に乗降できる場所とスクールバスが安全に停車できる場所を探し、新たに乗降所を設置しています。最終的には、遠藤議員に答弁したとおり、各小中学校に設置したスクールバス安全運行会議で承認していただいております。

小中学校でスクールバスを運行していますので、児童生徒が混乱しないように、できる限り小中学校とも同じ乗降所を利用するように努めています。また、乗降所を毎年変更することも、児童生徒が混乱しないよう、できる限りしないように努めています。併せて、1路線に乗降所を増やす場合、増やせば増やすほど乗車時間が長くなり児童生徒の負担にもなりますので、増やす場合は慎重に検討しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。

そして、その場所を決めるのに保護者や生徒の希望は聞きながら決めていきますかということでお尋ねします。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

毎年、入学者の自宅と既存の乗降所を確認し、児童生徒の乗降所を指定し通知しています。そこで、保護者から別の乗降所の希望があれば、前のご質問で答弁したことを考慮しながら、できる限り希望どおりに乗降所を変更および新設するよう努めています。

年度途中で乗降所を新設するような要望があった場合、児童生徒がスクールバスに乗車する時間も長くなったり、また、出発時刻や途中乗車時刻など運行時刻全体を見直す必要が生じるなど影響が大きいので、その路線に乗車する児童生徒の保護者に学校の協力を得て事情を説明し、理解を得られた場合、スクールバス安全運行会議で承認をいただき変更することになります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ちょっと中学生から聞いたんですけど、アンケートを取って、どこで乗り降りするとかという、そういうアンケートを取ったらいいんです。希望が叶えられるのかなと思ったら、うんもすんもなかったということで、やっぱり中学生ともなると、無理だったら、こういう事情で今

はちょっと無理なんだよということを言えば理解できると思うんです。だけれども、アンケートは取ったけれども、全然、希望が叶わなかったという話も聞いているので、せめて返事がほしいと。保護者もそういうふうに言っていたんですけども、叶わないんだったら叶わないでしょうがないけれども、希望どおりには、みんながみんなないかないですよ。だけれども、どういう事情で、こうだから今回はちょっと無理ですよみたいな、返事が何にもないということで、ちょっと不信感があったという話も聞いたんですけども、やっぱりアンケートを取るからには、自分の願いが実現できるという思いで、きっと書いたと思うんですね。それに対して何の返答もないし、いまだに希望も叶わないということで、そういうこともあったという話も聞いたので、せめて理由を、叶わないなら叶わないで、こういう理由だということで返事がほしいということで、当然だなというふうに思ったんですけど、これについては、教育委員会は関わってはいませんか。学校でアンケートを取ったのかな。

○議長（上田孝二君）

深沢学校教育課長。

○学校教育課長（深沢泉君）

お答えします。

そのアンケートなんですけども、学校教育課では入学するときにアンケートというか、通知をいたします。あなたはここの乗降所ですというような通知をするんですけども、そのアンケートというのは、どういうアンケートなのか、ちょっと私も承知してなくて、それは中学校でしようかね。そのアンケートというのは、私はちょっと承知していないところです。その中学校に状況を聞けば、議員、分かりますか。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

その話を聞いたので、中学校へ行って先生と話をしました。やっぱり子どものことだから、ちゃんと説明すれば、叶わなくても事情はきっと分かると思うから、ぜひそういう説明をしてもらいたいと言ったら、やっぱり、分かりましたということで、校長先生はそういうふうにお答えをしてくれたんですけども、やっぱり子どもに関わることでですから、大人が不信感を抱かせるようなことであってはいけないので、ちょっときめ細やかに対応をしていただきたいなと思ったんですけど、教育委員会は、ではあまり、知らなかったということですね。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

今のご指摘のとおりなんですけど、1つ確認をいたしたいのは、この学校のスクールバスに関しては、先ほど深沢学校教育課長が説明しているとおり、丁寧に時間をかけて、確認に基づいて丁寧に決めてきて、手続きを経てやっております。その中で、学校が独自でアンケートを取って、それが教育委員会に報告がないということは、まず考えられないなというふうに教育長としては考えております。というのは、一緒にやっていることなので、そういうことは、まず身延町においてはいいはずだということで、そのへんの連携プレーは合併当初から丁寧に話し合い等々、手続きを経てしっかりやってきておりますので、もし学校のほうでそういうことがあれば、それは早いうちに私のところまで、しっかりと話が来るような、丁寧さをもって、この

運行についてもしっかりやっているつもりであります。ぜひそのことについて、ご指摘があったのであれば、これからも十分気を付けてまいりますけれども、おそらく、そういう気持ちの面で少し傷つけたなということがあれば、必ず現場とは丁寧に、身延町教育委員会でやっておりますので、ぜひご安心をしていただきながら、今後もその点については配慮をしながら丁寧に適切に対応してまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

では、4番目のあけぼの大豆の栽培についてということでお尋ねをいたします。

今年のアケボノ大豆、栽培農家から生産調整で困ったという話がありました。この原因は何でしょうか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えいたします。

今年度の枝豆の共選は10月8日から28日の21日間を予定しておりましたが、10月に入って枝豆の生育が急激に進んだことにより、出荷を開始してから10日間ほどで、出荷量が共撰所の収納力を上回る昨年比の2倍と集中したため、この間2日の出荷調整を行いました。

また、下半期に入ってから枝豆の黄色への変色が急速に進行したため、2日間前倒しで共選を終了させていただきました。

このような状況になった要因は、収穫期の急激な気温低下などが大きく影響し、例年25日間ほど、均等に出荷されていたところ、2週間強に収穫が集中したものと考えられます。

この出荷調整により生産者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたが、今後はこのような状況にも対応し得る体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私、アケボノ大豆を栽培している人、何人かに話を聞いたんですけど、困ったというよりも怒りですね。本当に今年は生産調整で、出そうと思って採ったけれども、調整がかかってしまって、採っておいたら黄色くなってしまって出さなかったと。それから値段が300グラム600円で最初売っていたんですけど、これがすごく下がってしまって、最終的には380円まで下がったという話を聞きました。600円で最初、農協を通じないで知り合いに売っているとか、そういう人がいたんですけども、その人が最初600円で売っていたのがだんだん500円になり、だんだん価格が下がってしまって、来年から買ってもらえないんじゃないかという、すごい、町は農家を苦しめているのかと聞いて、本当に怒りの言葉を私も何人かから聞いてきました。

Aランクで出荷しようとしていて、それが駄目だということでBランクにしてほしいといったけど、それも駄目で、30%も破棄をしてしまったと。本当に死活問題になってしまったとか、やっぱりこの答弁を聞くと、天候だけが理由、原因というふうに私はちょっと、そう思っ

てしまったんだけど、でも去年は長雨で大変だったり、天候なんていうのは、農作物を作っている限り、どうしようもないですよ。それにどう対応していくのかということを考えないと、農家の人たち守れないではないですか。あけぼの大豆作れ作れとって、すごく宣伝をして作って、そして今度、天候のおかげでずいぶん採れすぎてしまったから価格が暴落してしまったみたいな、なんかちょっと、もう少し生産者を守る施策というか、そういうものがないと、ちょっとやっつけられないと、本当に私も言われてしまったんだけど、もうちょっと、最後にこのような状況にも対応し得る体制づくりを検討していくというふうにあったけど、やっぱり天候だけではない、需要と供給、種を売っているわけだから、どのくらいできるかと。天候がよかったら、どのくらいできるかということももう予想がついているはずだと言われたんですよ。そういう意味では、今回の、本当に苦い、生産者が本当に怒っているようなことが、もう、ないようなことは考えて、今年はどうしょうがないですから、今後、来年に向けてどういう対策を取るのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えいたします。

具体的な方策としましては、枝豆の共選の処理能力を上げるため、今年度の出荷量にも対応し得る高性能の枝豆選別機と定量袋詰機の購入を検討しております。予算につきましては、山梨県の補助金を活用させていただくため現在調整している段階であり、令和4年度当初予算に要望する予定ですが、改めてご審議をいただきたいと思います。

それから販路の確保、拡大につきましては、JA中富直売所をはじめ、県内各所のJA直売所、大手スーパーなど現在の出荷先のほか、新たな販路の開拓をすでに始めております。合わせてオンラインショップ、ふるさと納税の返礼品などの販売を強化することで、生産者が安心して出荷できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

やっぱり生産者が安心して作って出荷できないと、いくら町で作れとって、ちょっと大変な状況が今年はできてしまったので、やっぱり、今後、この経験を活かして、販路の拡大についてもいろいろ努力はしているというのはわかりますけど、やっぱり生産者をどう守っていくのかということもきちっと考えていかないと、それと農協に全部、一本化をするような状況ということも考えられるんですけど、やっぱり農協って利益を追求しているところですよ。だから、そういう意味ではたくさんできたら、価格を下げて売らなければいけないわけだから、そういうものではなくて、もうちょっと、それ一本ではなくて、生産者を守っていく施策ということを考えていかないと、天候によったら、本当に去年の4割とかということも聞いていますので、死活問題になっているので、そのところはやっぱりきちっと生産者を守っていく施策を今後、販路拡大もやっていきながら、いろんな機械もやりながら、そういうこともしていないと、生産者が安心して作っていけないんじゃないかなと思います。その点については、どうなんでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

先ほども説明した具体的な方策の中で、今年度、2倍以上の出荷が前半出まして、当然、そこをクリアできる能力を持った体制を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

最後ですね、5番目、介護保険料、国民健康保険税の負担軽減についてということで、町議会議員選挙の前に日本共産党身延町委員会で町民アンケートを取った中で、町に望むことで、この2つが多くありました。介護保険料、国民健康保険税の負担軽減ということが、2つがとでも多くありました。このことの、介護保険料と国民健康保険税について、町としての認識と対応についてどう考えているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

それでは私のほうからは、介護保険料に係ることについてお話をさせてもらい、のちほど国民健康保険税については町民課長がお答えいたします。

介護保険は、介護を必要とする人が少ない負担で介護サービスを受けられるよう社会全体で支えることを目的とした制度です。

40歳以上の健康保険加入者が必須で加入し、40歳になった月から保険料の支払い義務が発生し、それ以降は生涯にわたって保険料を支払うことになります。

この保険料も自治体ごと、3年ごとに見直しをして、介護サービスに必要な給付額の見込み量等に基づき、必要な予定額など、3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされており、今年度からの第8期の保険料基準額を、3月の定例会においてご審議いただき、4月1日から適用をしております。

また、その際にも合わせましてご審議いただいたわけですが、国・県・町とそれぞれ公費を投入して、低所得者の方の保険料軽減を行う仕組みを設けております。こちらは、平成27年度から始めたもので、その第1弾として、市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1段階の方の保険料基準額に対する割合を下げました。さらに平成29年度から消費税10%引き上げ時に、やはり市町村民税非課税世帯全体を対象にして現在に至るまで、第1段階から第3段階の人の保険料基準額に対する割合を規定し、軽減強化に努めてきております。

現在の本町の軽減対象者は、およそ2千人で65歳以上の被保険者の約4割近くにあたる方が保険料の軽減を受けております。

介護保険料ですが、利用される介護サービス料が増えていく中、サービスを必要とされる高齢者も、団塊の世代がまもなく75歳以上を迎えます。今のサービスを維持し、利用者が安心してサービスを受けられ、また、10年後、20年後を見据えた中で、特定検診やがん検診の受診率の向上、あるいはフレイル予防・100歳体操などの介護予防事業や、一昨年度から本格的に始まりました地域支え合い事業の推進などを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

私からは、国民健康保険税に係ることについてお答えをいたします。

ご存じのとおり、平成30年4月から、市町村とともに都道府県が国保の保険者となり、財政運営の責任主体となるなどの国保制度改革が実施に移されました。その背景には、国保制度の構造的課題として、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低く保険税負担が重いこと、また小規模保険者が多く財政が不安定であることなどが指摘されてきたところです。

本町の国保におきましても、まさにこの構造的課題が表れていると認識しています。令和2年度の数値を見ますと、加入者全体に占める65歳以上の方の割合は年間平均で51.2%、一人当たりの医療費は約41万6千円で県内では2番目に高く、一人当たりの国保税調定額は約11万1千円で、県内で上から10番目という状況であります。

このような課題に対しまして、これまでも保険給付費の多寡や所得水準の差異に着目した財政調整の仕組み、あるいは低所得者に対する保険税の軽減の仕組みなどにより、国、都道府県、市町村は、それぞれ公費を投入してまいりました。

ちなみに、今定例会に上程した国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、未就学の子どもに係る均等割保険税の軽減を行うものでありまして、この軽減相当額を、新たに公費で手当することとなります。

町としては、今後も法令に基づき、適切に公費を充当し、国保財政の安定化や税負担の軽減に努めてまいります。

併せて、申し上げるまでもないことですが、加入者の皆さまが健康を維持していただくことが保険給付費の減少につながり、結果として保険税負担の軽減につながるものでありますから、今後も特定健診などの保健事業の取り組みにつきましても、鋭意推進してまいります。

最後に加えさせていただきますが、冒頭に申し上げた国保制度改革におきましては、同一都道府県内での保険税水準の統一ということが将来的な課題として打ち出されています。山梨県ではこのことに向けた取り組みの一つとして、保険税賦課方式について、県内全市町村が3方式に統一することとしています。

本町の国保税の賦課方式の見直しに当たっては、近年の国保特別会計の収支決算の状況や財政調整基金の状況も考慮しつつ、中期的な見通しの中で、例えわずかであっても引き下げが可能かどうか、このことも念頭に入れながら、現在、税務課とともに検討を進めていることを申し添えまして答弁を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

介護保険料なんですけれども、いろんな制度で軽減というのは理解しているんですけども、65歳以上の第1号被保険者がかなり、それで現役の人たちがかなり高くなっているというのが現実だと思うんですね。私の周りにはいる人たちは、結構そういう人たちが多くて、本当に負

担が大変だというようなことで、もちろん減免とか免除とか、そういう点では低所得者にあつていろんな制度があつて、ただ、私たち年代の第1号被保険者の現役の人たちがすごく高く、本当に大変だという話も聞いています。だからこそ、生きがいデイサービスに行ったり、それから100歳体操をしたり、介護保険料が高いから少しでも自分たちが努力して安くしようという努力はしているんですけど、なかなかそれが数字に表れないというのは、しょうがないことかなと思つています。

介護保険料を担当として、どう捉えているのかというのはちょっと私、必要だなと思つたんですけど、国民健康保険の、私、ずっと、子どもの均等割の保険を廃止すべきではないかということで一般質問もして、やっと軽減が、未就学児の子どもに関わつて今回、この条例が出たということで、軽減が行われたというのは一歩かなと思つているんですけど、この町は子どもに対してすごく手厚いことをいろいろしているんだから、やっぱり子どもの均等割をなくしていくという方向で考えていかなければいけないのではないかなというのと、それから担当者が最後に、たとえわずかであっても引き下げが可能かどうか、このことを念頭に入れながら検討を進めているという、これはすごくありがたいことで、たとえわずかであっても、やっぱり住民の皆さんが大変な思いをしているところを考えた場合に、こういう引き下げが可能かどうかを、今、やってくれているんだというふうに思つたときに、その努力には頭が下がる思いで、この町は高齢者が多いし、高齢者が多いとどうしても医療費が高くなつてしょうがない部分もあるのかも分からないけど、でもそういう努力をしてくれているんだということが分かれば、少し希望が持てるような気がするんですね。

ただ、担当者がどういう認識のもとで、この施策をやっているのかということが私、分からなかったから、最初に認識を聞いたんですけど、国保は分かつたんですけど、介護保険は、なんかそのところがちょっとよく分からなかった、どういう認識でやっているのかというのがちょっと分からなかったの、それだけちょっとお聞かせいただきたい。本当に、みんなが思うように高いと思つているのか、しょうがないと思つているのか、そのところをお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

お答えします。

あくまでも、所得に応じて異なる所得段階のところに入ってきているわけなんです、今回も第8期ということで、この4月から計画を立てる中、介護保険料の保険料の見直しをさせてもらいました。

先ほども言いましたように、今後はやはり75歳以上の方が、団塊の世代の方が入ってくるということの中で、やはり今後ますます給付等も増えてくることも予想されますが、そこは町でもできるだけ、もちろん上げないようにはしていきたいと思つていますが、給付額が財政的にも、見込み額を立てるに当たりまして、この計画の3カ年の中で、町も今年度の8期を十分、計画の中で実行していきまして、次回の9期につきましては、今回の8期を終えるころまでには、しっかりと9期の保険料を見直しをする中で、もちろん誰もが低い金額と言いますか、それは誰もが望むところではあります、やはりあくまでもやはり給付が、今、本当に非常に、身延町も年々高くなつてきていることは事実でありますので、今後は、例えば基金等を投入す

るなりということも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

やっぱり3期から比べると本当に倍ぐらいになっているんです、8期が。3期が月額3,410円、それが8期だと6,600円になっている。大体、倍になっているんですね。やっぱり、こういうことを考えると、高いと皆さんおっしゃるのは当然だと思うので、努力をぜひ、基金を使ってでもなんでもしていただきたいと意見を申し上げて、私の一般質問は終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時11分

令和 3 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 4 日

令和3年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和3年12月14日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第10 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更について
- 日程第17 議案第95号 財産の取得について
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	遠藤基
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	佐野美秀
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
生涯学習課長	中山耕史	施設整備課長	羽賀勝之

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日はお手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第82号、議案第83号、議案第85号および議案第87号から議案第91号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、委員会付託省略議案表のとおり報告第11号、報告第12号、議案第84号、議案第86号、議案第92号から議案第95号および諮問第5号は委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

日程第3 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

日程第4 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第82号の質疑を終わります。

日程第5 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第83号の質疑を終わります。

日程第6 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第84号の質疑を終わります。

日程第7 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第85号の質疑を終わります。

日程第8 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第86号の質疑を終わります。

日程第9 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第87号の質疑を終わります。

日程第10 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第88号の質疑を終わります。

日程第11 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第89号の質疑を終わります。

日程第12 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第90号の質疑を終わります。

日程第13 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第91号の質疑を終わります。

日程第14 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第92号の質疑を終わります。

日程第15 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第93号の質疑を終わります。

日程第16 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

伊藤達美議員。

○13番議員（伊藤達美君）

この契約変更の事由についてでございますが、資材価格等の高騰および設計変更という、そういう事由でございますが、とりわけ資材価格等の高騰の根拠、理由、例えて言うならば、どここの市場の、先物市場、3カ月、6カ月、1年先の木材価格の高騰が、先物市場の価格が上がっているがゆえにこういう契約変更やむなしとなったと。その市場はどこであるのかとか、あるいはどういう標準価格を基準にしているのかとか、そのへんの詳細について、もしお分かりであればご説明願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

今、ご質問の関係の市場調査等は、町ではなくて、今回、委託しておりますSPCのいわゆる企業体の中に、当然のことながら、その業務を行う設計業者もその中に入っておりまして、その市場を精査する中で、詳細設計に今、取り組んでいるところであります。

したがって、そういった専門業者が見積もった中で、こういった形でもって明細が、この間、申し上げたように、ウッドショック、それから海外から調達する、いろいろなものが高騰しているという中のものでもって、実施設計を組むことができないということの中で、町と綿密な打ち合わせをする中で、今回の変更契約をお認めしていただきたいということで議案を出したところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美議員。

○13番議員（伊藤達美君）

そうはいつでも、その高騰の数字の根拠ですよ。根拠が、例えば海外市場の先物が3カ月、6カ月、1年先、上がっていると。それでいいではないですか。ただ単に上がっているからというだけでもって、契約変更するなんていう、そんなことではうまくない。それなりの理由を明確に。皆さん方、説明を受けているはずだと思います。ただ単に資材が上がっているから契約変更をさせてください、はい、分かりましたというわけではいけないと思います。当然、国内の流通価格は、市場があるはずですよ。専門の専門誌があって、3カ月先、6カ月先の価格の動向等、把握されているはずでありまして、そういう説明を、もし資材価格等の高騰で契約変更するならば、そういう理由は、説明は受けているはずだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

教育委員会のほうも施設整備課をあずかっておりますので、その立場でお答えをいたします。伊藤議員のご指摘のとおり、金額等も非常に大きいものになっておりますので、こちらのほうでも詳細につきまして、今、関係のところと詰めをしているところでございます。ぜひ、委員会がこの後ございますので、その場で私たちのほうでも詳細なデータをもとにご説明を再度申し上げまして、議論をしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（上田孝二君）

柿島君。

○11番議員（柿島良行君）

今の答弁の中で、委員会で詳細説明するという説明がありましたけれども、本議案は委員会省略議案に指定されております。よろしく取り計らいください。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おっしゃるとおり、この案件については付託をされておられません。しかし、今、この場で質問を受けまして、今、手元にすぐ資料として提出することができませんので、付託ではございませんけれども、委員会のときに資料などを提出しながら、執行部側の説明として、ぜひ、その機会を設けていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

教育厚生委員会がありません。ですから予算決算常任委員会の中で説明をいただくということではよろしいでしょうか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

日程第17 議案第95号 財産の取得についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

日程第18 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案件は人事案件であるため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、議案第82号、議案第83号、議案第85号および議案第87号から議案第91号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案表のとおり、報告第11号、報告第12号、議案第

84号、議案第86号、議案第92号から議案第95号および諮問第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会付託を省略します。

日程第19 休会の決定をお諮りします。

議案調査のため、12月16日は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、12月16日は休会とすることに決定しました。

田中一泰君。

○8番議員 (田中一泰君)

ちょっと元へ戻って申し訳ないんですけども、議案第94号、予算決算常任委員会で付託しておかないとうまくないのではないのでしょうか。

予算決算で検討するというところに、今、話になったと思うんですけど。

○議長 (上田孝二君)

議案第94号は、そこで執行部のほうから説明を受けるということで。

それでは、暫時休憩として議運を開きたいと思います。

では暫時休憩にします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時24分

○議長 (上田孝二君)

再開いたします。

議会運営委員会委員長の広島委員長から説明をお願いします。

広島君。

○9番議員 (広島法明君)

議会運営委員会を開催いたしまして、先ほどの議案第94号につきまして検討をしましたけど、本来からいえば最初の議運の段階で、もう少し中身のほうをチェックして付託すべき案件だったかもしれないということは深く反省はしておりますけど、全協資料等で省略してもいいではないかという判断に達したということは、重々反省をしております。

今回のことにつきましては、あくまでも付託省略議案という扱いで、この件につきましては、先ほど議長が申し上げたとおり、予算決算常任委員会の席において補足説明をしていただき、資料を提供してもらい、それについて補足説明をしていただき、それについての質問は可能とするということになりましたので、一応、当然、付託議案にはなりませんので、委員会での討論、採決はしなくて本会議での討論、採決ということに扱わせてもらうように決定しました。よろしくをお願いします。

○議長（上田孝二君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤基君）

ただいま、議運の委員長から付託議案にならないということいただきましたけども、今回の提出議案の議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第7号）におきまして、財政課長が説明しているとおおり、その第3条によりまして、債務負担行為をお願いしているところであります。内容的には、その7ページをご覧になっていただきたいと思いますが、身延町健康増進施設整備運営事業を、これを3,448万円の、いわゆる限度額を設定していただくというようなものを出しておるわけでありまして。この経過につきましては、去年、この事業につきましては、13億円を議決していただきまして、SPCと現在、12億4千万円で契約をしているわけでございます。ここに限度額、去年の説明の中で13億円を限度としてSPCと契約を結んだ中で、12億4千万円も議決していただいているわけでございます。

したがって、限度額まではあと6千万円、実はあるわけであって、その範囲内でもって、本来収まれば変更契約ができたわけでございますけども、今回SPCと協議をする中で、どうしてもその中に収まらないという中で、今回、改めまして3,448万円をお願いする中で、今回の変更契約に至るというようなところの枠をつくっていただいたわけでございます。

したがって、予算決算常任委員会の席において、この債務行為と併せて、先ほどの伊藤議員の質問に対しても、変更契約についての、この債務負担行為を提出案件として詳細な説明を施設整備課のほうでさせていただきますので、予算決算常任委員会の中でご審議をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

それでは、そのようにさせていただきますのでよろしくお願ひします。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時30分

令和 3 年

第 4 回身延町議会定例会

12月17日

令和3年第4回身延町議会定例会（4日目）

令和3年12月17日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）
日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
日程第5 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
日程第6 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第11 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算（第7号）
日程第12 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更について
日程第18 議案第95号 財産の取得について
日程第19 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第96号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第8号)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	遠藤 公久	2番	深山 光信
3番	佐野 昇	4番	山下 利彦
5番	佐野 知世	6番	伊藤 雄波
7番	望月 悟良	8番	田中 一泰
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	柿島 良行	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(22人)

町長	望月 幹也	副町長	笠井 祥一
教育長	保坂 新一	総務課長	遠藤 基
会計管理者	小笠原 正人	企画政策課長	幡野 弘
交通防災課長	佐藤 成人	財政課長	佐野 美秀
税務課長	伊藤 克志	町民課長	穂坂 桂吾
福祉保健課長	望月 融	観光課長	佐野 和紀
子育て支援課長	松田 宜親	産業課長	高野 修
建設課長	望月 真人	土地対策課長	伊藤 天心
環境上下水道課長	水上 武正	下部支所長	内藤 哲也
身延支所長	千頭 和康樹	学校教育課長	深沢 泉
生涯学習課長	中山 耕史	施設整備課長	羽賀 勝之

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は補正予算1件が追加案件となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第82号、議案第83号、議案第85号および議案第87号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 伊藤雄波君、登壇してください。

伊藤雄波君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤雄波君）

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

伊藤委員長は自席にお戻りください。

次に予算決算常任委員会に付託した議案第88号から議案第91号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 望月悟良君、登壇してください。

望月悟良君。

○教育厚生常任委員長（望月悟良君）

予算決算常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (上田孝二君)

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(身延町職員給与条例の一部を改正する条例)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員 (渡辺文子君)

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(身延町職員給与条例の一部を改正する条例)について、反対討論いたします。

本件は令和3年人事院と山梨県人事委員会勧告に伴い、町職員の期末勤勉手当を0.15カ月分引き下げるものです。昨年に続く期末勤勉手当の引き下げになります。

正規職員で見た場合、昨年の引き下げ幅が平均2万2,800円だったのに対し、今回は平均5万2,600円の引き下げで、2.3倍もの引き下げ幅となっています。さらに会計年度任用職員はもともと正規職員に比べて低い給与なのに、今回、平均1万8,500円の引き下げで、昨年の3倍以上の引き下げ幅となります。さらに深刻です。

そもそも今回の人事院勧告が行われたのは、8月10日のことです。その後、就任した岸田首相は「分配なくして成長なし」といって、新しい資本主義の実現を掲げています。それなのに地方への分配の大きな牽引力である地方公務員の賃金を減らして、本当に分配が進むでしょうか。岸田首相は分配を促進するために、民間企業に賃金アップを要請し、保育士や介護職員の賃金を引き上げる方針を示していますが、今回の期末手当引き下げはそうした政府の方針とも矛盾するのではないのでしょうか。

民間労働者の賃金との整合性を図るためと言いますが、公務員の賃金は、また民間の賃金に影響します。引き下げのサイクルを断ち切り、賃金の引き上げ、底上げで分配の好循環をつくる必要があるのではないのでしょうか。

新型コロナ感染の影響で多くの町民と接する職員は緊張感も増し、仕事量も増えていると思います。新型コロナワクチン接種のため、一丸となって取り組んできた職員に対して期末手当を引き下げるような仕打ちには賛成できません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

報告第11号 専決処分の承認を求めることについてに賛成の立場で討論させていただきます。

このことにつきましては、初日の提案理由、また背景等でも言いましたけど、公務員の期末手当、いわゆるボーナスについてですけど、国家公務員の人事院勧告がもとになり、それに伴い、総務省から都道府県の人事委員会や各自治体の市町村へ国家公務員の取り扱いを基本として対応を求める通知が来るのが通例です。

背景の説明にもありましたけど、地方公務員法第24条第2項に、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されています。

人事院勧告は民間水準に合わせて民間との格差を解消するというのが基本であり、今回のボーナス引き下げについては、コロナ禍により社会情勢が厳しく、先ほど同僚議員が8月の時点とは違っているのではないかということですけど、そうは言っても、まだまだコロナの影響は社会情勢には強く影響していると思います。そういったことで、民間水準が数年前より低下していることを考えれば、身延町でも流れに沿った対応ということで、それに伴う今回の議案でするので、この報告第11号については賛成いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

ほかに反対討論がありませんので、討論を終わります。

これから報告第11号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、報告第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第12号を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第82号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の制定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第83号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第85号 身延町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第86号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第87号 身延町過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

議案第87号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第88号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、報告第11号 専決処分承認を求めることについて(身延町職員給与条例の一部を改正する条例)の具体化したものなので反対をいたします。

○議長(上田孝二君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員(広島法明君)

この議案第88号につきましては、先ほど報告第11号で可決されたことに基づいての予算計上ですので賛成します。

○議長(上田孝二君)

次に反対討論はありませんか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

議案第88号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第89号 令和3年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

議案第89号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第90号 令和3年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

議案第90号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第91号 令和3年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

議案第91号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第92号 令和3年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第93号 令和3年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第94号 身延町健康増進施設整備運営事業契約の一部変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第95号 財産の取得についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については、討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

諮問第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については適任と意見を付すことに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案1件が提出されました。

これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第96号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは、本日追加で提出させていただきました議案第96号 令和3年度身延町一般会計補正予算(第8号)について、ご説明を申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)

第1条について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9,390万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,059万6千円とする。

議案についての説明は以上であります。

ここで、この子育て世帯への臨時特別交付金についての予算でありますので、その概要についてご説明をさせていただきますと思います。

子育て世帯への臨時特別給付金は18歳以下の児童に10万円相当の給付を行うものです。これ、相当というのは政府は現金とクーポンということが基本としてやっておりますが、現金のみもOKというような考え方に変わってきておまして、そういうことで、今、相当と、あえて言わせていただいています。

内容は、迅速に5万円を給付する先行給付と子育てにかかる消費やサービスに利用できる、今言いましたクーポン券5万円相当の給付となっております。クーポン券5万円相当の給付については、本町独自事業であります入園・入学支度金により経費の相当部分を賄うことができることや保護者の利便性を考慮し、本町では現金給付を行うことといたしたいと考えております。

今回の補正予算は、先行給付分とクーポン分、合わせて10万円の現金一括給付についての予算であります。対象者は920人を見込んでおり、国の基準で対象とならない養育者の年収960万円を超える児童30人分を含んでおります。

この30人への給付に対しては国の補助はありませんが、子育て世帯への支援が目的でありますので、収入の上限設定の不公平感に配慮し、町単独で給付をしたいと考えております。

これは960万円というのは、主に養育者の世帯主になるんですが、例えば共働きの場合で800万円、両方取っていれば、その世帯1,600万円の実収入があるんですが、そこには給付されるんですね。ただ、これ1人で働いて960万円という方は給付されないという、そういう意味での不公平感が出るということで、今回、その分についても予算としてお願いをしている次第であります。

実際の支給につきましては、第1回目として児童手当受給者を中心に、これ約7割の方になります。620人に対し、本日ご議決をいただければ年内の12月27日に支給を予定してお

ります。高校生につきましては、申請をしていただく必要がありますので、年明けの1月末、1月28日を予定しています。

内容については以上でございます。このあと補正予算の内容につきましては、財政課長より説明申し上げますので、ご審議をいただきご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

次に議案第96号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第96号の令和3年度身延町一般会計補正予算（第8号）について、お手元の概要書により内容説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明します。

15款国庫支出金9,089万2千円を増額いたしました。

2項2目民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付事務費補助金に189万2千円を計上いたしました。これは子育て世帯への臨時特別給付金の事務費に対する補助金であります。

子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金に8,900万円を計上いたしました。これは子育て世帯への臨時特別給付金に対する補助金であります。

20款1項1目繰越金301万4千円を計上いたしました。

2ページをお開きください。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明します。

2款総務費9,390万6千円を増額いたしました。1項14目子育て世帯への臨時特別給付金費、細目1子育て世帯への臨時特別給付事務費190万6千円を計上いたしました。

内容ですが、通信運搬費12万8千円は案内および支給決定通知書の送付料であります。

手数料6万2千円は、給付金の口座振込手数料であります。その他、業務委託料171万6千円は、給付金支給システムの導入業務委託であります。

細目2子育て世帯への臨時特別給付事業費9,200万円を計上いたしました。補助金9,200万円は子育て世帯への臨時特別給付金、国支給対象者890名の8,900万円であります。なお、子育て世帯への特例給付金、町単独分対象者30名分の300万円であります。

以上で議案第96号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第96号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第96号の質疑を終わります。

これから議案第96号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なし）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

議員の皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和3年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出案件につきまして慎重なご審議をいただく中ですべてご承認・ご議決・ご同意をいただきました。

議員の皆さまのご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り今年も残すところ2週間余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意をいただき輝かしい新年をお迎えいただけますようご祈念を申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期8日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

各位におかれましては、町民福祉の向上および町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして令和3年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時53分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上